

令和7年第1回定例会

大 江 町 議 会 会 議 録

令和7年 3月4日 開会

令和7年 3月13日 閉会

大 江 町 議 会

令和7年第1回大江町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号（3月4日）

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	5
○欠席議員	5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5
○本会議に職務のため出席した者	5
○開会の宣告	6
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期決定	7
○諸般の報告	7
○行政報告	9
○議案の審議・上程	13
○請願第1号の審査委員会付託	14
○令和7年度町政運営に関する所信と主要施策の概要について	15
○報第1号の上程、説明、質疑	28
○報第2号の上程、説明、質疑	29
○報第3号の上程、説明、質疑	30
○諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
○諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	33
○議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	34
○議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	36
○議第3号～議第28号の一括上程	37

○提案理由の説明	3 8
○一般質問	4 4
土 田 勵 一 君	4 4
○散会の宣告	5 5

第 2 号（3月5日）

○議事日程	5 7
○本日の会議に付した事件	5 7
○出席議員	5 8
○欠席議員	5 8
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 8
○本会議に職務のため出席した者	5 8
○開議の宣告	5 9
○議事日程の報告	5 9
○一般質問	5 9
大 沼 清 人 君	5 9
藤 野 広 美 君	7 3
伊 藤 慎一郎 君	8 1
安 食 幸 治 君	9 2
○散会の宣告	9 8

第 3 号（3月10日）

○議事日程	1 0 1
○本日の会議に付した事件	1 0 2
○出席議員	1 0 3
○欠席議員	1 0 3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 0 3
○本会議に職務のため出席した者	1 0 3
○開議の宣告	1 0 4
○議事日程の報告	1 0 4

○議第 3 号の説明、質疑、討論、採決	1 0 4
○議第 4 号の説明、質疑、討論、採決	1 0 7
○議第 5 号の説明、質疑、討論、採決	1 0 8
○議第 6 号の説明、質疑、討論、採決	1 0 9
○議第 7 号の説明、質疑、討論、採決	1 1 0
○議第 8 号の説明、質疑、討論、採決	1 1 2
○議第 9 号の説明、質疑、討論、採決	1 1 3
○議第 1 0 号の説明、質疑、討論、採決	1 1 4
○議第 1 1 号の説明、質疑、討論、採決	1 1 6
○議第 1 2 号の説明、質疑、討論、採決	1 1 7
○議第 1 3 号、議第 1 4 号の説明、質疑、討論、採決	1 1 8
○議第 1 5 号の説明、質疑、討論、採決	1 2 2
○議第 1 6 号の説明、質疑、討論、採決	1 3 5
○議第 1 7 号の説明、質疑、討論、採決	1 3 7
○議第 1 8 号の説明、質疑、討論、採決	1 3 8
○議第 1 9 号の説明、質疑、討論、採決	1 4 1
○議第 2 0 号の説明、質疑、討論、採決	1 4 3
○議第 2 1 号の説明、質疑、討論、採決	1 4 4
○予算特別委員会設置及び付託	1 4 6
○散会の宣告	1 4 6

第 4 号（3月13日）

○議事日程	1 4 7
○本日の会議に付した事件	1 4 7
○出席議員	1 4 8
○欠席議員	1 4 8
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 4 8
○本会議に職務のため出席した者	1 4 8
○開議の宣告	1 4 9
○議事日程の報告	1 4 9

○予算特別委員会報告	1 4 9
○議第22号の質疑、討論、採決	1 5 0
○日程の追加	1 5 1
○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 1
○議第23号の質疑、討論、採決	1 5 3
○議第24号の質疑、討論、採決	1 5 4
○議第25号の質疑、討論、採決	1 5 4
○議第26号の質疑、討論、採決	1 5 5
○議第27号の質疑、討論、採決	1 5 5
○議第28号の質疑、討論、採決	1 5 5
○議第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 6
○議第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 7
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 9
○請願審査委員会報告、質疑、討論、採決	1 6 1
○日程の追加	1 6 2
○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 2
○閉会中の継続調査について	1 6 3
○議員の派遣について	1 6 4
○閉会の宣告	1 6 4
○署名議員	1 6 5

大江町告示第4号

令和7年第1回大江町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年2月27日

大江町長 松 田 清 隆

1 日 時 令和7年3月4日 午前10時

2 場 所 大江町議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（11名）

1番	菊地英幸君	2番	廣野秀樹君
3番	大沼清人君	4番	菊地邦弘君
5番	藤野広美君	6番	櫻井和彦君
7番	安食幸治君	8番	関野幸一君
9番	伊藤慎一郎君	10番	土田勵一君
11番	宇津江雅人君		

不応招議員（なし）

令和 7 年第 1 回大江町議会定例会

議 事 日 程（第 1 号）

令和 7 年 3 月 4 日（火）午前 10 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 請願第 1 号 「国による学校給食の無償化を求める意見書の提出について」の
請願
- 日程第 6 令和 7 年度町政運営に関する所信と主要施策の概要について
- 日程第 7 報第 1 号 専決処分の報告について
- 日程第 8 報第 2 号 専決処分の報告について
- 日程第 9 報第 3 号 専決処分の報告について
- 日程第 10 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 11 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 12 議第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 13 議第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 14 議第 3 号 大江町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第 15 議第 4 号 大江町施設使用料の免除期間の延長に伴う関係条例の整理に関する
条例の制定について
- 日程第 16 議第 5 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例の制定について
- 日程第 17 議第 6 号 大江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
- 日程第 18 議第 7 号 大江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条
例の制定について
- 日程第 19 議第 8 号 大江町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の

制定について

- 日程第 20 議第 9 号 大江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 21 議第 10 号 大江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 22 議第 11 号 大江町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 23 議第 12 号 大江町水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 24 議第 13 号 町道路線の廃止について
- 日程第 25 議第 14 号 町道路線の認定について
- 日程第 26 議第 15 号 令和 6 年度大江町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 27 議第 16 号 令和 6 年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 28 議第 17 号 令和 6 年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 29 議第 18 号 令和 6 年度大江町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 30 議第 19 号 令和 6 年度大江町宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 31 議第 20 号 令和 6 年度大江町下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 32 議第 21 号 令和 6 年度大江町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 33 議第 22 号 令和 7 年度大江町一般会計予算
- 日程第 34 議第 23 号 令和 7 年度大江町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 35 議第 24 号 令和 7 年度大江町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 36 議第 25 号 令和 7 年度大江町介護保険特別会計予算
- 日程第 37 議第 26 号 令和 7 年度大江町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 38 議第 27 号 令和 7 年度大江町下水道事業会計予算
- 日程第 39 議第 28 号 令和 7 年度大江町水道事業会計予算
- 日程第 40 一般質問（1 名）

10 番 土田勵一

○ 歴史ある名称や文字の使い分けについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１１名）

１番	菊 地 英 幸 君	２番	廣 野 秀 樹 君
３番	大 沼 清 人 君	４番	菊 地 邦 弘 君
５番	藤 野 広 美 君	６番	櫻 井 和 彦 君
７番	安 食 幸 治 君	８番	関 野 幸 一 君
９番	伊 藤 慎一郎 君	１０番	土 田 勵 一 君
１１番	宇津江 雅 人 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 清 隆 君	副 町 長	桃 井 亮 一 君
教 育 長	清 野 均 君	総 務 課 長	五十嵐 大 朗 君
政策推進課長	鈴 木 利 通 君	地域振興課長	清 水 正 紀 君
税務町民課長	阿 部 美代子 君	健康福祉課長	伊 藤 修 君
農 林 課 長	秋 場 浩 幸 君	建設水道課長	櫻 井 洋 志 君
教育文化課長	金 子 冬 樹 君	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	阿 部 美代子 君

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	西 田 正 広 君	議 会 事 務 局 庶 務 主 査 兼 庶 務 係 長	庄 司 由 利 君
--------	-----------	-----------------------------------	-----------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（宇津江雅人君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、令和7年第1回大江町議会定例会を開会いたします。

また、ご覧のように、今年も啓翁桜を飾ることを許可いたしました。

◎開議の宣告

○議長（宇津江雅人君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宇津江雅人君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（宇津江雅人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、大江町議会会議規則第127条の規定により、

5番 藤 野 広 美 君

6番 櫻 井 和 彦 君

を指名します。

◎会期決定

○議長（宇津江雅人君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、さきの議会運営委員会での協議に基づき、本日から3月13日までの10日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から3月13日までの10日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（宇津江雅人君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、私から、山形県町村議会議長会定期総会の件について、ご報告いたします。

定期総会は2月12日に開催され、令和6年度の会務報告並びに令和7年度の事業計画と収支予算について承認されたほか、地方創生とデジタル化のさらなる推進や議会への多様な人材参画及び議会の機能強化など、昨今の地方自治体と地方議会を取り巻く諸課題12項目の決議が承認されました。

以上は、山形県町村議会議長会定期総会の報告となります。

次に、西村山広域行政事務組合第1回議会臨時会の件について報告を求めます。

5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） それでは、私のほうから、西村山広域行政事務組合議会第1回臨時会報告を申し上げます。

お手元の資料をご覧ください。

令和7年2月5日水曜日、寒河江市議会議場で、西村山広域行政事務組合議会第1回臨時会が開催されました。

最初に、行政報告として、新たに齋藤真朗寒河江市長の理事長就任と、鈴木浩幸朝日町長の副理事長再任の報告がありました。

提出案件数は、次の3件です。

議第1号 令和6年度西村山広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）については、

人事異動及び山形県人事委員会勧告に伴う人件費の精査や事業費確定等により、歳入歳出全般について見直しを行った結果、2,237万5,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ18億395万6,000円とするものであります。

議第2号 令和6年度西村山広域行政事務組合寒河江地区クリーンセンター、斎場特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出全般について見直しを行った結果、4,030万2,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ10億927万円とするものであります。

議第3号、記載のとおりでありますので、ご覧になってください。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（宇津江雅人君） 続きまして、議会運営委員会の行政調査の件について、報告を求めます。

9番、伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君） おはようございます。

私のほうから、議会運営委員会の行政調査について報告いたします。

調査年月日は、令和7年2月14日、調査場所は、宮城県加美郡色麻町議会です。

調査事項ですけれども、議会運営活動の取組について、議員成り手不足解消の取組について、義務教育学校色麻学園開校時の議会としての取組についてであります。

所感を申し上げます。

色麻町は、宮城県の中央北西部に位置し、人口は6,092人、世帯数は2,095戸、令和7年1月末です、農業を主体とした町であります。隣接している町村には、自動車産業で伸びている大衡村などがあります。

議員定数は13名で、70歳以上は6名、5期から7期の人が7人、経験豊富な議員で占めていると感じてきました。一般質問は90分で、私たちの町より30分長いようです。同じ内容の一般質問が提出された場合でも、議員の発言を尊重して、議会運営委員会で調整していないとのことでした。議会報告会については、議会懇談会に改め、11月頃にワークショップ形式で行っておりました。議員成り手不足については、昭和63年に1度無投票になってからは、毎回選挙になっているようです。女性議員は1名で、ほかの市町村よりは少ないと感じているようでありました。

色麻町立小中一貫校、色麻学園については、特別委員会は立ち上げませんが、教育民生常任委員会で、広島県、福島県、青森県などに行政調査を行っておるようであります。

以上なことを鑑みると、学ぶべきことが多々あり、参考にしていきたいと感じてきたとこ

ろでございます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（宇津江雅人君） 日程第4、行政報告です。

町長から行政報告の申出がありますので、これを許可します。

松田町長。

○町長（松田清隆君） おはようございます。

今年は、1月末から2月初旬にかけた大雪に見舞われ、2月7日の時点で、左沢地区では96センチ、柳川地区では2メートル33センチの積雪深を記録いたしました。これを受け、同日に大江町豪雪対策本部を立ち上げ、生活道路の除排雪等の強化に努めてまいりました。先週からの気温の上昇により積雪量は大幅減少しておりますが、今後も雪害の防止対策に万全を期してまいりますので、町民の皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、行政報告として5件について報告を申し上げたいと思います。

初めに、令和6年度大江町職員採用追加募集についてであります。

さきの12月議会でご報告しておりましたが、秋の採用試験において、一般行政職の上級、初級に加え、社会人経験枠の募集を行い、上級行政職1名、社会人経験枠1名に採用内定を発出したところであります。しかしながら、その後において、上級行政職1名が辞退したことに加え、現状の職員体制も考慮し、12月に初級行政職1名の追加募集を行ったところであります。

追加の採用試験は2月2日に実施をし、教養試験と性格特性検査、小論文、個別面接で、厳正な選考を行ってきました。その結果、受験者4名のうち1名を合格とし、現在、採用に向けた諸手続を進めているところであります。

これにより、令和7年度における採用する職員は、初級行政職、社会人経験者枠それぞれ1名で、合計2名となりました。

次に、第2期山形連携中枢都市圏ビジョンの策定についてご報告申し上げます。

山形連携中枢都市圏ビジョンとは、村山地域の7市7町で構成される山形連携中枢都市圏

において、圏域の中長期的な将来像や目指す将来像の実現に向けて連携市町が推進する連携事業等について、取組の方向性と内容を定めるものであります。

第1期ビジョンにおける取組の主な連携事業の成果として、ふるさと納税を活用した圏域特産品等のPR、これでは、14市町が連携し、共通返礼品の拡充や共同PRを実施したことによりふるさと納税者数が増加し、圏域内の関係人口の拡大につながったところであります。また、連携による広域観光の促進では、山形版DMOの枠組みを14市町に拡大し、DMOさくらんぼ山形を設立いたしました。着地型旅行商品の造成や研修会の開催による観光人材の育成等を通して、圏域全体の観光誘客や広域周遊を促進するなど、一定の成果を収めたところであります。

このたびは、現行の第1期ビジョンの取組期間が令和6年度で終了となるため、引き続き連携する市町との相互連携協力の下、経済を活性化し、圏域の全体の魅力を高めるため、令和7年度から令和11年度の5年間を取組期間とする第2期ビジョンを策定するものであります。

第1期ビジョンから変わります主な修正内容といたしまして、圏域内の将来像を修正しております。

第1期ビジョンにおける取組内容、成果と今後の課題の追加、引き続き圏域全体の魅力を高めながら、1つ目として、誰もが安心して快適に暮らせる圏域、2つ目として、ゆとりや心の豊かさにあふれた圏域、3つ目として、夢と希望を持って生き生きと暮らせる魅力ある圏域の形成、これを目指します。

また、中長期的な将来の人口の目標を必要な時点修正を加えまして、引き続き圏域人口50万人を維持することを記載しております。

連携協約に基づき推進する具体的取組及び成果指標、これには、新規連携事業数を目標として12事業追加しております。第1期に8事業増加している実績を踏まえ、第1期を上回る12事業の追加を目標としたところであり、設定することにより連携事業を確実に増やし、連携強化による圏域の発展につなげるものであります。

また、総人口における年少人口の割合を設定し、圏域人口のうち年少人口の維持に向けた取組を強化し、持続可能な圏域の形成につなげていきます。

その他の変更点といたしまして、人口など各種データの時点修正を行ったほか、各連携事業の進捗に応じた内容の修正を反映し、これらの軽微なものがあります。

なお、詳細については、資料の1をご覧くださいと思います。

第2期目となる山形連携中枢都市圏ビジョンにおいても、各連携事業の取組が町民の福祉向上につながるよう努めますとともに、引き続き連携事業の内容等について協議を進めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、大雪による農業被害状況及び対策についてであります。

さきに申し上げましたとおり、大江町豪雪対策本部を立ち上げ、生活道路の除排雪等の強化に努めてまいりました。

また、農産物や農業施設への被害が懸念される中、ハウスの倒壊など大きな被害は今のところ報告されておりませんが、豪雪で園地を確認できない状況でもありますので、今後も農協などと協力し、被害調査を継続してまいります。

山形県では、大雪被害に係る県単独災害対策事業を立ち上げ、被害の復旧や今後の農作物生産に影響が出ないように、農道の除雪、融雪剤購入、倒壊ハウスの復旧、枝折れへの薬剤購入、捕植苗木購入、借入れ資金の利子補給など、様々な支援策を講じております。これらの事業は、市町村協調が必須となっていることでもありますので、本町においても、県や農協などと連携し、早急に対応していきたいと考えております。

現時点では被害の全容を確認することは困難であります。可能な限り情報を収集し、本定例会の会期中にでも議員各位のご理解を賜り、一般会計補正予算を追加提案させていただくことも考えておりますので、議員各位のご理解を賜りたいと思います。

次に、大江町都市計画マスタープランの策定についてであります。

大江町都市計画マスタープランは、本町の都市計画の指針として、将来あるべき都市の姿を明示するとともに、地域における都市づくりの基本方針を定める計画として、平成10年に第1次マスタープラン、平成20年に、平成26年度を目標年次とする第2次マスタープラン、そして、平成27年に、令和6年を目標年次とする第3次マスタープランを策定してきたところであります。

本マスタープランは、その上位計画となる町の総合計画や県の区域マスタープラン、大江町総合戦略、大江町人口ビジョンに即し、関連計画である町の国土強靱化地域計画や景観計画との整合性を図る必要がありますが、今年度末に第3次マスタープランの目標年次を迎えることから、各計画との整合を図りながら、第4次マスタープランとして策定作業を進めてまいりました。

第3次マスタープランの計画期間中においては、人口減少と少子・高齢化の進行、気候変動による災害の激甚化、頻発化、新型コロナウイルスをきっかけとした新しい生活様式への

対応、デジタル化の推進など、本町を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。そのような変化や町の現状を踏まえ、今後のまちづくりの将来像や都市の課題を解決し、将来像の実現を目指すための5つのまちづくりの目標を定めたほか、令和4年度に策定した立地適正化計画とも整合を図りながら、全体構想や地域別構想、計画の実現に向けた方策などをまとめました。

このたびの素案を基に、2月12日に都市計画審議会に諮問し、様々なご意見をいただいていることから、今後は、意見を踏まえて調整を行った上で、県との意見調整やパブリックコメントを実施し、最終案を取りまとめていく予定としております。

なお、都市計画審議会の答申後、計画書の製本が完了いたしましたら、議員各位並びに関係機関等に配付する予定としておりますので、ご報告を申し上げます。

最後に、大江町上下水道耐震化計画の策定について申し上げます。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、建物や道路はもとより、上下水道の損壊も多く見られ、最大14万戸で断水が発生するなど、上下水道施設での甚大な被害が発生をいたしました。

岸田前首相は、この状況を視察し、昨年10月までに上下水道管路等の耐震化状況の緊急点検を完了させ、今年度中の上下水道耐震化計画の策定を完了させるよう指示を出したものであります。これを受けて、昨年11月1日、緊急点検の結果が公表され、報道もされておりますのでご存じの方も多いと思いますが、全国における避難所や拠点病院など災害時の重要施設に接続する管路等で、水道及び下水道の両方が耐震化されている重要施設の割合は約15%との結果であります。大江町においても、重要施設につながる上下水道施設の管路の一部しか耐震化されていない状況になっています。

大江町上下水道耐震化計画の策定に当たっては、避難所、病院、災害復旧等に当たる官公署や公共施設に関しまして、特に重要となる施設について耐震化率の目標を掲げておりますが、計画期間内において、上下水道機能を継続させるための耐震化率100%までには至らない見込みであります。

百目木、鹿子沢地区における治水対策において上下水道の布設替えを行う必要があり、優先して工事を行うことや、対象管路等の耐震化には莫大な費用を要することから、目標期限の中では全て耐震化することは困難であり、計画期間以降も必要な対策を計画的に継続していく必要があると考えています。

資料の3をご覧くださいと思います。

1 ページの計画期間については、令和 7 年 4 月から令和12年 3 月までの 5 年間とし、重要施設の設定に当たっては、地域防災計画に記載されている避難所や歯医者さんを除く医療機関、災害対策の拠点となる官公署のほか、福祉施設や公共施設の中から、5 年の期間で 100%までには至らないものの、現実的に耐震化を進められる特に重要な施設に限定し、計画を策定しました。

設定した重要施設については、下水道処理区域内の重要施設として、1 ページ下の段に記載しておりますが、避難所となる左沢小学校、町民ふれあい会館、医療機関として、白田医院、あかざクリニックさん、災害対応拠点となる役場、これら 5 施設を設定いたしました。また、2 ページについては、下水道処理区間外の施設になりますが、地震による土砂崩れが発生し、大江西川線が寸断された場合を想定して、町西部地域の避難ができる柳川温泉を設定しており、合わせて町内 6 施設になっています。

具体的な管路等については、計画書の後ろ 2 ページに掲載されている上下水道施設になりますが、上水道にあつては、耐震性の低い塩化ビニール管を耐震化するとともに、下水道においては、鹿子沢地区治水対策に関連する下水道管の布設替えにより耐震化率の向上を図ることとし、計画を組んでおります。後ほどご確認くださいようお願いをいたします。

いずれにしても、上下水道の耐震化につきましては、数年で完了できるものではなく、数十年といった長期スパンでの取組となりますことをご理解いただき、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

行政報告については以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） これで行政報告を終わります。

◎議案の審議・上程

○議長（宇津江雅人君） 議案の審議に入る前にお諮りします。

議案書が事前に配付されているものについては、審議の際の議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案書が事前に配付されているものについては、審議の際の議案の朗読を省

略いたします。

◎請願第1号の審査委員会付託

○議長（宇津江雅人君） 日程第5、請願第1号 「国による学校給食の無償化を求める意見書の提出について」の請願を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

3番、大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 皆様、おはようございます。

上程いたしました、国による学校給食の無償化を求める意見書につきましての趣旨のご説明を申し上げます。

ご存じのとおり、本町、大江町は、県内でもいち早く小中学校の学校給食の無償化を開始しており、近隣の自治体も追随するケースが相次いでおります。しかしながら、財政規模の大小により、無償化に踏み切れない自治体も数多くあります。

本来、学校給食は、児童生徒の食育を支え、小中学校教育の一環として重要な役割を果たしております。地域の特色を生かし、郷土愛の醸成や地元の食材活用による地場製品の消費拡大にもつながっております。食育には欠かせないとも言える学校給食は、義務教育の段階において、教科書と同様、各自治体の判断ではなく、無償化が当然と思われれます。

つきましては、国の責任において実施すべきと考え、請願をいたします。

ちなみに、本町の学校給食無償化には、年間3,000万円余りの予算を計上いたしております。また、国会でも一部無償化案が進展しておるやに聞いております。しかし、小中学校完全無償化にはまだ至っておりません。

以上、議員諸君のご理解とご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（宇津江雅人君） 質疑、討論を省略し、お諮りします。

請願第1号 「国による学校給食の無償化を求める意見書の提出について」の請願については、これを所管の総務文教常任委員会に付託の上、審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

したがって、本請願については、総務文教常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。

ここで、10時45分まで休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

◎令和7年度町政運営に関する所信と主要施策の概要について

○議長（宇津江雅人君） 日程第6、令和7年度町政運営に関する所信と主要施策の概要についてであります。

町長席に水差しを置くことを許可します。

それでは、町長の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 本日開会の令和7年第1回大江町定例議会に当たりまして、日頃から様々な町の取組に対し、町民の皆様、そして町議会議員各位よりご理解とご協力をいただいておりますこと、心よりお礼を申し上げます。

また、本定例会において、令和7年度の当初予算をはじめ、新年度における各種施策をご説明するに当たり、今後の大江町の目指すべきまちづくりの取組課題や方向性などについて、所信の一端を述べさせていただきます。

日本の総人口は、2023年時点の推計では、2020年の約1億2,615万人から、2050年には約1億470万人となり、約2,145万人、17%減少する見込みで、生産活動を中心となって支える15歳から64歳の生産年齢人口の割合も、この間に約7%減少するとされています。出生者数も想定を上回るスピードで減少しており、今後は社会の中核的な担い手が急速に減少し、労働力の不足がさらに進むのではないかと予想されています。

また、一方では、東京圏への転出超過は続くものと見られ、地方圏での転出超過の推移は

どこまで続くのか、予想がつかない現状となっています。人口や社会経済活動の東京の一極集中は、コロナの時期には一時地方回帰の動きが見られたものの、今後もさらに地方における人とお金の転出超過傾向は続いていくものだと考えられます。

大江町の人口予測においても、現在の7,000人程度から、2050年頃には4,000人程度に減少することが推計されています。全国的な傾向とはいえ、大江町でも人口減少や急激な少子化が進んできていることから、将来に向けたまちづくりの在り方、特に幼児教育、保育の在り方、義務教育の在り方、公共施設の在り方、行政サービスの在り方など、今後予想される様々な要素に対しまして、将来を見越し、今やらなければならないことに真摯に向き合い、対応していかなければなりません。

今まさに、少子化現象と少子化対策は待ったなしの状況であります。子どもが少ないということは、この町の将来の担い手が少なくなることです。少子化に歯止めをかけるため、子育て世代を増やす、そのために子育て支援策を充実し、若い世代を応援すること、併せて、ここに育った子どもたちがふるさとに戻ってくるよう、きっかけづくりを進めていきます。

日常生活を過ごす中で今一番声を聞くのが、あらゆる商品の値上げによる生活費負担の増加であります。これまでも原油高などが原因で関連する物価の高騰がありましたが、最近の物価高はこれまでのものとは違い、原材料の値上げに加え、賃金の上昇など複合的な要素が絡んでいますので、国や県の支援策と一体的に生活支援に取り組んでいかなければなりません。

令和の米騒動などと呼ばれた米の価格高騰は、前年比で約1.5倍から2倍に達しています。生産者にとって、米価は数十年にわたり、据置きどころか値下げの時代もあり、再生産費も危ういと言われてきました。近年は、地球温暖化の影響もあり、高温障害や大雨など自然災害の脅威にさらされています。

大江町の基幹産業として位置づけられてきた農業、その中でも稲作と果樹の複合経営が多い中、日本人にとって主食として欠かすことができない稲作は、この町にとっても守っていかなければならないものであります。町の農業を守ることは、町民の食を守ることにつながります。真面目な農業経営者にとって、本当の意味でやりがいのある農業にしていくための取組を進めていかなければなりません。

昨年10月にリニューアルオープンした道の駅おおえ「コラマガセ」では、農家の皆さんと一緒に、果物をはじめとする大江の自慢の農産物を町内外に発信するとともに、町の玄関口として観光交流の拠点施設となるよう、引き続きにぎわい創出に取り組んでまいります。

町民の皆さんが安全・安心に暮らすために、町として最優先に取り組まなければならないことの1つが、自然災害から町民の命と生活を守ることです。豪雨災害、豪雪災害、土砂災害、高温対策など、以前に比べ頻発化、激甚化してきており、対応の難しさが増えています。

百目木地区の治水対策事業は、家屋の移転補償に基づき、解体工事が進んできています。堤防整備に伴う河川敷内の利活用構想を現在検討しており、早期の取りまとめを行っていきます。月布川、鹿子沢地区の治水対策事業についても、実施設計を進めており、両地区の堤防が早期に完成できるよう取り組んでいきます。

大江町の今後進むべき方向性を示すものとして、まちづくりにおける最上位計画である第10次大江町総合計画が策定から5年がたち、計画期間の折り返し時期を迎えています。令和7年度から令和11年度までの残る5年間の短期行動計画を令和6年度末までに策定することとしており、それと併せて、第3期となる大江町総合戦略の策定を進めています。

その中で重点的な施策をお示ししながら、総合計画に掲げる町の将来像「ちょうどいい幸せを感じるまち」、これの実現に向け取り組んでまいります。

2つの計画とともに、大江町振興審議会などで毎年度事務事業の振り返りと評価を実施し、現状分析と課題解決に向けて取り組んできています。大江町総合計画の後期5か年計画の推進を図るため、令和7年度は各種事業の再スタートの年と位置づけ、全力で取り組んでまいります。

大江町の5年後、10年後、これはもちろん、50年先の姿を見据えながら、町民ニーズの的確な把握に努め、新たな課題や行政需要にも臨機応変に対応するため、引き続き効率的で効果的な町政運営に取り組んでまいります。

それでは、令和7年度の主要施策について申し上げます。

初めに、まちづくり関係についてであります。

町の将来像「ちょうどいい幸せを感じるまち」をより多くの町民が実感できるよう、施策の充実と町のイメージアップを図っていく必要があり、将来を担う若者と子育て世代から選んでもらえる町でなければなりません。住宅ローン補助や家賃補助、制服等購入補助など、ニーズに沿った町独自の移住定住支援策を継続するとともに、移住フェアなどにも積極的に参加し、「おおえぐらし」の魅力を発信していきます。

なお、移住定住を促すには、住まいの確保が欠かせません。若い世代の傾向として、住宅価格の高騰もあり、空き家への関心が高まっているように思います。空き家バンクは、地域おこし協力隊による情報発信と手厚い補助制度などもあり、物件登録数、成約数とも県内で

トップクラスの成果を上げており、町の移住定住施策の柱として機能しています。今後も、宅建協会と連携した空き家バンクの利用促進に努めてまいります。

地域課題を解決し、地域を盛り上げていくためには、地域おこし協力隊の力は不可欠なものとなっていますので、さらなる地域活性化を図るため、地域おこし協力隊を増員することといたします。

また、町民のアイデアをまちづくりに生かしてもらうため、令和6年度に創設した、まちづくりチャレンジ応援事業を継続していくほか、各地区の活性化を促す集落活性化支援交付金についても引き続き実施してまいります。

令和4年4月の全線開通100周年を記念したJR左沢線のイベントは好評を博し、町民はじめ、皆様の左沢線に対する思いの深さを実感いたしました。翌年からもイベントを継続しており、今年度は、JRとさらなる連携強化を図り、鉄道イベントの拡充や左沢線利用に対する助成も継続するなど、県や沿線自治体と連携して利用促進の取組を進めていきます。また、広く町民の足として浸透している町営バスと乗り合いタクシーについては、ダイヤ改正など、利用者の声を反映させ、利便性向上を図り、持続的な運行に努めてまいります。

ふるさとまちづくり寄附については、返礼品を提供する登録事業者を増やし、返礼品を充実させてきた結果、ここ数年、寄附額をおおむね順調に増やしてきました。しかしながら、令和6年度は、米不足による返礼品掲載の停止や異常気象被害による農産物の品不足などの影響もあり、年度途中までは寄附額が伸び悩んでおりました。これらの状況を打開するべく、新たな返礼品の開拓のほか、ふるさと納税ポータルサイトの充実やPR強化が功を奏し、最終的には前年度を上回る寄附額となる見込みとなっています。令和7年度においても、返礼品のさらなるPRと質の向上などに努め、町産品の販路拡大と販売促進、ひいては地域経済の活性化につながるよう取り組んでまいります。

令和3年9月のデジタル庁発足以来、国は情報システムの標準化やマイナンバーカードの普及促進など、自治体デジタルトランスフォーメーションを強力に進めており、デジタル技術を活用した行政システムの構築を目指しています。

本町においても、令和6年2月に策定した大江町DX推進計画に基づき、行政手続のオンライン化をはじめ、書かない窓口や、マイナンバーカードの利活用促進などの実現に向け取組を進めているところです。

町税や国民健康保険税などは、既にコンビニ納付やスマホ納付などが可能となっているほか、令和5年3月からは、住民票など証明書をコンビニや役場のかんたん窓口で取得できる

サービスも行っており、年々利用者が増えています。令和7年度には、マイナンバーカードや運転免許証による本人確認により申請書記載を省力化するシステムを導入し、書かない窓口の定着を一層進めてまいります。

庁舎内の基幹システムについては、標準準拠システムへの移行を進めており、令和8年2月の完全移行を目指していきます。

なお、SNSでの情報発信も定着しており、フォロワー数も順調に伸びています。中でも年齢を問わず利用者が多いLINEについては、令和6年度に機能を拡充し、身近な生活情報や各種申請手続の情報などが得られるようになったほか、一部の電子申請も可能となっています。今後も、興味を引く、そして、住民の皆様にとって有益でタイムリーな情報提供に努めてまいります。

次に、農業の振興について申し上げます。

本町は、リンゴ、ラ・フランス、スモモ、桃など、高品質で多種多様な果樹の生産地で、市場からも高い評価を得ています。中でも順調に生産量が伸びているスモモは、これまでの取組が実を結び、安定した高値で取引され、令和6年度において、さがえ西村山地域全体で約4億円、本町では約1億8,000万円の過去最高の出荷額を記録しました。ハウス等の初期投資を必要とせず、新規就農者でも取り組みやすい品種であるため、さらなる生産拡大を図り、大江町産スモモのブランド確立を目指していきます。また、令和7年は、県内で果樹栽培が始まってから150年の節目の年に当たります。県主催の様々なイベントと連携を図り、大江町産フルーツを町内外にPRするイベントを実施してまいります。

稲作農家の高齢化や後継者不足による耕作放棄地を防ぐため、大規模担い手を対象とした稲作経営持続化支援事業により、大型機械導入や施設整備の支援を継続するほか、親元就農を含めた新規就農者の確保を図るため、地域おこし協力隊による情報発信、OSINの会や関係機関と連携した営農支援と生活支援を継続してまいります。また、道の駅おおえ産直部門への安定出荷を図るため、令和5年度から実施してきた施設等整備の補助制度を最終年度として実施をしていきます。

美しい農村環境の保全を図るため、多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度を効果的に活用するとともに、農地中山間管理事業を活用した農地の集約・集積を進め、耕作放棄地の発生防止を図ってまいります。また、県営農村地域防災減災事業により、大江三郷地区のため池や用水路の整備を継続し、本郷東部地区の水田では、水尻柵設置工事、いわゆる田んぼダムを取組を新たに実施します。

有害鳥獣対策は深刻さを増していますが、大江町鳥獣被害対策実施隊の活動を支援し、若手隊員の育成に努め、県、J A、近隣市町などと広域的に連携しながら、農作物の被害防止を強化してまいります。

林業につきましては、森林環境譲与税を有効活用し適切な森林整備を進めていくほか、大江町美しい森林（もり）づくり協議会や西山杉利活用推進コンソーシアムと連携しながら、高品質な町産西山杉の生産、販売拡大に努めていきます。また、新たに地域おこし協力隊を配置し、森林資源を生かした林業の振興や山村活性化を目指してまいります。県代行の森林管理道開設工事である林道沢口道海線は、今後の工事の進捗を要望していきます。

次に、商工労働について申し上げます。

町内産業については、エネルギー価格や人件費の高騰、物価高の影響を受け、厳しい現状にあります。国の政策や経済動向を注視しつつ、町内産業の活性化と雇用対策を関係機関と連携して進めてまいります。

町内企業の労働者不足も深刻化しているため、企業と連携し、若者への魅力発信と理解を深める取組を強化していくほか、新規学卒者の町内就労推進、雇用の安定化に向け支援していきます。

商業については、後継者不足や事業継承等の課題もあるため、商工会と連携した販売促進の取組や店舗改修、既存商品リニューアルなどの支援、新たに起業される方への支援を行います。

観光振興について申し上げます。

道の駅おおえがリニューアルオープンしたこともあり、人と物との交流が活発になってきています。道の駅おおえを拠点施設として町内各地に周遊してもらう仕掛けをしていく必要があり、情報発信にも力を入れていきます。

県内で最も歴史が古い灯ろう流し花火大会など、各種イベントを町観光物産協会と連携して行ってまいります。観光物産協会では、花をテーマに、大山自然公園のユリまつりに加え、テルメ柏陵のアジサイを生かした誘客を検討しており、その取組を支援していきます。また、舟唄温泉、そして、奥おおえ柳川温泉が開湯して30年を迎えたことから、観光物産協会、産業振興公社と連携し、5月に柳川温泉、11月には舟唄温泉でのイベントを予定しています。年間を通して様々なイベントを行い、誘客拡大と交流促進を図ってまいります。

なお、健康温泉館と柳川温泉は、町民の健康増進を目的とした施設であるとともに、観光交流拠点でもあります。建設から約30年が経過し、大規模な修繕箇所も増えつつあることを

踏まえ、将来も見据えた経営計画や多様化する利用者ニーズなどを十分に検証・分析し、適切な施設運営を行ってまいります。今年度は、健康温泉館のボイラー更新に向けた設計業務を予定しています。

次に、道路整備・都市・住宅・治水対策について申し上げます。

本町の道路交通網の要である主要地方道大江西川線については、顔好地内の未歩道解消と狭小区間の改良に向けて、大江・西川両町道路整備促進期成同盟会などを通じて要望活動を継続していきます。また、県道左沢浮島線の狭小な歩道と積雪時の幅員確保について改善されるよう、県と協議を行ってまいります。

町道においては、令和7年度に藤田堂屋敷線道路改良工事を完成させるほか、道路の維持工事や交通安全施設の修繕、橋梁の長寿命化を図るための点検及び修繕を行います。また、冬期除排雪作業の効率化を図るため、積雪監視装置の設置、GPSシステムの配備を進め、さらなる充実強化を図ってまいります。

令和3年3月に発生した町道市野沢山田原線の地滑り災害については、豪雨により増破した箇所を含め、復旧工事を行い、令和7年度中の完成を見込んでいます。

都市・住宅施策に関しては、令和6年度に策定した都市計画マスタープランとともに、令和4年度に策定した立地適正化計画に沿ったまちづくりを進めていきます。現在分譲中のあおぞら団地は残り1区画となっており、百目木地区に整備した住宅団地とともに、早期完売に向け取り組んでまいります。併せて、藤田地区に計画している住宅団地の造成に向けた開発許可と農地転用許可の申請手続に着手いたします。

住環境整備事業として、住宅建築奨励事業や雪から家をまもる事業、空き家除去支援事業などを継続し、住みやすい住環境の形成につなげていきます。

治水対策については、豪雨被害を受けた百目木地区、鹿子沢地区の一日も早い治水対策の実施に向け、国土交通省及び県と連携して取組を進めていきます。このうち、国における百目木地区の緊急治水対策プロジェクトについては、住宅の解体が始まり、堤防整備に向けた工事が動き出しています。令和9年度の堤防完成を目指し、町でも前田川の内水対策を講じてまいります。また、堤防整備に伴い、河川空間と町が融合し活性化するための「かわまちづくり計画」の国からの承認を得るため、山形河川国道事務所との協議を継続してまいります。

鹿子沢地区については、県事業として堤防整備による治水対策を円滑に進めるため、県と連携、調整し対応をしてまいります。

続いて、水道事業・生活排水処理対策についてであります。

町道藤田堂屋敷線の道路改良に合わせた配水管布設替えを行うなど、管路の更新を進めていきます。また、令和7年1月に策定した上下水道耐震化計画に沿って、避難所など重要施設の機能が継続できるよう耐震対策を進めてまいります。給水人口の減少や施設の老朽化など、水道事業を取り巻く環境が年々厳しくなっていることから、漏水対策や経費縮減に努めるとともに、経営戦略を策定し、将来の水道事業の健全な経営につなげていきます。

生活排水処理対策については、令和6年4月から公共下水道事業及び農業集落排水事業が、地方公営企業法に基づき下水道事業として企業会計に移行しました。経営面では、将来的な人口減少に伴い一層厳しい運営になるものと予想されることから、経営戦略を策定し、将来にわたり適正な事業運営に努めてまいります。また、百目木地区と鹿子沢地区の治水対策に関連し、下水道の管渠敷設替えが必要となることから、両地区における実施設計を行います。

合併処理浄化槽設置事業については、公共水域の水質保全と公衆衛生面での視点から、くみ取りや単独浄化槽からの転換に対する支援とともに、老朽化に伴い修繕が必要になった場合の補助制度を継続してまいります。

次に、福祉・子育て・健康・医療について申し上げます。

本町の高齢化率は、令和7年1月時点で42.1%と年々増加傾向にあり、高齢者の福祉対策は重要な行政課題となっています。このため、独り暮らしを含めた高齢者世帯を重点に、日頃からの民生児童委員活動に加えて、見守り体制の強化と支援体制の充実、生きがいつくりの推進に努めてまいります。また、地域全体で高齢者を支え合う地域包括ケアシステムの構築を社会福祉協議会など関係機関と連携して進めてまいります。

障害の有無にかかわらず、誰もが誇りと生きがいを持ち、共に生活できる社会を築き上げていくことが重要です。このため、障害者計画を基本理念としながら、障害者福祉サービスと地域生活支援事業を実施してまいります。

介護保険事業については、第10期老人福祉計画・第9期介護保険事業計画に基づき、今後とも各種サービスの提供と健全な事業運営に努めていきます。また、運動教室などの一般介護予防事業を継続しながら、認知症対策を重点課題として、地域包括支援センターにおける相談支援の充実を図り、初期集中支援事業やサポーター養成講座などを展開してまいります。

子育て支援については、近年の出生者数の急激な減少による少子化の進行を考慮すれば、本町における最重要の行政課題と位置づけています。保育施設等の運営を支援し、インクルーシブ保育など多様なニーズに対応していくとともに、子育て支援センターにおいては、未

就園児の家庭を対象とした子育て応援訪問事業を継続していきます。幼児教育・保育施設は、将来に向けて持続可能な在り方とするため、令和9年度から新たな体制に移行することを決断いたしました。今後とも、それぞれの家庭の実情や子どもの個性、発達に応じた適切な就園につながるよう、関係先と連携した体制づくりを推進してまいります。

子育て世帯の経済的負担軽減に向けて、保育料の完全無償化をはじめ、乳幼児から高校生までの切れ目ない支援として、高校生応援給付金などを継続していきます。放課後児童クラブ利用料については、多子世帯における所得要件をなくし、補助対象者の拡充を図ってまいります。また、子どもやその家庭、妊産婦を支援する子ども家庭センターの体制強化を図り、子育て世帯に対する包括的な支援を行っていきます。このほか、子育て世帯訪問支援事業や子どもを地域で見守り、育むことを目的とする子ども食堂、ひとり親家庭等を支援するためのフードドライブ、フードパントリーを新たに実施します。

健康づくりについては、乳幼児期から高齢期までの各世代に合わせた各種保健事業の実施に加え、食生活改善推進協議会の活動支援を通して、栄養バランスの取れた健全な食生活への改善を図ってまいります。

母子保健については、妊婦のための支援事業や妊産婦タクシー券交付事業を継続するほか、補助上限額の引上げなど特定不妊治療費補助金を拡充するとともに、新たに出産育児一時金を超過した費用を補助することといたします。

各種予防接種については、乳幼児期から高齢者までの定期接種、子どもインフルエンザや成人風疹などの任意接種、子宮頸がんのキャッチアップ接種及び新型コロナウイルスワクチン接種に対する費用助成を継続するほか、新たに帯状疱疹のワクチン接種費用の助成を実施します。

各種健康診査については、疾病の早期発見・早期治療のため、特にがん検診の受診率向上を図り、複数の慢性疾患を持ちフレイル状態に陥りやすい高齢者については、保健事業と介護保険の一体的事業を実施し、一人一人の状況に応じた支援を継続いたします。また、健康相談、生活習慣病予防教室などによる健康教育の推進に加えて、温泉の効能を利用し、町民の健康増進を目的とするさわやか健康づくり推進事業を継続してまいります。

福祉医療については、医療費の自己負担分を扶助する制度を活用し、重度心身障害（児）者、ひとり親家庭等の医療費の自己負担分をこれまでと同様に県と町が2分の1ずつ扶助します。また、子育て支援医療は、高校3年生相当の18歳までとして、引き続き実施してまいります。

国民健康保険税については、安定的な財源運営を確保するため、県による保険料水準の統一化に向けた取組が始まります。今後の大幅な税率引上げにならないよう、県に納める納付金の算定方法などを注視しながら、原資となる国保税の収納確保に努めるとともに、国保税の見直しを含めて検討してまいります。また、医療費削減のため、健康教室、生活習慣病予防等に関する啓発や各種保健事業を展開してまいります。

75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療は、被保険者の方が安心して医療を受けられるよう広域連合と連携した業務を行ってまいります。

次に、教育関係の施策について申し上げます。

教育委員会では、令和7年度からスタートする第4次教育振興計画策定に向けて新たな計画の検討を進めており、現在検討を続けている大江町の学校の在り方についても、引き続き町民の皆様と対話を続けながら、町としての基本方針を定め、本方針に沿って具体的な検討を行っていくことといたします。

在り方を問われている中学校の部活動については、少子化が進む中でも生徒たちの活動を持続可能なものとし、また、教員が生徒たちと向き合う時間を確保するため、休日の部活動について、実施可能なところから地域移行の検討を進めてまいります。

学校教育の振興では、学力向上と豊かな人間形成を基本に、変化の激しい現代を生き抜くため、自ら考え、多様な人々と協働し、新たな価値観を創造するための資質、能力を培ってまいります。また、教育相談の強化やコミュニティ・スクールの機能を充実させ、いじめ、不登校を起こさないためにも地域に開かれた学校を目指していきます。

不登校対策としては、大江中学校内に令和6年度に設置した校内教育支援センターを中心に専門の職員を配置し、一人一人の心身の状況に配慮するとともに、学校外においても子どもの居場所づくり、これを積極的に推進して、子どもたちの実態に応じた環境整備に努めてまいります。

学習指導に関しては、主体的・対話的な深い学びの実施、実現を目指し、ICT機器とICT支援員の有効活用により、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、時代と社会に適応できる資質・能力を育成してまいります。また、1人1台端末は、導入時期から5年以上経過していることから、耐用年数を鑑み、令和7年度に新しい機器を購入するなど、ICT環境の充実を図ります。

学校給食については、食と栄養の充実を図っていくとともに、家庭の経済的負担を軽減し、また物価高騰対策の一環として支援するため、令和7年度も全小中学生の給食費の無償化を

続けてまいります。

左沢高等学校については、令和6年度から1学年1学級の募集になったことに伴い、山形県教育委員会策定の県立学校再編整備基本計画に基づき設置した左沢高等学校魅力化地域連携協議会において、左沢高校の魅力化、活性化などを検討し、引き続き支援を実施してまいります。

また、令和7年度から新たに教育借入金の返還支援事業を創設し、将来の担い手となる若者の町内回帰、定着の推進を図ってまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

中央公民館を生涯学習の基軸として、現在はおおえ町民大学（ぷくらすカレッジ）を中心に、様々な講座や体験活動を開催しております。これにより、学童期から高齢期まで幅広い年代の町民の参加と多様な学習が可能となっておりますので、引き続き交流と楽しい学びが深められるよう各種事業や講座の充実に努めてまいります。

令和6年度から、小学生2クラスと中学生1クラス体制に拡充し実施をしております英会話教室では、ネイティブ講師による全て英語で構成する授業により、英語を聞く・読む・話す力を自然に身につけることができるよう努めていきます。

芸術文化に触れる場として親しまれている町民ふれあい会館は、平成3年の開館から30年以上が経過し、今後、大規模な改修が見込まれています。令和7年度に、屋根改修工事に向けた設計業務やテレビ共同受信施設の改修工事を実施します。

次に、歴史文化関係について申し上げます。

史跡左沢楯山城跡では、これまで遊歩道や案内看板等の整備を行ってきましたが、令和7年度は、境界ぐいの設置を予定しています。また、重要文化的景観の構成要素となっている旧高取家については、耐震化工事を実施することといたします。

百目木地区と鹿子沢地区の治水対策については、町民が長年にわたり守ってきた文化的な景観や社会的な価値も生かせるよう、引き続き文化庁や関係機関と調整を重ねてまいります。

スポーツ振興の面では、全ての町民が生涯スポーツを気軽に楽しめる環境づくりを進めるため、大江町スポーツ協会など関係団体と連携しながら取り組んでまいります。施設管理の面では、旧本郷西小学校体育館と貫見の健康増進センターのトイレ洋式化工事を行い、利用者の利便性向上を図っていきます。

なお、中央公民館や体育センター、交流ステーションなどの施設使用料につきましては、町内に住所を有するおおむね5人以上の団体が使用する場合という条件の下で免除をしてお

りましたが、令和7年3月末をもって免除期間の期限を迎えることになります。引き続き町民の皆様から各施設を積極的にご利用いただくことで、活発なまちづくり活動や健康づくりにも役立てていただきたく、第10次大江町総合計画期間の残り5年に合わせる形で、令和7年4月から令和12年3月まで免除期間を再度延長することといたします。

次に、危機管理対策について申し上げます。

昨年、元旦に発生した能登半島地震や7月末の最上地方での豪雨被害など、甚大な災害がいつ、どこで発生しても不思議ではない時代となりました。このため、町では有事に備え、県の方針との整合性を図りつつ、避難所用の備蓄品の充実に努めているところです。

なお、行政による公助は、あくまでも補完的な役割であって、避難所においての十分な食料、快適な住居環境を全て保証するものではありません。自助・共助と複合的に融合して、初めて避難生活と支援活動は効果的なものとなります。したがって、各地区輪番制で実施している秋の総合防災訓練を実効性のあるものとし、共助としての役割が大きい自主防災組織の取組についても町内全域に広がるよう努めていきます。

平成29年4月から稼働している防災行政無線は、間もなく機器類の耐用年数を迎えます。費用対効果も検証し、どのような方式での更新が望ましいか、調査、設計を行うこととしています。

成り手不足が深刻な消防団員については、報酬の見直しや機能別団員の導入など様々な改革を行っているものの、残念ながら令和7年度の団員数は若干減る見込みとなっています。装備を維持し、的確な消防団活動を行っていくためには、現在の団員数は確保していかなければならないと認識しています。なお、昨年5月に発生した檜山での住宅災害の影響も受けて、団員の危機管理意識と士気は高まっており、上位下達ではない建設的な意見を出し合える雰囲気になってきているようです。引き続き、時代に合った、若者に敬遠されない消防団活動はどうあるべきか、末端の団員の声も吸い上げながら改革を進めていきます。

最後に、町の財政状況について申し上げます。

歳入のうち町税については、景気の緩やかな回復が見られるものの、物価上昇や世界情勢、金融資本市場の変動などの影響が懸念されています。不確定要素も多く、予測が非常に困難な状況にありますので、引き続き今後の税制改革等の動きを注視していきます。なお、個人住民税は、納税義務者の減少に伴い前年度より減と見込み、法人町民税は増を見込んでいます。固定資産税は微増を見込み、町税全体では、0.5%の減で予算を計上しています。

歳入の大きなウェイトを占める普通交付税については、令和になって以降、大きな変化が

ありました。平成30年に20億円を割り込む寸前まで落ち込んだものの、以後増加に転じ、令和3年度から5年度までには、コロナ対策分や物価高騰対策分が措置されたこともあり24億円台の交付額に達し、一般財源に比較的余裕が生まれることにつながりました。令和6年度は、さらに職員の給与改定に伴う分などが措置されたこともあり、25億円台になりました。

なお、令和7年度は、5年に一度の国勢調査の年に当たります。ここ数年の人口減少のスピードからも7,000人を割ってしまうことが予想されますが、この調査に基づく人口が、今後の普通交付税算定の際の重要な基礎数字となるものです。

一方で、普通交付税の補完措置である臨時財政対策債の発行可能額は、所得税や法人税など交付税の主要な原資となる国税収入が伸びているため減少に転じ、令和3年度の1億3,400万円から、令和6年度には760万円まで一気に減り、令和7年度にはゼロになることが確定しています。また、コロナ禍の期間中には地方創生臨時交付金が潤沢に交付され、様々な事業を展開してきましたが、現在は、交付金が減ったことで、事業を継続するに当たり一般財源が不足する原因にもつながっています。

この結果、大規模事業が集中した影響もあり、財政調整基金の取崩し額が、令和5年度は過去最高の3億8,000万円、令和6年度も3億2,900万円に達し、令和7年度も、道の駅再整備事業が終わり予算規模が縮小したものの、2億8,300万円の取崩しが必要となる見込みです。こうした3年連続での多額の取崩しは過去にあまり例がなく、令和6年度末の財政調整基金の残高は、前年度末から約1億900万円減る見込みとなっています。

このような傾向が今後も続けば、保育料や給食費の無償化、住宅ローン支援補助金、高校生応援給付金など、年々拡充している町独自の給付型の行政サービスにも影響を及ぼしかねないため、聖域のない事務事業の見直しや物件費の節減、役割を終えた補助金廃止などの行財政改革を目に見える形で実行していかなければなりません。また、人件費の増嵩も顕著に表れてきており、将来的に財政運営上の課題となることが危惧されています。

令和6年度末の一般会計の地方債残高は56億4,879万円で、道の駅再整備事業などの大規模事業があった関係で、前年度末より1億2,126万円増えています。令和7年度においても、百目木地区の内水対策工事に係る分が多額になり、発行総額が元金償還額を上回る見込みのため、残高は減らないこととなります。幸いにも、過疎債や臨時財政対策債など交付税措置の高い優良債が残高の約90%を占めており、将来負担比率もここ3年はゼロであるなど、財政指標上の問題は生じない見込みですが、地方債発行に当たっては、財政計画を基に平準化を図りつつ、将来的に過度な負担とならないよう平年ベースでの限度額を設けるなど、引き

続き一定の規律を持って対処していくことといたします。

以上、令和7年度の町政運営に関する所信と主要施策の概要について述べさせていただきました。

ここ数年で急速に進んだ少子・高齢化と人口減少により、10年前、20年前には考えられなかったような複雑な行政課題が様々生じており、非常に困難な時代に突入していると日々実感しているところであります。行政の仕事は継続性が求められる場合が多く、前年踏襲となる傾向も少なからずありますが、現状維持はむしろ後退であり、前に進めるためには、痛みを伴う改革も断行していかなければなりません。

この難局を乗り越えていくため、引き続き町民の皆様と議員各位の特段のご理解とご協力を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 以上で、令和7年度町政運営に関する所信と主要施策の概要についてを終わります。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時37分

再開 午後 1時00分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じて会議を再開します。

◎報第1号の上程、説明、質疑

○議長（宇津江雅人君） 日程第7、報第1号 専決処分の報告について（令和6年度町道藤田堂屋敷線道路改良工事請負契約の一部変更）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 令和6年度町道藤田堂屋敷線道路改良工事請負契約の一部変更に係る専決処分についてご報告申し上げます。

本工事に係る契約につきましては、昨年6月6日の第2回大江町議会定例会においてご可

決をいただき、高子建設株式会社と7,073万円で契約を締結し、その後、購入土の増工及び照明灯2基の増工に係る増額を経て工事を進めてまいりました。

完成間近となった12月、施工出来高を精査した結果、現況の舗装処分について、当初舗装厚5センチを見込んでいましたが9センチであったことから、現況の厚みに合わせて処分量を増やしたため、請負金額を197万5,600円増額し7,792万8,400円とする変更契約を締結したところです。

議会の議決を経て締結した工事請負契約で、請負代金額の増額が当初金額の100分の3の金額を超えない変更契約でありましたので、地方自治法第180条第1項の規定により令和6年12月9日付で専決処分させていただいたものであります。

なお、今年度の工事につきましては、令和6年12月20日に完成をしております。

以上、地方自治法第180条第2項の規定により、報告するものであります。

○議長（宇津江雅人君） 報第1号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで、専決処分の報告について（令和6年度町道藤田堂屋敷線道路改良工事請負契約の一部変更）を終わります。

◎報第2号の上程、説明、質疑

○議長（宇津江雅人君） 日程第8、報第2号 専決処分の報告について（令和5年度大江町浄化センター電気設備改築工事請負契約の一部変更）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 令和5年度大江町浄化センター電気設備改築工事請負契約の一部変更に係る専決処分についてご報告申し上げます。

本工事に係る契約につきましては、令和5年9月28日の令和5年第3回大江町議会定例会においてご可決をいただき、株式会社山形環境エンジニアリングと7,975万円で契約を締結し、工事を進めてきました。

完成間近となった12月、監視計装盤及び制御盤の設置を行いケーブルの接続を始めようと

したところ、電気設備の電源及び通信ケーブルに不足が生じたため、請負金額を55万円増額し8,030万円とする変更契約を締結したところです。

議会の議決を経て締結した工事請負契約で、請負代金額の増額が当該金額の100分の3の金額を超えない変更契約でありましたので、地方自治法第180条第1項の規定により令和6年12月20日付で専決処分させていただいたものであります。

なお、工事につきましては、令和7年3月10日の工期で進めております。

以上、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

○議長（宇津江雅人君） 報第2号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで専決処分の報告について（令和5年度大江町浄化センター電気設備改築工事請負契約の一部変更）を終わります。

◎報第3号の上程、説明、質疑

○議長（宇津江雅人君） 日程第9、報第3号 専決処分の報告について（令和6年度百目木地区移転団地整備工事請負契約の一部変更）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 令和6年度百目木地区移転団地設備工事請負契約の一部変更に係る専決処分についてご報告申し上げます。

本工事に係る契約につきましては、令和6年6月6日の第2回大江町議会定例会においてご可決をいただき、高子建設株式会社と1億6,610万円で契約を締結し工事を進めてまいりましたが、このたび114万9,500円を増額し1億6,724万9,500円とする変更契約を締結したところです。

議会の議決を経て締結した工事請負契約で、当初請負代金のうち100分の3の金額を超えない変更契約でありましたので、地方自治法第180条第1項の規定により令和7年2月3日に専決処分をさせていただいたものであります。

変更の主な内容につきましては、工事現場の地盤状況が悪かったことによる仮設費の増、

のり面保護工法の変更による増、境界杭設置工の増などを実施させていただいたものであります。

これらに要する費用などにより、増額となったものであります。

以上、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

○議長（宇津江雅人君） 報第3号について、質疑を行います。

5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） お伺いします。

今、説明で、のり面等の施工方法がちょっと一部変更あったということなんですけれども、これは、JR側のほうから言われているのか、町側からの要望でこうなったのかお伺いします。

あと、施工方法、どこがどういうふうになったのかもお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） お答えさせていただきます。

のり面保護工法の変更ということでお話しさせていただきましたが、JR側ではなくて、団地の入り口部分、ちょっと道路を切り下げた部分がございますが、その隣地の方のほうからのり面の植生だけではちょっと大雨のときに心配だというようなことから、メッシュのワイヤーを入れて植生をさせていただいたというような変更になります。

あと、仮設、地盤が悪くて仮設費が増えたということでございますが、大きなダンプのほうも通りますので敷き鉄板をちょっと枚数を増やしての対応をさせていただいたというような状況になっております。

あと、最後のご質問は。

○5番（藤野広美君） 大丈夫です。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 大丈夫ですか。

そのような内容で変更させていただきました。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 本来の工事予定は2月末だったと思うんですが、現在も工事進んでいるように思いますが、工事終了の予定はいつなんでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 当初は2月の末のほうで完成させたいというようなことで進

めておりました。

ただ、ＪＲとの近接工事の関係でちょっと時間がかかってしまったというようなことと、今、工事を進めている団地の入り口の部分の水路工事を今、行おうとしているのですが、その関係で町の水道管にもちょっと影響してしまうというようなことから、水道管をちょっと移設しなければ工事が進められないというような状況になりましたので、そちらのほうを対応させていただいております。

工期については、ちょっと繰越しをさせていただく中で、現場のほうは４月中には終わるかなと思いますが、その後の書類上の手続きでございますので、５月末の工期ということで設定をさせていただきたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで専決処分の報告について（令和６年度百目木地区移転団地整備工事請負契約の一部変更）を終わります。

◎諮問第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第10、諮問第１号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 諮問第１号の人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、ご説明を申し上げます。

令和元年７月１日から人権擁護委員を務められている前田なぎさ氏は、令和７年６月30日をもって２期目の任期満了を迎えます。

この間、前田なぎさ氏は、人権擁護委員としてその使命を自覚し、常にその人格識見の向上に努め、子どもたちに人を思いやる心の大切さを伝えたいと積極的に人権擁護の職務を遂行されていることから適任と認め、再度推薦いたしたく諮問するものであります。

以上、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を聴取の上、令和７年４月

4日までに法務大臣に推薦する必要があることから、このたびの定例会に諮問したものであります。

ご同意くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 諮問第1号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについての採決は、起立によって行います。

本案について、これに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は、同意することに決定しました。

◎諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第11、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 諮問第2号の人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、ご説明を申し上げます。

令和7年6月30日付で任期満了となります渡辺博氏は、令和4年7月1日より1期3年間の間、人権相談をはじめ人権思想の普及に努めていただきましたが、今期限りで退任したいという申出がありました。

後任の人権擁護委員候補者として清野範子氏が適任と認め諮問するものであります。

清野範子氏は、昭和35年6月16日生まれで、十八才区に在住しております。令和3年3敷

月大江町立左沢小学校を最後に、退職されるまで、長きにわたり小学校教員として勤務されました。退職後も大江町少年少女書道教室等で子どもたちに熱心に書道の指導をされており、地域の方々からの信頼も厚く、人権擁護について理解されている方であります。

なお、任期につきましては、令和7年7月1日からの3年間となります。

以上、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聴取の上、令和7年4月4日まで法務大臣に推薦する必要があることから、このたびの定例会に諮問したものであります。

ご同意くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 諮問第2号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての採決は、起立によって行います。

本案について、これに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は同意することに決定しました。

◎議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第12、議第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度大江町一般会計補正予算（第7号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第1号 令和6年度大江町一般会計補正予算（第7号）に係る専決処分の承認を求める議案について、ご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、昨年12月に成立した国の補正予算に計上された、低所得世帯向け給付金に対応するものであります。令和6年度の住民税非課税世帯に対しては、1世帯当たり3万円を給付するとともに、その世帯に18歳以下の子どもがいる場合には、子ども1人当たり2万円を追加で給付することになります。

国による経済対策であり、迅速な予算措置と執行が求められることから、令和7年1月31日付で専決処分をさせていただいたものであります。

歳入予算には、特定財源として物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当しております。この結果、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,660万円を追加し、補正後の予算総額を71億2,220万円としたものであります。

第2表、繰越明許費につきましては、当該給付金の給付事務が9月頃までと定められていることから、今回追加した予算の全額を翌年度へ繰り越すことにしております。

詳細につきましては、担当課長のほうより説明させますので、ご審議の上、ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） それでは、一般会計補正予算（第7号）に係る専決処分の承認を求める議案についてご説明いたします。

第2表、繰越明許費は、今の町長説明のとおりでありますので、省略させていただきます。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

5ページをお開きください。

2款総務費は2,660万円の増額です。

1項12目臨時特別給付金事業費は、町民税非課税世帯への3万円給付に係る支援金分を2,400万円、子どもがいる世帯への加算分を80万円で計上したものであります。

現在は、システム改修や確認書を発送する準備などを進めており、4月上旬には給付を始められるものと見込んでおります。

4ページの歳入予算につきましては、特定財源として物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当いたしました。

以上であります。

○議長（宇津江雅人君） 議第1号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度大江町一般会計補正予算（第7号））、これを原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は承認することに決定しました。

◎議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第13、議第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度大江町一般会計補正予算（第8号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第2号 令和6年度大江町一般会計補正予算（第8号）に係る専決処分の承認を求める議案について、ご説明申し上げます。

今シーズンは大雪に見舞われていますが、2月上旬から10日頃にかけての強い寒波の影響で、左沢では2月9日に99センチ、梁川では2月8日に236センチの積雪を記録しています。町では、3年ぶりとなる豪雪対策本部を2月7日に設置し、住民生活に支障を来さないよう生活道路網の確保や雪による事故防止の啓発活動など、対策を講じてきているところです。

除雪車の出動回数が増えているだけでなく、排雪作業も強化したことで既決の予算額では不足することが確実となり、緊急に予算措置をする必要が生じたため、令和7年2月12日付で専決処分をさせていただいたものであります。

歳入予算には、普通交付税を追加して調整をさせていただきました。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ4,000万円を追加し、補正後の予算総額を71億6,220万円としたものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 一般会計補正予算（第8号）に係る専決処分の承認を求める議案についてご説明いたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出からご説明いたしますので、3ページの下段をご覧ください。

8款土木費は4,000万円の増額です。

2項3目道路除雪費は、町長説明にもありましたとおり、今後の道路除排雪に万全を期す必要があったことから、除雪業務委託料に4,000万円を追加し、補正後の委託料の予算額を1億1,000万円としたものであります。

上段の歳入については、普通交付税を追加して調整をいたしました。

以上であります。

○議長（宇津江雅人君） 議第2号の質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度大江町一般会計補正予算（第8号））、これを原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は承認することに決定しました。

◎議第3号～議第28号の一括上程

○議長（宇津江雅人君） 日程第14、議第3号 大江町犯罪被害者等支援条例の制定についてから日程第39、議第28号 令和7年度大江町水道事業会計予算までの26件を一括議題とします。

◎提案理由の説明

○議長（宇津江雅人君） 提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第3号から議第28号までの条例の制定3件、条例の一部改正7件、その他2件、補正予算7件、新年度当初予算7件、合わせて26議案について、一括してご説明申し上げます。

議第3号 大江町犯罪被害者等支援条例の制定については、犯罪被害者等基本法とそれに基づく第4次犯罪被害者等基本計画、山形県犯罪被害者等支援条例の目的や理念を踏まえ、犯罪等による被害で苦しめられている方を社会全体で支え、早期に平穏な生活を取り戻すことができるよう、国・県において各種施策が展開されております。

このため、本町における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念や町、町民及び事業者の責務、相談及び情報の提供等の基本的施策について定め、新たに条例として制定する必要があることから提案するものであります。

議第4号 大江町施設使用料の免除期間の延長に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、中央公民館や体育センターなど公共施設の使用料については、条件を付けた上で第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の期間中において免除することにしてありますが、この3月末で期限を迎えることになります。

総合戦略については、第3期として引き続き推進していくこととしており、期間を5年延長し各種取組を進めてまいりますので、町民の皆様からは各施設を積極的にご利用いただくことで、活発なまちづくり活動につながるよう免除期間を令和12年3月31日までの5年間延長しようとするものであります。

については、関係する8本の条例の一部改正を一括して本条例にて制定する必要があることから提案を申し上げるものであります。

議第5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定

については、刑法等の一部を改正する法律が令和4年6月17日に公布され、令和7年6月1日より施行されることが政令で定められたことに伴い、文言整理など関係する6本の条例の一部改正を一括して本条例にて制定する必要があることから提案するものであります。

議第6号 大江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和5年6月9日に公布され、令和7年4月から施行されることに伴いまして、改正する法律の条項と条ずれが発生することから、文言整理などを行うものであります。

議第7号 大江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、休暇の取得要件の拡充など、本条例の一部を改正するものであります。

議第8号 大江町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、さきの人事院勧告や県人事委員会勧告で示された内容のうち、令和7年4月から実施する給与改定について、山形県職員等の給与に関する条例の一部改正の動向等を踏まえ、一般職の職員の給料表及び諸手当を改正するものであります。

議第9号 大江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、栄養士法の改正により家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が施行されることに伴い、本町においても国基準の改正に準じて、本条例の一部を改正するものであります。

議第10号 大江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議第11号 大江町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、栄養士法の改正により指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の省令が一部改正されたことに伴い、本町においても国基準の改正に準じ、本条例の一部を改正するものであります。

議第12号 大江町水道給水条例の一部を改正する条例の制定については、地方公営企業会計上、未収水道使用料等の債権管理の適正化を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第13号 町道路線の廃止について及び議第14号 町道路線の認定については、関連がありますので一括してご説明申し上げます。

町道大城古河口線につきましては、主要地方道大江西川線月布工区の開通により起点を変更する必要があるため、路線を一旦廃止して改めて町道路線に認定するものであります。

また、月布工区の開通により元県道の一部と百目木地区移転団地内の道路2路線について、新たに町道路線として認定するために、道路法第10条第3項及び同法第8条第2項により提案をするものであります。

続きまして、議第15号から議第21号までは、各会計の補正予算に関する議案であります。

議第15号 一般会計補正予算（第9号）につきましては、国の経済対策に伴う農業用ため池等の防災減災事業費や、豪雨等により被災した町道の早期復旧に向けた公共土木施設災害復旧事業費などを計上したほか、年度末に当たり各事業費の執行状況等を精査した上で、不用額の減額や各特別会計繰出金の調整などを行ったものであります。

歳入予算につきましては、町税及び各種交付金や地方交付税を追加するほか、歳出の特定財源である国・県支出金や町債につきましても、本年度の収入見込額を基に精査しております。この結果、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ5,730万円を減額し、補正後の予算総額を71億490万円とするものであります。

6ページの第2表、繰越明許費は、標準準拠システム移行事業をはじめ、年度内の完了が困難な11の事業につきまして、翌年度へ繰り越すものであります。

7ページの第3表、地方債補正は、国の経済対策により農村地域防災減災事業の限度額を増額したほか、道路整備事業などそれぞれの事業の執行状況等に基づき、限度額を変更しております。

議第16号 国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、保険税や県補助金、事業費の精査等により補正するものであります。この結果、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ244万6,000円を減額し、補正後の予算総額を9億1,357万9,000円とするものであります。

議第17号 後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、保険料及び後期高齢者医療広域連合納付金を減額するものなどであります。この結果、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ84万5,000円を減額し、補正後の予算総額を1億2,671万6,000円とするものであります。

議第18号 介護保険特別会計補正予算（第3号）は、これまでの給付実績に基づき保険給付費等を減額するものであります。この結果、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ1,829万円を減額し、補正後の予算総額を9億8,258万4,000円とするものであります。

議第19号 宅地造成事業特別会計補正予算（第3号）については、住宅団地整備に係る測

量設計費の増額のほか、工事費の減額などを計上するものであり、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ15万4,000円を減額し、補正後の予算総額を2億7,227万3,000円とするものであります。

議第20号 公共下水道事業会計補正予算（第3号）は、収益的収入につきましては、決算見込みを踏まえた精査などにより既定の予算総額から663万9,000円を減額し、補正後の予算総額を3億7,455万3,000円とし、収益的支出につきましては、既定の予算総額に917万5,000円を追加し、補正後の予算総額を3億2,035万7,000円とするものであります。

資本的収入につきましては、建設改良事業費の精査や他会計補助金等の追加により、既定の予算総額に1,424万2,000円を追加し、9,253万2,000円とするものであります。

資本的支出につきましては、建設改良事業費の増額により、既定の予算総額に458万3,000円を追加し、2億3,669万5,000円とするものであります。

議第21号 水道事業会計補正予算（第3号）は、収益的収入及び支出につきまして、決算見込みを踏まえた精査により、既定の予算総額からそれぞれ6,750万円を減額し、補正後の予算総額を2億6,984万円とするものであります。

資本的収入につきましては、事業追加に伴う企業債の増額などにより、既定の予算総額に2,248万5,000円を追加し、補正後の予算総額を5,174万5,000円とするものであります。

資本的支出につきましては、建設改良事業の追加により、既定の予算総額に3,273万1,000円を追加し、補正後の予算総額を1億2,919万1,000円とするものであります。

続きまして、議第22号から議第28号までは、各会計の新年度当初予算に関する議案であります。

議第22号 令和7年度大江町一般会計予算は59億4,800万円で、前年比3億3,400万円、5.3%減の予算額となっております。

歳入面では、不透明な景気の動向も踏まえ、町税を微減で見込んだ一方、国の地方財政計画に基づき地方譲与税や各種交付金は増額としております。

また、地方交付税につきましては、単位費用などを精査し、前年比2.0%増の25億3,000万円を計上しており、基金からの繰入れや町債については減額としております。

歳出面では、令和6年度までに道の駅再整備事業や柏陵広場整備事業、地滑り災害復旧事業などの大規模事業が終了したことから、全体の予算規模としては前年比で減額となったものであります。

しかしながら、懸案となっております百目木地区の堤防整備に関連して、堤防の内水被害

対策のため前田川分岐水路の整備に着手し、住民の方々が安心して住み続けられる環境整備に国・県と連携して万全を期してまいります。

また、急激な少子化に対応するための人口減少対策としては、まず移住定住施策として、道の駅の情報発信などで新たな地域おこし協力隊を4名配置し、前年より3名増となる合計9名の体制とする予定であります。さらに、空き家バンクを介した中古物件の取引が活発となっていることから、物件の掘り起こしとともに補助金を増額して移住者の確保に努めてまいります。

子育て支援施策といたしましては、第2子以降の出産費用を対象に、一時金を超える部分を10万円を限度に支援する制度を新たに設けるとともに不妊治療への助成は限度額、回数を大幅に拡充して支援してまいります。

また、子育て世帯や妊産婦等に寄り添った支援として、居宅を訪問しての不安や悩み相談、家事、子育て等の支援を行う訪問事業を創設するとともに、子どもの夏休み期間において子ども食堂を開設することとしております。

農業分野では、今年、山形県で果樹栽培が始まり150周年という節目を迎えることから、県のキャンペーンと連携しながら、年間を通したイベント開催等により町のフルーツを内外に発信してまいります。また、道の駅への農産物供給を強化するため令和5年度から行っている青果物等振興支援事業は、本年度が最終年となりますので、PRを強化しながら事業推進に努めてまいります。

第2表、債務負担行為は、2つの事業について、債務が当該年度以降にも発生することから、その期間及び限度額を設定するものであります。

第3表、地方債は、公共交通対策事業など16件の起債につきまして、限度額などを定めるものであります。なお、いずれも交付税措置面で有利な過疎債及び緊急自然災害防止対策債などの借入を予定しております。

議第23号 国民健康保険特別会計予算は、保険給付費や国民健康保険事業費納付金などを計上したもので、前年度対比0.03%減の8億5,730万円とするものであります。

議第24号 後期高齢者医療特別会計予算は、町が行う保険料徴収に係る事務経費のほか、保険料や広域連合事務費負担金など広域連合への納付金を計上したもので、前年度対比4.4%増の1億3,030万円とするものであります。

議第25号 介護保険特別会計予算は、昨年度策定いたしました令和6年度から令和8年度までの第9期大江町介護保険事業計画を基に、前年度の実績見込みを勘案し、保険給付費な

どを計上した結果、前年度対比0.43%減の9億6,700万円とするものであります。

議第26号 宅地造成事業特別会計予算は、藤田地区住宅団地整備に係る用地取得費や百目木地区堤防整備に伴う代替地の造成工事のほか、百目木地区住宅団地に係る公共下水道加入負担金、あおぞら団地等の分譲促進に向けたPR等に係る広告料として3,620万円を計上するものであります。

議第27号 下水道事業会計予算は、令和6年度から公共下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計を統合して地方公営企業法の財務規程を適用し、公営企業会計として予算編成をしております。

内容については、収益的収入は3億7,075万5,000円を見込み、収益的支出については事業運営経費など3億604万9,000円を計上するものであります。

資本的収入については、1億1,773万6,000円とし、資本的支出は、管渠設計費や処理場設備更新工事費など2億6,094万5,000円を計上するものであります。

議第28号 水道事業会計予算は、収益的収入及び支出は、施設の維持管理経費や料金徴収等に係る経費を計上し、収入は前年度比5.4%減の2億6,100万円、支出は前年度比3.6%減の2億6,600万円であります。

資本的収入は、百目木、鹿子沢地区における治水対策に伴う水道管移設に関し、設計委託料に係る費用に対し補償費の収入が見込まれることから、前年度比140.9%増の6,770万円とするものであります。資本的支出は、藤田地内老朽管更新工事及び百目木、鹿子沢地区上水道設計委託料などを計上し、前年度比で71.1%増の1億5,830万円とするものであります。

以上、26議案について一括してご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 以上で、議第3号から議第28号まで、計26件の提案理由の説明を終わります。

ここで、2時5分まで休憩します。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時05分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

ここで町長より発言の申出がありましたので、これを許可します。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 先ほど申し上げました一括上程の議案説明の中で、2点間違いがありましたので、訂正させていただきたいと思います。

1つは、議第21号 水道事業会計補正予算（第3号）の説明の中で、収益的収入及び支出について、6,750万円の減額というふうに私は説明申し上げましたが、675万円の誤りでございました。予算総額等については間違いがありませんので、この部分だけ訂正をお願いしたいと思います。

そして、もう一点、議第22号、一般会計当初予算の説明の中で、子育て支援策の第2子以降の出産費用に関しまして、一時金を超える部分の支援限度額を10万円と申し上げましたが、7万円の誤りでございました。おわびの上、訂正させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◎一般質問

○議長（宇津江雅人君） それでは、日程第40、一般質問を行います。

一般質問の時間は、大江町議会会議規則第61条の規定により、答弁を含め60分以内となっておりますので、質問、答弁とも簡潔明瞭にお願いします。残り5分となった時点でベルを鳴らしますので、議事の進行にご協力をお願いします。

質問席と町長席に水差しを置くことを許可します。

なお、議場における写真撮影を許可します。

それでは、通告順に順次質問を許可します。

◇ 土 田 勵 一 君

○議長（宇津江雅人君） 最初の一般質問は、一問一答方式で行います。

10番、土田勵一君。

○10番（土田勵一君） 10番、土田勵一です。

冒頭に、山形県県内自治体の呼び名についてお願いがあります。

皆さんもご承知のとおり、漢字には音読みと訓読みがあります。音読みは、中国語の発音を基にした読み方、訓読みは漢字の意味に日本語の意味を当てた読み方とあります。分かりやすく言いますと、東西南北の読み方は、音読みです。ヒガシ、ニシ、ミナミ、キタと読むのは訓読みであります。したがって、河北は音読みでありますのでチョウと呼ぶことになります。大江は訓読みでありますのでマチと呼ぶことになります。政府に届け出したのは偶然か分かりませんが、県内自治体の呼び名については、河北町を除き全てマチと呼びます。

そんなことから、音読みと訓読みをしっかりと使い分けているものと思われます。

したがって、我が大江の呼び名は大江町です。隣の宮城県、亶理さんの呼び名は亶理町です。間違えないようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

それでは、歴史ある名称や文字の使い分けについて提言し、町長に伺います。

以前の左沢は、桜町、川端、原町、内町、横町・御免町、下小漆川など地名で呼んでおりましたが、今では区となり数字で表すようになりました。また、行政の文章や文字についても、漢字から平仮名から片仮名、英語へと変わってしまいました。

子どもの頃の駅の表札は、左澤驛でしたが、JRの名称ですので仕方ありませんけれども、現在は略字の左沢駅となっていました。

また、左沢五差路の横断歩道に略字の左沢駅の小さな標識がありますけれども、漢字としてはバランスがよくありませんし、私個人としてはしっくりこないです。

最近、お笑い番組を除き新聞やテレビ討論、解説、説明などのパネルやテロップについても漢字が多くなっております。また、漢字が多いと読みやすく理解しやすくなりましたし、読めない漢字には振り仮名をつけるようになりました。

我が大江町は、国で定める景観の国宝と言われる重要文化的景観と左沢楯山城史跡に2つが選定され、後世に残していく責務があります。それには当時の歴史、文化、名称、地名、文字、景観、自然など最重要視しなければなりません。ただ、戦国時代には楯となる楯山はどこにもあり、国に申請する際は左沢楯山城ではなく、楯山左澤城にするべきではなかったのではないかと考えております。

呼び方についてであります。

町長宅脇の町道舟唄碑元屋敷線入口に3本とその奥に2本、計5本ののぼり旗が設置されておりました。のぼり旗全体が空色のパステルカラーとなっておりまして、大きな文字で歓迎と日本一公園と書かれております。

これまで日本一公園と使い分けされましたのは、今回で2度目と記憶しております。今回の使い分けは大変よかったと思っております、高く評価しているところであります。

ただ、国指定史跡左沢楯山城史跡公園と書かれておりまして、可能であれば楯山左澤城に使い分けすべきではなかったかと思っております。

使い分けについて、参考までに宮城県塩竈市については、市立学校、公共施設、老舗、住所は全て塩味の塩に昔の竈に、鹽竈神社に関連する神社、歴史、文化施設などについては大昔の鹽に昔の竈の鹽竈に、企業・会社、スーパーマーケット、ドラッグストア、コンビニエンスストア、商店などについては、塩味の塩に昔の竈の塩竈と、塩味の塩に電気釜の塩釜とをどちらかを名称に使い分けされております。国道、県道、JR駅などの名称は全て塩味の塩に電気釜の塩釜となっております。

したがって、各名称を3種類に使い分けております。

大江町、左沢町、町マップについては、旧左澤に使い分けされており、よくできていると思っております。

しかし、町内で旧左澤に使い分けされておりますのは、2件だけであります。

我が町には、重要文化的景観、左沢楯山城史跡・日本一公園、大海牛ぷくちゃん、新旧最上橋、夏祭り花火大会、絢爛豪華な囃子屋台、獅子舞、正調最上舟唄の発祥地、テルメ柏陵・健康温泉館、柳川温泉、道の駅おおえと百目木と左澤の読めない地名など含め観光資源になり得るものがたくさんあります。

町外の方から左沢はよいところなんだよねとよく言われます。そんなことから、これまで頑張っていたとおりの歴史ある名称、文字、漢字をうまく使い分け自信を持ってPRに当たっていただきたい。

日本一公園がある山形県大江町日本版パンフレットについても、よくできているものと思っています。ただ、表紙には、「最上川舟運の歴史とロマンの町」となっております。それを、最上川舟運の歴史と浪漫の町に、絢爛豪華な囃子屋台や歴史を誇る獅子舞が展示された歴史や文化を重んじる施設であれば、それにふさわしい名称であってほしいと思っております。

したがって、左沢駅・交流ステーションを以前の左澤驛として、左澤驛・歴史文化交

流施設とすべきではないでしょうか。

また、ひなまつり、秋まつりを雛祭り、秋祭りに、また旧左澤と現在の左沢に平仮名をつけてもいいのではないのでしょうか。

最後といたします。

旧左澤の文字にバランスがよく四角の枠にしっかり収まり最高であります。読めない旧左澤を逆手に取って、予算案を必要としないまちおこしとしては最高と思っております。

したがいまして、左沢を公共的に旧左澤に使い分けし、まちおこしの一つに組み入れてもよいのではないのでしょうか。

また、左沢楯山城について、可能であればインパクトの大きいパンチのある左澤城に恒久的に使い分けされますよう強く望むところであります。

左沢の住所につきましては除きますけれども、広報、看板、のぼり旗、パンフレット、イベントチラシなど新たに制作する際は、歴史ある名称、文字、漢字についても後世に残していくために可能な限り使い分けされますよう提言するものであります。

いかがでしょうか。伺います。

壇上からは以上であります。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、土田議員のご質問にお答えをしていきたいというふうに思いますが、歴史的な部分について、土田議員のほうからもいろいろございましたが、こちらのほうでもこれまでの経過等々について少し調べたものがありますので、その部分をまず初めにお話しさせていただきたいというふうに思います。

左沢の沢は、第二次世界大戦前までは難しい、いわゆる土田議員が言われている旧字体の澤を用いておりました。江戸時代に遡りますと天保9年、1840年、松山藩左沢領時代に描かれた「左澤御領内御絵図」というふうなものがありますが、その中でも旧字体の左澤という澤が用いられておりました。さらに天保から弘化期に描かれたと見られている「左澤絵図面」、この中でも難しい左沢の澤が使われていました。そして、左澤町役場時代の固定資産税土地台帳にも旧字体の難しい澤が使われていたということです。

そして、それが戦後昭和24年（1949年）、政府の方針で、今までは旧字体と呼ばれる複雑な字の漢字は簡略化した漢字を一般的に使用するよう、当用漢字字体表が告示されたことにより難しい旧字体の澤は使われなくなったということのようであります。

現在の法務局の土地登記簿も左沢の沢は簡略化した字を用いていることもあり、難しい旧字体の澤を用いることが少なくなっている、公式な部分ではほぼされなくなっているというふうなところではないかと思います。

一方で、左澤中央通り商店街では、今でもPRというふうな意味も含めて旧字体の難しい澤を用いて表示しているようでもあります。

土田議員から歴史文化を重んじるのであれば、旧字体の難しい澤を用いてはどうか、そのほかにも施設の名称を変えてはどうかというようなご提言をいただいたご質問だったと思います。

町の施設の名称については、条例で定めておりますので、町民の皆さんが例えば大江町交流ステーションを左澤驛・歴史文化交流施設なんていうふうに変更したほうが良いというふうなことで理解が進んでくれば、条例改正をして変更するというふうなことも可能ではあるというふうには思いますが、これまで使ってきた名称を変更することが混乱を招かないか、または皆さんに受け入れられるかどうか、名称が定着していくかどうかという課題もあるように思います。

ちなみに、町民ふれあい会館を一時期、東地区公民館と表記をしておったことがあります。現在は、町民ふれあい会館に統一しております。最初につけた名称が定着していて、新しい名称がなじまなかったことが理由で元に戻したというような経過があったように思います。

左沢楯山城史跡公園についても、設置条例を定めておりますので、旧字体の難しい澤を用いるには正式には条例改正が必要となりますが、先ほど申し上げたとおり、国では簡略化した漢字を用いるようにしておりますので、旧字体に変更するには、先ほどの例から見ていかがなものかなという感じをしております。あくまでも公式な部分でというふうな取扱いになればというお話であります。そして、質問の中でもありました塩竈市についても、ちょっと経過をいろいろと調べてみますと、昭和16年に市名は難しい竈を用いることを決めており、その後、昭和56年に市名が旧字体でいいのか市民アンケートをし、旧字体でいいというような結果となり、先ほどあったように難しい竈を用いた塩竈という表現を取っているというようなことがあるようです。

時がかなり経過している中で、旧字体に変更にすることについて、いかがなものかというふうなところもあるように思います。町民皆さんが旧字体にしようというふうな形で理解、意思の統一などが行われていくというふうなことであれば、そういったことに変更していくというふうなこともあるのかというふうには思いますが、今のところではあまりそうした

感じは私としては受けていないというふうに感じているところです。

一方で、旧字体の難しさを用いて観光のPRをしていくというふうなことは一つの手だなというふうに思います。

左沢は、最上川舟運の中継としての川港として栄えてきたことは皆さんご存じのとおりです。土田議員からもありましたが、最上川の流れに乗って京の優雅な文化が運ばれ、絢爛豪華な囃子屋台が町内を練り歩く秋祭りや時代びななど多くの舟運文化が花開きました。

当時の繁栄がしのばれる蔵、土堀、老松が今に残されています。そうした古い町並みを散策する町歩きの観光が人気を得ている部分もありますので、パンフレットとして左澤まち歩きマップがあり、その澤という漢字については旧字体で表現したパンフレットをつくっております。町観光物産協会が観光の実施母体として様々な取組をしておりますが、町をどうPRしていくかを考え、字体、書体なども考え、様々な観光PRグッズを作成しております。

言葉や文字は、力を持つと思います。色も大切だと思います。いろんなことを考慮をし、ポスターや観光パンフレット、イベントのチラシ、のぼり旗、こういった観光グッズを作成しているというふうに感じています。

土田議員から提言のあるとおり、パンフレットやチラシの作成においては、歴史ある名称や文字を大切にしながら、それをあえて使い分けしてPRに生かしていく、そういったこともやれるのではないかというふうに思います。ただ、先ほど申し上げましたとおり、施設の名称というふうなものは条例という形で制定されており、固有名詞であります。字体も条例で定められておりますので、町の条例もそうですけれども、国、法令そういったものに縛られているものについては、原則的にはそれに従っていくというところは変わりないかなというふうに思いますが、観光というふうな意味合いでは、今、申し上げたような活用する方法があると認識しています。

大江町には、左沢というものを含め十八才、顔好など珍しいよい地名があります。日本に一つしかないとは思っているんですが、日本一公園、そして、最上川舟唄、こういったものもあり、道の駅おおえもリニューアルというふうなことで、コラマガセという名称をつけながら観光客の方々からはとてもいい町ですねというふうなお言葉もいただいているようがあります。

今後たくさんのの方々から大江町に興味を持ってもらえるよう情報発信も工夫し、先ほどから言っております字体のつくり方、使い方、そして、イラスト、そういったものをいろいろな仕掛けをしながら実際来てもらって楽しんでもらえるようにしていきたい、そして、人

とモノとの交流を通して地域の活性化につなげていければというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 土田勵一君。

○10番（土田勵一君） 答弁どうもありがとうございます。

また思い出したんですが、ふれあい会館の件で、前に名称変更したことがありましたよね。あのとき、私も質問したんです。記憶にまだ残っているんですが、やっぱり、あれというのは私が言ったからじゃなくて、あれはたしか東地区公民館は違うんじゃないかという質問をして、そして、1年間で変わってしまったんですが、それが今、町長の答弁の中でありましたんで、いきなり思い出しました。どうもありがとうございます。

松山藩というところがありまして、酒田にです、一番最初に歴史を語っているんです。それが、一番一行目に左澤という旧文字の左澤が出てくるんですよ、いきなり。それで、最後には合併まで至っているわけですが、5メートルぐらいのマキジャクメを狙ってそれが貼らっているんです。それを見ますと、松山が発したのが左沢と書かされていて、一番最後には酒田と合併して酒田市にしましたというような感じのものがここに飾ってあるんです。その間に大きい畳1枚ぐらいの物が左沢の領地ということで、左沢の領地が書かっているんです、筆字で。絵が書かっています。

それで、当然、左沢の町の中も少し書かされていて、あと、山なんか書かされていて、川なんか書かってそういう地図があります。私は、そういうのを見ると感動してしまうんです。私もそれが大好きでちょこちょこ行くんですが、確かにありがたいものです。松山も2万石なんです、左沢領地が1,200石で過半数を占めていましたんで、左沢領地はすごいところなんだなと思っておりました。

名前につきましては、私の名前と同じで、澤は画数多くて、私の名前も勵一は昔の名前は画数がすごく多いんですが、やっぱり左沢の左があまりにも画数が少ないので、澤もまた今の沢は画数が少ないんです。だから、バランス的にはあまりよいとは思えないんです、私からすると。

難しい漢字は、私は年寄りだからそう思うかもしれませんが、筆字なんかうまく書く人は最高なんです。そんなことから私もこだわっているわけじゃないんですけれども、左沢いい文字だなというのは昔から思っておりました。

まちおこしにつきましては、塩釜でもやっております、年に1回やっていて皆さん集ま

ってお祭りして盛り上げているというふうなことがテレビで放送はなっております。私もちょうどチャンネルを切り替えたところそこが映ってまして、ああと思って感心して見ていました。そのときもヤグチのカマ、電気釜の釜です、あれが一番最初にテロップに流れてきて、それから、それを変更したみたいな今度、今の難しい竈にした塩竈の名前がテロップが出てきたんです、ずっと。だから、あれと私も思いまして、これは変えたんでしょうねという感じで私は理解しておりました。

左沢にしましても、商店街の名前が左沢の古い名前を使っていますよね、たしか。それから、ある温泉にも、ポスターにも難しい澤、元の澤を使っている商店もあるようです。

ただ、左沢の山っていっても、読み方は違うんですが、お寺様なんかはもし左沢山とかかっているやつをサタクサンと読みますよね。それが1か所あるんです、今でも使っているんですが、サタクサン何とか寺というんです。それは歴史あるものだから変えてはいけないと思って自負しているんでしょうけれども、もう常識からして当然かなというふうに思っています。

なかなか私もこの名前出していいかというのはちょっと考えたんですが、お寺様はいいかなという気もして、そんなことで名前を出させてもらったんですが、山城もそうなんですけれども、何でも山とか寺というのは出てくるのですが、ここでももし叱られるかどうかはちょっと分かりませんが、比叡山延暦寺と言っている地方で、お寺様の名前が前に来るんじゃないかと後に来て、山の下にお寺様の名前があるんです、現実的には。兵庫県に城ありますよね、有名な天空の城、竹田城というのが。あそこのは使い分けしていて、何とかという山は使っていないで、もういきなり竹田城だったんですよね。だから、そうすると使い分けやっているんだなと思って私は理解しておりました。

さすが理屈もなく、兵庫県とかかかっていて、あとは竹田城とかかかっていて、天空の城とかかかっている。そんな売出しもしているんで、そんなこともいろいろなところお城を見ますとそういうふうになっているようであります。

町長、そんな感じとしては、町長が決められるものではないと思うんですが、やっぱり国の指定で名前はそう簡単には変えられないと思うんですが、まちおこしとか町でやっている分にはいいのではないかなということで、私はそういう思いを持って使い分けを提言しているわけなんです、この件に関しては一体どのように思っているか、町長、お願いいたします。

○議長（宇津江雅人君） 答弁ですか。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 先ほども申し上げましたけれども、やっぱり正式名称というのは、今、使われている条例であればそこに書いてあるもの、もしくは常用漢字で使われているものを用いて正式名称としているというふうな形で、今、ほとんどのものが使われているのかなというふうなことだと思います。

なので、その部分については、法的にといいますか公式的にはそういうふうなものなんだよというふうなことがありつつも、いろんな形で表現していくというふうなことは許されるものではないかなというふうに思います。

ちょっと漢字の表記とは別でありますけれども、例えば、うちで今、おおえぐらしというようにことをPRしています。全て平仮名で表記しています。いろんな理由があるというふうに思いますが、1つはやっぱり町の柔らかさを表現するというふうなことでは、平仮名のほうがいいのではないかなというふうなことで全て平仮名。

こういった例は、いろんな部分であるのかというふうに思います。あえて大江を漢字にしないというふうなことでは、イメージづくりというふうなことで、使われているのかなと。

逆に、見た目のインパクトというふうな部分では、確かに何か最初に質問のありました左澤驛という全て旧字体、左以外は、というようなことで、何だこれはというようなことで、インパクトがあるようにも見えるということもあると思いますし、いろんなことをそこから想像させてもらえるというふうな材料にもなるかなというふうに思います。

そして、もう一つは、印象に残るという意味合いもあるのではないかと。

あとは、若い人からしてみれば、ある意味格好いいというふうに見えるものかもしれません。なので、外国人が着ているTシャツ、もしくはタトゥーなどで何かよく意味の分からないタンスなんていうふうにわざわざ掘っている外国人がいるんだというようなことも見聞きしたことがあります。

そういったことで、公式とは別な部分でPRの材料や相手側に訴えるものというふうな意味合いでは、今、言われた旧字体というふうな使用というふうなものは、やっていてもいいのかなというふうに思いますし、ただ、その部分にはいろいろとやっぱり考えを入れ込んだ上でないと、そういうことはあまりすべきではないというふうに思います。

ただ、それと正反対のところに読みやすさ、分かりやすさ、書きやすさ、覚えやすさ、そういったものも町のPRというか地名のPRでありますので、そこをどう受け止めてもらえるか、ましてや子どもたちにとって読める読めないというのは入り口として大切な部分なの

かもしれないというところもあると思います。

先ほど言った左澤驛というのは、非常に私も漢字で書くのが面倒くさいような画数の字になってしまうのかなということがあります。ただ、見た目の部分のインパクトとしてはすごい強いというふうに思います。

ぜひぜひいろいろ、今、申し上げたような中身を思いながら、町でもそうですけれども、観光に使うというふうなことであれば、何か統一性を持って観光物産協会さんあたりとも相談をしながら、そういったルールとまではいきませんが、そういう活用する方法もあるのではないかなというふうな議論をしていくのも1つの方法だなというふうに感じていたというところであります。

ケース・バイ・ケースで使い分けていってもいいのではないかなという思いでご質問をお聞かせいただきました。

○議長（宇津江雅人君） 土田勸一君。

○10番（土田勸一君） ありがとうございます。

分かりました。

町長、やっぱり、もし左澤驛という難しい字書くというのは難しいと思うんです。分かります。

別に町民の方がそれ使ってもいいから書かなくてもいいわけです、別に。書かなくちゃいけないわけでもないし、書かなくたっていいんです、しゃべっていることは全然、古くても新しくても同じですから、だから、字として難しいのだけれどもね、書けないなというので、それだけでもインパクトあるので、それはいいと思います。それは間違いないと思います。

私、鹽竈神社という相当難しい漢字あるんですけども、あれ1回見たらすぐ書けました、私。1回見ただけで。あれちゃんと理解さえするとちゃんと書ける漢字なんですよ。竈も結構難しいんですが、それもやっぱり1回書いてみると、もう1回で大丈夫です。意外とそういうのはインパクトあるので意外と分かるんじゃないかなと気もします。

今もなるべく忘れないようにということ、1日に1回ぐらい塩竈の竈がどうだっけ、鹽がどうだっけと思って思い出すんですけども、何か私自身のボケ防止になるような気もするんです。そういうことから、私はこだわっていませんけれども、名前古いのも結構いいかなと。

今、子どもさんの名前なんかもみんな読めない漢字になっていますよね。ひと頃平仮名、片仮名ということがあったんですが、今はほとんど男の人は漢字です、女の人も漢字です。

そんな状況もありますので、なかなか。

でも、別に私は、昔の左澤を住所に使えと言っているわけでもありませんので、そんな難しいやつは誰も書きませんといえぱ一発で終わりなので、それはそれで住所は今までの略字の沢ではいいんですけれども、何かしっかりしたお祭りとか商店街の名前とか、それから、場所とかそういうふうに表示するときは、やっぱり使い分けしていただきたいと思います。私はこれで最後ですが、何か市民に何か言いたいことありませんか、町長。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） まとめではないんですけれども、町としては、やっぱり先ほど申し上げた法律とか条例等で決められている正式なものについては、そういうふうな形で取り扱っていくというふうなことだと思います。そこをあえて直してというふうなことは、現時点で町民の理解というふうな部分ではあまり必要とされていないのではないかと、その部分は、というふうに感じているというふうなことです。

そして、観光PR、それから、インパクトのあるようなポスターとかチラシとかそういうふうなものでこっちのほうでデザイン的にはいいのではないかなというふうなことが思われるようなものについては、別に使って悪いじゃなくて、そういうふうに視覚に訴えるという意味では必要性もあるのではないかなというふうに感じておりますので、そこは先ほども申し上げましたとおり、観光という部分からでは少し統一的な形でないと好き勝手にその部分をやっていくというふうなことではバラバラになってしまうと思いますので、少し観光物産協会さんなりいろんな方の意見を聞きながらそこは使い分けていくというような方法なのではないかと感じながら、質問をお聞きしました。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 土田勵一君。

○10番（土田勵一君） どうもありがとうございました。

ちょっと時間延長しましたかな、町長。

〔「まだ大丈夫です」と言う人あり〕

○10番（土田勵一君） それでは、まだあるというのですけれども、時間は時間です、私の時間は。そういうことで、町長、ありがとうございました。

これで、私の一般質問は終了いたします。どうもありがとうございました。

○議長（宇津江雅人君） これで土田勵一君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（宇津江雅人君） 以上で本日の予定された議事日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時47分

令和7年第1回大江町議会定例会

議 事 日 程（第2号）

令和7年3月5日（水）午前10時開議

日程第 1 一般質問（4名）

3番 大沼清人

- 今後の就学前保育行政をどう考えるか
- 本町のインバウンド誘致意欲について問う

5番 藤野広美

- マイナンバーカードの休日更新対応を
- 雪下ろし等費用助成制度の支払い方法見直しを

9番 伊藤慎一郎

- これからの道の駅の運営について
- 大江町の地図について

7番 安食幸治

- 旧大江町立さくら保育園の再利用、利活用は

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１１名）

１番	菊 地 英 幸 君	２番	廣 野 秀 樹 君
３番	大 沼 清 人 君	４番	菊 地 邦 弘 君
５番	藤 野 広 美 君	６番	櫻 井 和 彦 君
７番	安 食 幸 治 君	８番	関 野 幸 一 君
９番	伊 藤 慎一郎 君	１０番	土 田 勵 一 君
１１番	宇津江 雅 人 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 清 隆 君	副 町 長	桃 井 亮 一 君
教 育 長	清 野 均 君	総 務 課 長	五十嵐 大 朗 君
政策推進課長	鈴 木 利 通 君	地域振興課長	清 水 正 紀 君
税務町民課長	阿 部 美代子 君	健康福祉課長	伊 藤 修 君
農 林 課 長	秋 場 浩 幸 君	建設水道課長	櫻 井 洋 志 君
教育文化課長	金 子 冬 樹 君	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	阿 部 美代子 君

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	西 田 正 広 君	議 会 事 務 局 庶 務 主 査 兼 庶 務 係 長	庄 司 由 利 君
--------	-----------	-----------------------------------	-----------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（宇津江雅人君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宇津江雅人君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、議場内での写真撮影を許可します。

◎一般質問

○議長（宇津江雅人君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の時間は、大江町議会会議規則第61条の規定により、答弁を含め60分以内となっておりますので、質問、答弁とも簡潔明瞭にお願いします。残り5分となった時点でベルを鳴らしますので、議事の進行にご協力をお願いします。

質問席と町長席に水差しを置くことを許可します。

それでは、通告順に順次、質問を許可します。

◇ 大 沼 清 人 君

○議長（宇津江雅人君） 本日、最初の一般質問は、一問一答方式で行います。

3番、大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 3番、大沼清人でございます。

初めに、今回は、今後の就学前保育行政をどう考えるかにつきまして質問させていただければと思います。

冒頭ですが、我々議会に対しても、行政に対しても、にじいろ保育園の保護者の方からいろいろなご意見、要望が付されております。これらは、我々はもちろん執行部もそうなんですけれども、我々議員としても重く受け止めていかなくてはならないと考えております。それを踏まえて質問をさせていただきます。

昨年夏、執行部は、にじいろ保育園は3年後閉園と決定されました。その要因として、執行部の想像をはるかに超える少子化現象により、現在の3園体制の維持が困難になったとの説明がございました。民間の2園の事業継続を優先するという決定は、民業圧迫を避ける行政としても断腸の思いではなかったのかとしんしゃくいたします。

本町では、出生率が年間十数人となる中で、要は2園体制、これをどう軌道に乗せていくのか。

2つ目、転園を余儀さなくされる保護者へのフォローをどう構築、信頼感を構築していくのか。

3番目、現在のにじいろ保育園の施設を育児拠点として再活用できないのか。

現在、ばれっとは存在しておりますが、例えば2園の園のどちらかに入居利用してもらう、例えば合同運動会の開催ですとか、2園の園児同士の交流会等々が考えられると思います。

子どもを育てるなら大江町のスローガンを下ろさないためにも、状況の報告と町民の声を基に将来の青写真についてしっかりと説明責任を、また、意見集約の機会が必要と考えますが、答弁を求めたいと思います。

当然ながら、保護者以外の若い世代、結婚を視野に入れている町民からの意見など、幅広い広聴が私は必要ではないかと考えております。

以上、壇上から失礼いたします。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 皆さん、おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、ただいまご質問のありました大沼議員のものに対し、一般質問お答えをさせていただきたいというふうに思います。

初めに、本町の幼児教育・保育施設の在り方につきましては、議員の皆様にも昨年6月に

ご説明を申し上げているところでありますが、急激に進行する少子化により、今後も町内全体における園児数の減少傾向が続いていくものと予想される中で、3園体制の維持は非常に困難を極めてくる、そして将来の財政負担等も含めて総合的に判断させていただいた結果、にじいろ保育園の指定管理との関係から、現在の指定管理期間が満了する令和8年度をもって終了し、あわせてにじいろ保育園を閉園することとし、令和9年度からは、大江幼稚園とあゆみこども園から引き続き、町の幼児教育保育事業を担っていただくことを町として責任を持って決定をさせていただいたところであります。

これより前の令和5年の10月に開催された町議会全員協議会におきましては、本町における出生者の急激な減少により進行する少子化の現状や、町内の幼児教育・保育施設である3つの園の概要、それぞれの利用実績や今後の利用見込みなどお示しをしながら、将来にわたって持続可能な幼児教育・保育施設の在り方を早急に検討し、具体的な在り方に移していくことは、先送りができない、待ったなしの課題であるというふうなことを申し上げ、令和9年度以降に向けた体制の整備に取り組んでまいりたいと説明をさせていただきました。

議員の皆様方からは、「当事者である3園の考え方を見守っていくしかないのではないか」や、「1年でも2年でも早く考え方をまとめて提示していくというスタイルに」という声、そして、「民間には力がある。あるときにはやはり町長がリーダーシップを取って進めていくことも必要なことだ」などなどのご意見をいただきました。

これまで、町が設置しているにじいろ保育園はもちろんのこと、民設民営の2園においても、高い教育・保育の理念と、公共性、公益性を持った学校法人、そして社会福祉法人により、安定かつ継続性を保った適切な運営がなされてきたところではありますが、大沼議員もしんしゃくしておられますとおり、同種の事業を行う公と民との間で、民間の事業者に不利な競争を強いてしまう、いわゆる民業を圧迫してしまう事態は極力避けていかなければならないというようなことも、行政として当然、考慮すべきことであります。

これまでの意見交換の中では、2園ともに将来にわたり、2園というのは民間の2園であります。2園ともに将来にわたり、教育、保育の質とサービスの向上に努めながら、信頼とニーズに応えていくという強い意向、決意をお持ちでありました。苦渋ではありましたが、今後は民設民営の2園の主体性をこれまで以上に重視し、引き続き民間の事業能力を活用していくとともに、より一層連携を図りながら、町の幼児教育・保育事業を進めていくことが肝要であり、最善のことであるというふうに判断をさせていただいたところであります。

このたび、今後の就学前保育行政をどう考えるかのご質問であり、幼児教育も含むもの

だという意味合いだと思いますが、出生数が十数人となる状況の中で、1点目に、2園体制をどう軌道に乗せていくのか。2点目として、転園を余儀なくされている保護者へのフォローをどう構築していくのか。そして3点目、現在のにじいろ保育園の施設を育児拠点として活用できないかというような内容のご質問だというふうに思います。

1点目につきましては、これまでご説明しているとおり、令和9年度からの新体制として、大江幼稚園ではこれまでどおり、3歳児から5歳児を主として、質の高い教育を保っていただきながら、早朝、夕方の預かり保育や土曜保育の時間の拡大、並びに長期休暇期間に実施している春期教室及び夏期教室における早朝、夕方の預かり保育の拡大など、保育の必要性があるご家庭の方も、より利用しやすい受入れ体制を整えていくということにしています。

あゆみこども園では、これまで同様、ゼロ歳児から2歳児の保育を主としながら、これに加えて3歳児から5歳児においても、保育の必要性に応じて受け入れていくという体制を組んでいきます。

また、2園ともに、令和7年度から実施可能な部分を前倒しし、必要な職員の確保も含め、段階的に受入れ体制の整備を図ることで、運営を軌道に乗せていくための準備を具体的に始めさせていただいているところであります。

2点目につきましては、来年度の入所申込みにおいても、にじいろ保育園への就園予定から転園を余儀なくされて来た方など、希望に沿わなかった形になってしまう保護者さんも含め、全ての保護者様が当事者として、今後の就園について深く考えていただいた上で、ご判断に至っていることを思料しますと、本当に頭が下がる思いであり、協力に感謝をするばかりです。

今後とも、担当窓口等において保護者の皆様のご相談に丁寧に応じ、不安解消に努めていくとともに、このたびの町の決定により、転園せざるを得ないにじいろ保育園に就園する子どもさんの保護者の方を対象に、転園先から指定された用品の購入に係る初期費用などについての助成事業を創設し、新年度予算に計上しているところであります。

そして3点目ではありますが、ご承知のとおり、にじいろ保育園は町直営の子育て支援センターぱれっとを併設する形で、旧わかば保育園に増築し、平成30年4月に新たに開園しました。

増築前の旧わかば保育園部分は、平成12年度の建築で既に二十四、五年がたち、経年により老朽化が見られている部分もあります。増築部分については、閉園後においても子育て支援のための施設として活用を図ってまいりたいと考えています。

併設しているぱれっとは、絵本やおままごとコーナー、大型の人気キャラクター遊具などを配置をし、多くの方から親しまれ、昨年度、令和5年度ですが、年間7,000人を超える利用者がありました。

山形連携中枢都市圏連携事業として相互利用が図られ、利用者のおよそ45%が町内の方、35%が寒河江市、そのほかの20%が利用の多い順に、山形市、朝日町、天童市、西川町、中山町、河北町、東根市などとなっています。まさしく子育てするなら大江町を町外に発信できる場所となっていると考えています。

また、単なる遊び場としてではなく、子育てに関する不安や相談に職員が応じるとともに、各種子育てイベントや子育て応援訪問事業、ファミリーサポートセンター事業などを実施する子育て支援の拠点施設であります。土曜日、日曜日ともなると、スペース的に手狭になっている状況もありますので、新遊戯室をはじめ子育て支援センター事業の充実のために活用していくことが第一に考えられると思います。

また、隣接する広々とした公園も有し、周辺環境も良好であることから、建物も含めて、各園における園外保育や交流保育での利用、子育て支援グループでの利用も考えられるところであります。

町民の声を基に将来の青写真について説明責任と意見集約の機会が必要、当然ながら、保護者以外の若い世代や結婚を視野に入れている町民から、幅広い広聴が必要とのことでありますが、町としても、今後とも保護者の皆様の不安解消に努め、幼児教育・保育事業に対し、引き続き責任を持ち、インクルーシブ保育など、近年の多様な社会のニーズに対応しつつ、それぞれのご家庭の実情や子どもさんの個性、発達に応じた適切な就園につながるよう、これまで以上に各園のほか関係先と連携して対応してまいります。

また、施設の活用を含めて、移住定住に係る諸施策と連携した子どもを安心して産み育てやすい環境づくりと切れ目のない子育て支援を実施していく中で、その責を果たしてまいりたいと考えているところでありますので、ご理解賜りますようによりしくお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） ありがとうございます。

冒頭なんですけれども、ちょっとお聞きできればと思っています。非常に申し上げづらい、お答えづらいかもしれませんが、このたび当然ながら、にじいろ保育園のOBの方、父兄、あと、あるいはお孫さんを預けてらっしゃる、あるいは保育審査の方、私も、ご存じのよう

にいろんなアンケートというのを拝見させていただきました。

この反応、もちろんこれは、実際に転園してくれというのは、非常に厳しいものだと思います。その声に対して、これは実際には苦い薬を飲んでいただくということだと思うんですが、町としてはこの反応を一体どういうふうに見止めて、一体どういうふうに見消していかれるかと思っていられるのか。

私は、ちょうどイメージとしては、方向性としては間違っていないと思います。本来なら義務教育学校というの、統合することですので、本来ならば、その前に、この問題を我々で方向性を、筋道をつけるべきだったんです、もちろん。それがちょっと遅れてしまったと。ばたばたとし、ところが今後、教育、小中学校の統合の非常に丁寧に民意を酌んでいただいたと思っています。

4回も5回も説明された。それに比べて、今回は非常に対応があまりにもギャップがあったのではないかと。やはりアンケートを見ますと、我々の意見を酌んでくれないんですかという、そこから出ています。これは理屈じゃないです。酌んでくれないということは、我々を軽んじているんですか、我々の思いを何でこり押しされるんですかと、もちろん状況は町民の方はご存じだと思うんですけれども、私はそうではないのかなと、対応、それについて、どう思いをはせていられるのか、あと今後どうされるのか、ちょっとお答えいただければと思います。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） アンケートの結果、反応というふうなものについてどう見止めているのかというふうな1点目でありましても、説明会を中央公民館で保護者向けに行った。アンケートの中では、その部分があまりにも短時間過ぎて、意見を言ういとまもなかったというご意見もあったように感じています。

その部分については、全て説明をし切ったというふうには見止めてはおりませんが、その際にも、その後の意見について、町のほうにいろいろいただけるような対応もしてきています。とは言っても、なかなかそういう意見は申し上げられるような、保護者としての立場もあったというようなことも書いてあったようです。

その後も町のほうでは、来年度の入所等について、個別の相談をいろいろいただく中で、様々な悩みに対応していくような個別の対応も行ってきました。

その時点では、特に、大きな、にじいろの方向、2園体制に対する大きな意見等はなかったというふうには思っています。

このたび、有志の方が行ったアンケートの中で、様々なご意見を寄せられているというようなことは、真摯に受け止めなければならないものだというふうに思いますし、本当に思っていることを出せなかったというようなことが、ちょっと私としては反省すべき点なのかなというふうに思います。

その部分については、実は、保護者会さんからも要望というふうな形でいただいている部分もありますので、その部分は、さらにいろいろと対応していくべきものではないかと、今感じているところであります。

なかなか全ての方から、100%ご理解いただく中でというふうなことは、こういう事案に関しては難しい部分があるんだというふうに思います。ただ、町としては、説明責任はきっちり理解をいただくような形で説明しなければならないというふうなことは、必要だというふうに思っておりますので、その部分の対応を今後どういうふうに進めていくかというふうなことを今検討しているところでありますので、理解いただくような努力をやっていくというふうなところでございます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 私、今町長から答弁あったんですけれども、皆さんがおっしゃっているのは、今の若い方、我々60代とか70代と違って、若い方、20代、30代の方、これが一番求めているのは、意思決定のプロセスの透明化です。

知らないうちに知らないところだというのは、非常に残念だと私は思っています。

次に、現状の質問に移らせていただきます。

執行部では、来年、再来年の移転時に園児は何人というふうにお考えなんでしょうか。ゼロ歳から5歳までの園児は何人、トータルで大江町では何人だとお考えですか。ちょっと伺います。

再来年の出生者も含めて、0歳から5歳まで、いわゆる保護が必要な、保育が必要な人数は大江町で何人だと思ってるのか。つまり今137人いらっしゃるんです。ゼロ歳から5歳まで。大江が50人、あゆみが30人、にじいろが57人いらっしゃいます。

それが2年後に一体どういうふうな人数になっているのかというのは、もちろん把握されて計画立てられると思うんですけれども、教えてください。

○議長（宇津江雅人君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） お答えをいたします。

まず、今年の4月1日現在の入所者数につきましては、にじいろ保育園については43名、あゆみこども園については27名、大江幼稚園については37名、合計の107名。それ以外に障害の方もいらっしゃいますけれども、今の時点ではその数ということで、入所決定をしているところです。ただ、あゆみさんにつきましては、途中入所という場合もございますので、若干の変動はあるかと思います。

あと、今後の児童数の推移につきましては、子育て支援計画の中でいろいろ今後の見込み量とか立てている中でご紹介を差し上げれば、令和8年度では105名、令和9年度では88名ということで、100人を割るような状況になっていくということで推計はさせていただいているところでございます。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） ありがとうございます。

ちょっとお伺いしますけれども、あゆみこども園さんを15人増員された、45人定員に2年後されるということなのですが、今、最初の当初の利用定員というのは30人になっていらっしゃいます、あゆみこども園は。そこでゼロ歳から2歳までの子どもを保育されていると、乳幼児ですね。

これは素人考えなんですけれども、利用定員を1.5倍にすると、施設は変わらずに。3歳から5歳の非常にもうはっきり言ってやんちゃな子どもをそこに入れるというのは、もちろんこれ45名というのは、認可定員に入っています。以内なんです、そう簡単に行政の都合で人間をどんと増やすというのは、利用定員を増やすというのは大丈夫なんでしょうか、非常に素朴な疑問です。

それについてお答えいただきます。

○議長（宇津江雅人君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） 今おっしゃられたとおり、現在の利用定員については30名ということで、そこから1.5割増ということで、36人ぐらいまでには可能だと思いますけれども、ただ、そもそもの認可定員が50人、あゆみさんでは確保しておりますので、十分その中では対応は可能なんではないかと考えております。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 分かりました。

では、次の質問に移ります。

今、町長から今のにじいろ保育園の校舎、設備、これはぱれっとを拡大して使用する予定

だというふうにお伺いしました。それ、スポット的にいろいろおありだと思うんですが、考えてみますと、にじいろ保育園の設備というのは140人ですね、認可定員が。非常に広いプール、子ども用のプール、園庭、広い園庭、園舎、公園、これは、もしかしたらこのままでいったら負の遺産になってしまうんだよね。だって建てて7年ぐらしかたっていないからね。

それも10億近くの資金をたしかかけたと思っています。それをこの短期間に空にする、これは個人的に物すごく思うんですけれども、何とかならないのかというのは、結構皆さん、町民から言われるんですけれども、それはいかがでしょうかね。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） まず、先ほど課長のほうからもありましたが、認可定員と利用定員、今、議員がおっしゃられたのは、140という数字は認可定員であるというふうなことで、利用定員は80名というふうなことに今なっているというようなことが1つ。

それから、先ほど子育て支援センターの部分として園舎を使っていくというふうなお話をした件につきましては、先ほども申し上げましたが、増築した部分は、7年、8年、旧園舎と呼ばれる部分については、24年から25年経過しているという状況で、その中で、旧園舎については老朽化も進んでおり、何かに利用するというふうなことであれば、改修工事が必要だというふうなことがありますので、私が先ほど申し上げたのは、そのまだ七、八年しかたっていない増築した園舎の部分について、特に、今も新遊戯室などは、子育て支援センターの事業としてお借りをしてやっている事業もありますので、そういった部分の活用、そして子育ての拠点、相談センター、そういった役割にしていけるのではないかと現段階では考えているというところであります。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 分かりました。現状をあらまし把握させてもらいました。

次に方向性でございます。もちろん極端な少子化によってどういうふうにお子さんを育てていくのか、こちらは意識合わせを必要だと思うんですけれども、そのために、施設も含めて再構築というふうな捉え方をしております。

ただ、それに対して重要な点というのは、私は3つあると思っています。まず今の園児に不利益がないようにすると、少しでも影響を抑える。次に、今のお母さんたちに、2番目、3番目も産みたいねと言ってもらえるかどうか。最後に、町外から来た人に、大江町いいところだから子育てしたいねというふうに言ってもらえるのか、この3点に尽きると思います。

それがないと、行く行くは、せっかくの義務教育学校をつくっても、まさか複式ということもなきにしもあらずというふうに思っているんですけども、それに対しては町長、何か、いや、それ違うということでしたらおっしゃっていただければと思いますけれども、なかったら僕は進めますけれども。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 3点というふうなお話がありました。

当然、今の園児の方に対しては、先ほどいろいろ申し上げたように、これまでのにじいろ保育園での保育サービスについては、できるだけそのサービスを引き続きやれるような、もしくは進化させるような形で取り組んでいくというふうなことを先ほどの答弁の中でも申し上げました。保護者に関しても同じであります。

ただ、やはり先ほど大沼議員が感情的な部分でという表現を使われましたが、その部分のやり取りといたしますか、お互いの意思疎通が必要な部分はあるのかな。ただ、現実、実務的な部分では、保護者の方に対しても園児と同じように、これまでと同じような保育のサービスが届けられるようなことをやっていくことが町の責任だというふうに考えているというふうなことです。

もう一つは、町外の方が大江町にというのは、私は再三、市政方針やいろんな場面で申し上げておりますけれども、この少子化対策の中で、重要な一つの駒として、やっぱり子育て世代の方を大江町に移住定住してもらうというふうなことでセットにして、子育て世代の方に有益な支援策をどんどん打っていくべきだというふうなことで今進めさせていただいております。

保育園の在り方というふうな部分では、3園から2園になるというふうな中で、先ほど申し上げたように、できるだけマイナスにならないようなところをきちっとやっていくというふうなところでありますので、これまでと同様な形で、今申し上げましたようなことを進めてまいりたいというふうに考えています。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） もちろん町がお決めたということなんですけれども、やはり心情的には、やっぱり取り残されたとか、何でこうなるのという思いが非常に皆さん強いと思うんですけども、もちろん次回の説明会でその点は酌み取っていただけたと思うんですが、ただ、私個人的に感じるのは、やはりあそこを子育ての中核拠点として何とか活用できないのか、ゼロ歳から5歳まで。

せっかく青プールがあって広い園庭があって、運動場があって、施設があって、はっきり言って、ぱれっととおっしゃいましたけれども、利用数、私も聞いたんです、ぱれっとどのくらいあるんですかという、平日二、三組ですね、週末十五、六組ですね、今のところであまあ足りるんじゃないですかというお答えでした。

空いているところは、そのままにしておくとすぐ傷んでしまいます。私、一番心配なのは、町外から見に来て、あそこで少年、子どもの声があそこから聞こえるかどうか。それとも、いやあそこはもう閉鎖して誰もいないんですよ、その場合のインパクト、これは相当大きいと思います。もちろん寒河江あたりは相当あれですよ、いい施設をつくってらっしゃいます。

ただ、あそこを何とか拠点として活用、もちろん厚生労働省の指針に従って活用していただくという可能性というのは、私は追求すべきだと思います。

それについてお伺いできればと思います。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） にじいろ保育園の周辺に限らず、やはり町の中から、近所から、子どもの声のにぎやかなものが聞こえるというふうなことは、その地域にとって、そして、その住んでいる人たちにとっても、すごく明るい話題、そういうものにつながっていくというふうに感じます。

なので、先ほど申し上げましたように、今回の部分について、子育て支援センターの部分については、隣接する公園等と併せて利活用していただけるような形でさらに進めていきたいというのが今の現状です。

いろんな組合せがあるというふうに思います。それを排除しているわけではなくて、いろんな検討をしてきた中で、現時点に今お話ししているような内容にまとまっているといえますか、そういう方向性を今、検討しているという状況でありますので、大沼議員からいただいたようなご意見も参考にしながら、これから実際の利活用に当たっては、様々検討してまいりたいというふうには考えております。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 個人的なことを言わせてもらいますと、やはりあそこは何とか生かす方向で執行部の皆さんにはご検討いただきたい。将来的には、もしかしたら幼稚園と保育園の合併、幼保連携、これに行かざるを得ないか、それも視野に入れてだと思えるんですけれども、やはりあれだけの施設というのは、やはり何とか放置あるいは活用、その道をぜひ探し

ていただければと思っております。

1 番目の答弁は特に必要ございませんので、1 番目のは。

2 番目に移ります。

○議長（宇津江雅人君） 2 番目の質問に。お願いします。

○3 番（大沼清人君） 通告に従いまして、本町のインバウンド誘致意欲について問います。

昨年の山形県のインバウンド客数は40万人を超えております。コロナ以前を超える数値となっておりまして、特に尾花沢の例えば銀山温泉、これは入場規制までしかれています。そのほか山寺や蔵王でのスキー場の外人客は枚挙にいとまがございません。

円安に伴い、本県において特に台湾、中国、東南アジアの観光客増加が顕著でございます。各自治体とも積極的に海外に働きかけを行っておりまして、例えば人口6,000人の飯豊町では、雪を生かして2009年から台湾をターゲットに誘客に取り組んでおります。今期は過去最高の1万人の来航予約が入っているとのことであります。

朝日町でも台湾との交流に注力しており、寒河江でも観光振興計画として、インバウンド、広域観光の強化と観光ニーズの把握として慈恩寺をはじめ観光資源のさらなる活性化に注力しております。

本町でも、松田町長就任時、インバウンドを目指すと言われたと記憶しております。大江町は外人客に対し、他の町村と比較して次の優位性を持っていると思います。

1つ、おしんの原風景、2つ、世界三大舟唄、最上川舟唄発祥の地、3、最上川の絶景と自前のスキー場。これらは我々の想像以上に海外観光客にアピールするものでありまして、特に台湾、香港、ベトナム等の富裕層への営業努力とともに、本町の観光資源の再認識と整備が必要と考えております。

については、下記の質問へお答えいただきたいと思います。

今後、インバウンド客誘致への意欲をお伺いします。それがおありだということでしたならば、具体的に数値目標は、これは設定されるのかと。あと海外客向けに本町の観光資源を磨く場合、どのリソース、人、物、金、情報でしょうか、これをどう強みを引き出していくのか。

以上についてご質問させていただきます。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 今ありましたとおり、大江町のインバウンドのお客様の誘致の意欲についてというご質問であります。国のほうでは、観光立県を目指したインバウンドを促進

しており、令和5年には約2,500万人の訪日外国人旅行者があり、コロナ禍前に比べ79%の回復の状況ということであります。

旅行者の動向は、韓国が最も多く、次いで、台湾、中国、香港、アメリカの順となっているようです。インバウンドは、3大都市圏に集中している感もあり、京都ではオーバーツーリズムとなっているということも報道されています。ただいま質問にありました県内でも、銀山温泉では入場規制をせざるを得ないような状況にもなっている、こうした様々な課題も生じている地域があるように聞いております。

山形県では、令和5年の観光者数調査での外国人旅行者数は、大沼議員の質問にもありましたように、約40万人であり、平成25年以降過去最高となっています。過去最高であるというものの、日本全体から見れば、山形県は僅か1.6%の状況です。国では、地方へのインバウンドの分散を図ろうとしていますが、なかなか進まない現状もあるように思います。

県内外国人旅行者の動向としては、台湾が約48%を占め、次に、中国と香港で6%ずつ、ヨーロッパが5%という状況となっています。また、蔵王、山寺、銀山温泉に山形県内では集中しており、特に雪のシーズンに多い状況があると思います。山形においても主要観光地に集中している状況ですので、村山地域の広域観光協議会では、インバウンドが蔵王、山寺など、そして雪のシーズンに集中していることから、県内各地の分散に向け取り組んでいるところです。台湾の旅行エージェントを招聘して県内各地を案内し、見どころを紹介する取組などを広域の中で取り組んでいます。県内においても、なかなか分散できていない状況にあります。大江町においても、台湾の旅行エージェントに日本一公園などを紹介しようとしたのですが、日程が合わず、断念した経過などもありました。

インバウンドというと、以前は爆買いをしている外国人観光客の姿がマスコミなどでよく報道されていましたが、今はその様子も変わってきており、県内のある町では、外国人は目的地に真っすぐ行って、途中立ち寄りすることもあまりなく、目的地ではお金は使うが、途中の場所では、あまりお金は使わないというような声もあります。また、生活習慣が違うことから、様々なトラブルが生じることもあるようであります。そして、一番は言葉の壁もあり、なかなか受入れするのも大変だと話す町もあるようです。

インバウンドのお客さんを誘致するには、誘客に向けたプロモーションが必要であり、旅行代理店や観光客向けなど、SNSや様々な広告媒体を駆使して、大江町を知ってもらうことが必要であり、もちろんそのためには費用も必要になります。そして、お客様の受入れに向けた対応を整えておく必要があります。そうした意味からして、大江町単独のインバウン

ドの誘致、そして受入れは、なかなか難しい課題が多いというふうにも感じます。

山形県、そして村山地域の各市町と連携し、広域観光の中でインバウンドを進めていきたいというふうに考えています。

日本に来られる外国人、特に地方を回ってくる外国人の場合は、やはり拠点とルート、これが大切だというふうに、インバウンドを行っている取組をしている町さんからはお聞きをしています。1か所だけに、例えば大江町だけに来るといような目的ではなかなか来ていただけない、なので、ほかのところとルートを組みながら、その中に大江町も取り組んでいく、そういったことが観光のルートとしては必要な、取組として必要なのではないかというふうに思います。

そんな中で、山形を訪れる外国人旅行者はまだまだ少ない状況ですので、まずは山形を知ってもらって山形に来てもらい、村山地域のお勧め場所に行ってもらおう。途中には、日本に1つしかない絶景の眺めが楽しめる日本一公園を目的地の1つに設定してもらおう。もちろん先ほど大沼議員からありました、おしんだったり、最上川舟唄だったり、そういった部分も合わせてのことでありますが、そうした観光ルートをつくって売出しをし、誘客につなげていきたいと思っています。具体的な数値目標の設定というふうなことがあります、現段階では、そういったものはこれからの検討事項だと考えております。

また、外国客向けの町の観光のコンテンツであります、ここでしかできない体験、ここでしか見られない景色といった特別な付加価値、そういったものがないと、なかなか外国の方からは日本に来ていただけないのではないかと。日本にというよりは、山形県、大江町に来てもらえないのではないかとというふうに思います。

例えば、地元で根差したお祭りを鑑賞するだけではなく、みこしの担ぎ手や、大江町の囃子屋台の引き手などとして、実際にお祭りに参加してもらおうというような体験型の旅行、こういったものをしてもらったり、最上川舟唄発祥の地で本物の正調最上川舟唄を聞いてもらったり、よそでは提供されていないような青苧料理などを提供したり、そういうことを全体的に付加価値の創出にやりながら、磨き上げも含めて、様々考えていかなければならないものだというふうに思います。

今後のインバウンド、特に広域的な取組というふうなところに関しまして、大江町における観光振興を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 分かりました。

ちょっと今は持ち合わせていないんですけども、今度第三次総合計画、各部門がこんなふうにあるんですよ、K P I も含めて。たしかそれが6年前だったと思います。その2か所にインバウンドについて記載がございます。これは目指しますというふうに書いてございます。

ですから、その進捗状況を私はお伺いしたかったんですけども、やはりやっぱり今から国内もそうなんですけれども、もちろん手間もかかります。ただ、やはり広く世界に訴えていくということも必要ではないのかなと思っておりますので、今後ともよろしく願います。

質問は以上です。

○議長（宇津江雅人君） これで大沼清人君の一般質問を終わります。

ここで、11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じて会議を再開します。

◇ 藤 野 広 美 君

○議長（宇津江雅人君） 一般質問を続けます。

次の質問は、一問一答方式で行います。

5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 5番、藤野広美です。

1月10日、ある新聞に、令和5年度の左沢小学校創立150周年に関し、住民が参加可能な運動会種目の導入、地域の歴史や資源にまつわる学年行事の企画、実施に協力、J R左沢線の利用促進に向けて、利用者目線で意見を寄せた。これらのことが評価され、左沢小父母と教師の会が優良P T A文部科学大臣表彰に選ばれたという記事が掲載されておりました。

私もこのときの運動会に参加させていただきましたが、地域住民とともに参加した皆さん

が楽しく関わり、大成功に終わったことに感動を覚えました。

J R左沢線の車両内には、町内小学6年生が書いたという絵が貼られたこと、さらには、高校生による意見交換会が開催され、私も同席させていただきましたが、存続に向けての一躍を担っていると感じました。

このように、地域の方の協力は、これからも大事にしていかなければならないと感じました。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

最初に、マイナンバーカードの休日更新対応をという質問をさせていただきます。

マイナンバーカードを新規登録してから5年目を迎え、更新時期になっていると思います。私も今年の8月で電子証明書の期限が切れるため、更新をしなければと思っております。

昨年の年末に入った情報を申し上げます。この方は住所を大江町において、仕事の関係で関東方面の会社に勤務しております。お盆と年末年始に自宅に戻るという生活スタイルを取っております。「年末休みの前にマイナンバーカードの更新をしたいのですが、この年末年始、休みの期間で対応してもらえる日はありますか」と電話で問合せをしたそうです。担当課の職員からは、「大変申し訳ありませんが、12月28日から5日までは休みとなっています」という返事があったそうです。

会社の上司から承諾を得て、1月6日休みをもらい、マイナンバーカードの更新をしてから会社に戻るという選択をせざるを得ないと話をしてくれました。

お盆の時期だと役場は休みでないでこの心配はないと思うが、年末年始の最後の日、1日でもいいから対応してくれたらいいのになと、申請のときは休日返上で対応したと思うが、という思いを話してくれました。

人数を把握してはおりませんが、この方以外にも住所を大江町に置いて、県外や県内の遠方で仕事をしている方や大学生がいるのではないかと思います。現状では、このような方は、平日に休みをとって帰省し、マイナンバーカードの更新をしなければならないということになると思います。

申請時は役場担当課の職員の方は休日返上で対応していたと思います。更新時期が来ている現在、毎週でなくても月のどこかの休日にマイナンバーカードの更新対応窓口開設の提案をさせていただきます。

自宅から通勤通学をしている方も、更新の休日対応をしていただけたらありがたいと思うのではないのでしょうか。大江町に住所を置いていただいている方を大事にしていかなければ

ならないのではないかと思います。それが町民を守ることにつながるのではないかと私は思いますが、町長はどのように考えるかをお伺いします。

これで壇上での質問を終わらせていただきます。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、藤野広美議員のご質問にお答えをしていきたいと思ひます。

平成28年1月から始まったマイナンバーカード交付は、国や町などの積極的な後押しもあり、令和7年1月末現在、町での交付率は96.10%と、県内では、率のほうでは4番目に高い状況になっております。

マイナンバーカードは、18歳以上の方については5回目の誕生日で電子証明書の更新、10回目の誕生日でカード自体の更新が必要になります。18歳未満の方は5年目の誕生日で電子証明書及びカードの更新の両方が必要になります。5回目の誕生日を迎える3か月前に国から各種更新のお知らせが送付されるというふうなことで案内をしているところであります。

これまでマイナンバーカードの申請、交付を推進していくために、休日窓口の開設を行ったり、平日の窓口延長を活用し対応してきたところであります。

今までの経過を少し申し上げますと、令和2年10月から毎月第2土曜日の午前中にマイナンバーカード休日窓口を開設いたしました。そして、令和3年7月から毎週月曜日に実施している窓口延長業務にマイナンバーカード関連業務の追加と時間延長を行いました。

そして、さらに令和4年11月にはマイナンバーカード休日窓口を第4日曜日の午前中も開設するなど、これまでもニーズに合わせた窓口開設を行い、対応してきたところであります。

現在は、多くの方がマイナンバーカードを所持しておられる状況になりましたので、マイナンバーカードの休日窓口は開設しておりませんが、役場に来ることが困難な方について、ご自宅や施設に職員が出向き、申請手続を行う出張申請サービスを行っているところであります。

令和7年度以降、マイナンバーカードの電子証明書の更新及びカードの更新手続予定者が急激に増えてくると見込まれることから、マイナンバーカード休日窓口の開設を検討をしているところであります。現時点で具体的な窓口開設予定日時などは決まっておりませんが、前回と同様に、土曜日もしくは日曜日、月1回から2回程度を今想定をしながら、来庁される方なるべくお待たせしないよう、予約制で対応してはどうかと考えているところです。

マイナンバーカード休日窓口開設について詳細が決まり次第、町の広報紙やホームページ、そして各種SNSなどでお知らせをさせていただきます。

現在、マイナンバーカードが普及し始めてきたために様々な問合せが増えています。毎日多くの方がマイナンバーカード関連で役場に来庁されております。今後ますます増加することが予想されることから、窓口の体制整備も含めて様々検討してまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 答弁ありがとうございます。

来年度以降は、マイナンバーカード関連手続の方が増加が見込まれるということで、休日窓口開設を検討している。窓口開設予定日はまだ決まっていないが、土曜日か日曜日、月2回程度、予約制で対応して考えているという答弁をいただきました。

予約制であって、休日窓口開設を月2回程度対応していただけるということは、平日は仕事のために町内にいないということで、通学の方も含め、更新の手続に来れないという方、平日来れないという方にとっては、とてもありがたいことで、行政の対応に感謝申し上げます。

話は変わりますが、電子証明書が近くなると更新の案内が届くかというふうな質問をしようと思っていたのですが、先ほど3か月前には連絡が来るという答弁をいただきました。

それではですが、申請のときは健康上、都合で役場に来ることができないという方には、自宅にお伺いをして新規の対応をしたということだったと思いますけれども、更新対応は同じように考えているのかをお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 増えるというふうなことは確実視しているんですが、どれだけどんな形でというふうなことまでちょっと今のところは予想がつかないという状況で、先ほどお話、答弁させていただいたような内容でございます。

ちょっとそこら辺の現状について、担当課長のほうから見込みなどについてもお話しさせていただければというふうに思いますので、税務町民課長、よろしくお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

今後の予定であります、令和7年度から急激に更新手続が増加が見込まれるということ

をお話しさせていただきました。

実際に具体的な数字であります、今年度更新予定というのは154名程度の想定でありましたが、7年度は1,600人程度、8年度は1,350人程度ということで、10倍以上伸びることが想定されております。

それからもう一点、役場のほうに來れない方の対応については、現在も役場のほうから出向いて、申請の手續のお手伝いをさせていただいております。そういった方を対象に、今後更新の手續の際も、出張申請等の対応をさせていただきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 藤野広美君。

○5番（藤野広美君） ありがとうございます。

令和7年、8年と急激に増えていくということを見込んで対応していただけるということをお聞きしました。

また、健康上で來れない方へは自宅のほうにお伺いをするということも考えているという答弁をいただきましたので、対応のほう、よろしく願いしたいと思います。

新年度、早い時期に周知の方法とか実施の方法をお伝えをいただくということをお願いして、最初の質問を終わります。

続けてよろしいですか。

○議長（宇津江雅人君） はい、2番目、質問をお願いします。

○5番（藤野広美君） 次に、雪下ろし等費用助成制度の支払い方法見直しをという質問をさせていただきます。

大江町の現在の雪下ろし支援は年3回までとし、1回当たり2万5,000円以内の経費対象となっており、助成額は対象経費の9割で、1回につき2万2,500円以内、3回分で合計6万7,500円までとなっていると思います。

現在は、高齢者の方が雪下ろし等を業者に依頼して、かかった費用を一旦は業者に支払い、その領収書を役場担当課に持っていき、助成となる額の申請手續をして通帳に振り込みになるというのが現状かと思います。

業者の方が雪下ろしを依頼されて、屋根の雪を下ろす人と排雪ダンプを運転する方の2名で仕事をし、1日で仕事が終了したとします。例えばですが、1人1万円の費用とすると、2人で合計2万円になります。後で助成金が振り込みになるとしても、一気に2万円を年金から支払うというのは大変だという話を町民の方からお聞きします。

この助成制度の支払い方法を見直して、依頼した高齢者の個人負担は経費の1割、残り9割を業者が町に請求し、行政側で業者に支払うという体制は取れないものでしょうか。業者が請求する合計額には変わらないので、支障はないと思います。ただし、請求書を提出してすぐの支払いとはならないので、理解を得る必要はあると思います。高齢者の方は、支払い額が少なくなり、とてもありがたいと思うのではないのでしょうか。近隣町でもこの対応に変更するところがあるようです。

今申し上げた内容を踏まえて、助成金の体制見直しを提案させていただきますが、町長はどのように考えるかをお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、藤野議員の2つ目のご質問にお答えをさせていただきます。

町のほうでは、冬期間の高齢者等の暮らしを守るため、屋根の雪下ろしや玄関、間口除雪に対して支援を行っております。

支援の流れを再度申し上げますが、支援対象者の方が町に対して事業の申請を行っていただきます。町は支給要件を確認し、その後、支援の決定を受けた対象者が業者に雪下ろし等を依頼し、事業の完了後、一旦、対象者が費用の全額を業者に支払い、町はその後、領収書を確認の上、支給対象額、上限がありますが、ここにかかった費用の9割の額を償還払いで対象者に支給しているというのが今の流れでございます。

一方で、今ご質問にあった受領委任払いの場合ですが、対象者が事業完了後、自己負担額を業者に払い、支援対象額の9割を町から業者に支払うことになっているということです。

受領委任払いは、確かに対象者にとっては負担が少ない方法とはなりますが、償還払いと比較して支給手続に少し時間を要する、業者側で一時的な資金繰りが必要になること。業者が請求書を二重に管理しなければならないこと。本来対象者に支給すべき額を業者に支払うため、業者が受領委任払いに同意する必要があるというふうなことで、少し今よりは事務が煩雑化するのではないかと、そして業者の方の理解と協力が必要であるというふうなところであります。

ただ、議員さんのほうからご指摘があったとおり、独り暮らしの高齢者や低所得者の方々の経済的な負担の軽減を考慮すれば、今後は受領委任払いについても考慮していく必要があると考えています。

ただし、対象者がこれまで同様、償還払いを望む場合や、業者が受領委任払いに同意をしない場合なども想定されますので、償還払いと受領委任払いの選択制も含めて検討をしてま

いりたいというふうに考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 答弁ありがとうございます。

独り暮らしの高齢者や低所得者の方々の経済負担軽減を考えれば、業者との調整は必要ですが、先ほど答弁にありました受領委任払いについて検討していく必要はあると考えていると答弁をいただきました。そしてまた、業者の選択制と2つの方法から、従来どおりという2つの選択のほうから考えていくことも視野に入れなければならないのではないかなというふうな答弁だったと思います。

対応していただくことに、もしなればですが、対象者は本当にうれしくありがたいというふうには思うのではないかなというふうに思います。高齢者の方の中で、この制度があれば本当にありがたいなという声とともに、除雪費の助成金、今の段階ですけれども、申請に役場に行くのも大変なんだという方の声もあります。乗り合いタクシーの対象地区を外れている方は、町営バスの利用となります。一部の地区はですけれども、バス停まで遠いところもあります。また、つえをつかなければならない、そういうことで、歩くペースが遅いんだ、時間がかかるんだ、また、バス停まで行くのに何回か止まって一休みさんなねのよという声もあります。

今年は豪雪であったため、七軒地区の降雪地区の独り暮らしの方は、今年4回、屋根の雪下ろしを業者に頼んだんだと、支払い金額が数万円になるんだと、一気に支払うのは大変なのよという話を先日お聞きしております。

高齢者の方は、頂く年金、それぞれ皆さん違います。だから、みんな同じ生活スタイルがとれるということではないということを私は今大きく強く感じています。特に、独り暮らしの方や低所得者の方は、一気の支払いは、やはり経済的負担が大きいということが言えるのではないのでしょうか。先ほど申し上げた降雪地区の方の状況を町長はどのように感じているか、どのように考えるかをお伺いします。

受領委任払いに関しては、選択にもなるというふうなことでしたが、それに関してですが、現在、要支援や要介護認定になっている方は、受領委任払いという制度で自宅に手すりを設置したり、バリアフリー化の対応が取られていると思います。実際、これをこの制度を利用している方もいると思います。

この工事費の支払い方法は、工事をお願いした方が工事費の1割を業者に支払い、残額の

9割は業者が役場に請求するという対応になっていると思います。この制度と同じように考えれば、対応は可能なのではないかなというふうに思います。

業者の方も、この制度については納得をして対応しているのだと思います。高齢者で独り暮らしであるけれども、元気な方もいらっしゃいます。でも、こういう方も含めて、ぜひ前向きな、この受領委任払いの対応をぜひお願いしたいと思いますが、町長の考えをお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 先ほど申し上げましたとおり、受領委任払いにつきましては、そういう方向で、やっていこうというふうなことで調整をしていきたいというふうなことでありますので、介護の用具等の部分と同様な形でできるのではないかなというふうに思います。

ただ、先ほど申し上げましたように、業者との調整というふうな部分では、全く新しいものをお願いするのではなくて、これまでやってきたものを変更しながらやっていくという点では、それこそいろいろとご相談を申し上げながらやっていかなければならないというふうに思いますので、その部分、業者の協力も含めて調整をしていくというふうなことであります。

あと、申請も大変だと、それもそうだなというふうに感じます。ただ、やっぱり独り暮らし等の場合については、買物支援などされている親戚といいますか、息子さんだったり、近所の方だったり、そういったことと併せて、こういったこともやっていただくというふうなことも受領委任払いになれば、立て替える額がなくなるわけですので、比較的そのところはやりやすいようになるかなというふうに思いますので、いろんな面で、このことばかりではなくて、いろんな面でやっぱり地域での支え合いというふうなことは、これから、特に独り暮らし、高齢者世帯のみの世帯、そういったところには、地域の支え合いというふうなところをプラスアルファしていったって、みんなで支えていく、町ももちろん支えていく、そういったことが必要ではないかなというふうに、お話を聞いていて思ったところであります。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 答弁ありがとうございます。

対応していくように考えているということでしたので、よろしくお願いします。

業者への理解がどうなるかということに対しては、ぜひ業者には理解をしていただくように町長からお願いをしていただきたい。そして、申請の大変さということに対しては、地区

の民生委員さんをお願いするとか、役場職員の方が親切丁寧に、ここは対応するという方法を取っていただきたいなというふうに思います。

すぐに対応することはできないけれども、前向きにぜひお願いしたいと、そういうふうをお願いしたいということ。そして、高齢者の方へ、先ほども申し上げましたが、申請の手続等は親切丁寧に教えていただく、周知もきちんと分かるようにしていただくということを期待をして、早めの期待をして、2つ目の質問を終わります。

以上で、全ての質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（宇津江雅人君） これで藤野広美君の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じて会議を再開します。

◇ 伊 藤 慎一郎 君

○議長（宇津江雅人君） 一般質問を続けます。

次の質問は、一問一等方式で行います。

9番、伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君） 9番、伊藤慎一郎です。

今日は啓蟄、よく三寒四温などと言われますが、これを繰り返しながら春が来るのかなと思います。今年は特にはっきりと分かるような気象です。2月の末の大雪では、大江町内にも、リンゴ、ラ・フランスの枝折れなどの被害が出ているようであります。秋の収穫が心配されます。

ところで、冷害でもないのに令和の米騒動、消えたお米などと言われますが、米は日本国内にあります。でも、農家の方はほとんど持っていない方が多いと思います。お金に余裕が

ある人が持っているんだと思います。金利の安い、低いので、米を持っている方がもうかるからです。主食である米が不安定になると、投機筋が入ることは歴史を見ても明らかです。食糧管理制度を外し、米を自由化したので、その結果、多いときは下がり、少しでも少なくなると暴騰します。農政の愚作と言わざるを得ません。

それでは、通告している質問に入ります。

待望の道の駅が昨年大幅に拡大してオープンとなりました。中でも、何でも同じだが、造るのは金が準備できれば業者が造ってくれます。それをどのように生かすか問われます。まだオープンしたばかりでおこがましいと思いますが、私の立場として、いろいろな角度で意見を言い、質問いたします。

道の駅や観光やなも同じだが、大江町としては、この事業につぎ込んだお金は、投資的経費と考えます。莫大な金をつぎ込んで行った事業ですので、当然、費用対効果が要求されます。それをどのように応えていくか、どのように考えているか、町長に伺います。

最終的に道の金に対して、国からの支援がどのくらいか、町債、町としての借金は幾らになったかを伺います。

箱物を造って、最初がいいが、後に町の負担になってくるようでは困るわけです。町の税金を使うのだから、まして人口が激減している中で町政をどのようにしていくのかも伺います。

今は、オープンしたばかりでご祝儀相場と言われているうちはいいが、各地で道の駅が改築工事や新築工事などが進んでくると考えなければならないと思います。安心できないと思います。過当競争になりかねません。

いろいろな道の駅や直売所が毎日のようにいろいろな形で報道されています。その中で、大江町の特色を出して、新鮮味を持ちながら頑張っていってほしいものです。

観光案内図についても伺います。

観光案内図としては、あのようなものですが、大江町にせつかく立ち寄ってくれる大勢の方々に、もう少し……

○議長（宇津江雅人君） 2問目は質問席でお願いします。

町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、伊藤議員からありましたご質問、今後の道の駅運営に関するご質問であります、お答えしていきたいと思ひます。

道の駅おおえは、昨年10月5日にリニューアルグランドオープンし、約1か月間で県内外からの来場者数10万人を突破することができました。現在は、冬季間で農閑期となつていすので、農産物の種類や在庫も少なくなったことから、来場者数もピーク時と比べ、落ち着きを見せているようであります。

道の駅再整備の目的の中にも、基幹産業である農業など町内産業の持続的発展、そして交流人口拡大とまちの情報発信強化を掲げており、町内のその他交流施設との連携を強化し、町内への流入人口の獲得と交流人口の拡大の活動拠点施設として、集客イベントの開催やSNSを活用した道の駅を含めた町全体の情報発信をさらに強化してまいります。

道の駅を訪れる方が増加すること、すなわち交流人口が拡大することにより、基幹産業である農業をはじめ町内産業の所得が向上し、道の駅の健全な経営はもちろんのこと、地域経済全体が活性化するなどの効果を見込むことができると考えています。

事業費等の財源の話のご質問がありましたが、道の駅再整備事業には、総事業費で約14億5,000万円になっています。財源として、国庫補助が約5億4,000万円、過疎対策事業債、いわゆる過疎債ですが、約5億7,000万円。そのほかに、山形県からの負担金8,000万円を充当し、残り2億6,000万円を町の一般財源で賄ってきたという結果になっております。

なお、過疎対策事業債については、借入額の5億7,000万円のうち7割が交付税の基準財政需要額に算入されることになっております。また償還期限については、借入れ後3年間据置き期間を含めて、全体で12年間で借入額を返済していくものとなります。

道の駅再整備事業は、町にとって最重要課題でありますし、町民にとっても、にぎわい創出、そして夢の実現に向けた第一歩であります。もちろん完成したことに満足することなく、指定管理者である大江町産業振興公社と連携をしながら、オープン以来、ストリートピアノを設置したり、演奏会の開催、そして地元左沢高校によるイベントショップの出店、楯岡特別支援学校大江校の校外販売会、こうしたことを行いながら、地域と連携した成果を収め、話題性も含めた集客と町のPRに大きく寄与してきたところでありますし、これからもきちっとその部分を組み立てていかなければならないと思っております。

よい話題として、大江町がにぎわいを見せていることは、町のイメージアップの役割に大きく貢献しているところであります。今後も、来場者数の確保と目玉となる商品開発をさらに継続的に推進し、農産物については、産直運営協議会と連携し、会員のさらなる所得の向上と他の道の駅や産直施設との差別化、そして近隣の道の駅にはないインスタベーカーリーやレストランにおいて提供する商品を、ここでしか買えない、ここに来てぜひ食べてみたい

となるようなメニュー開発をしたり、道の駅のブランド化を図ってまいりたいと思います。

また、近隣に道の駅というのはたくさんあります。それぞれの道の駅が協力し合うことで、一つの、一本の線としてつながれるようなルートの組立て、そしてお互いが相乗効果を生めるような、そんな取組も必ず必要であるというふうに思っています。

町といたしましても、道の駅おおえのさらなる利用促進が図られますように、指定管理者や関係団体の方々と連携を強化するとともに、観光誘客や利用拡大に向けた機運の醸成を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を今後とも賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君） ありがとうございます。

ぜひ頑張っていってほしいものだなと、今のところかなり繁盛しているようなので。

私もよくいろいろ調べてみました。今年、国交省でリニューアル支援ということで、かなり予算も立てて、各地区の道の駅がリニューアルしたり新しく出た場合ですと、予算もかなりつくような形で今年度予算組んでいるようです、国にも。それで、道の駅は調べてみると、3分の1が赤字、形で何か載っていました。勝ち組と負け組があるんだそうですね、道の駅にも。だから、ぜひ大江町も勝ち組に残ってほしいし、さっき申し上げたように町の負の遺産となっている道の駅もあるそうです。

だから、大江町は大丈夫だろうと思いますが、どんどん増えて、今現在は103か所から今は1,040か所になっていると書かれていました。だからもう10倍以上どんどん増えていると。

そんなので、前も今から何十年前ですが、ドライブイン、最初出た頃は、最初つくったのははやるけれども、後から出てきたやつが追い抜かれたりして、今ドライブインなんてほとんど見当たらないという形で、時代の流れかなと思いますけれども、そのような、道の駅もなっても困るし、ならないようにていってほしいと思います。河北町でも何か考えているようですし、隣町の朝日町でも頑張っているようです。だから、その辺もやっぱり重きを置きながらやっていってほしいと思います。

それでは、あと道の駅の直売所と、例えばJAでやっているような産直の直売所、違うんですね。農協、JAでやっているような直売所は、お客があそこに安いものがある、新鮮なものがある、真っすぐ買い出しに行くんですよ。道の駅の産直は、どちらかといえば、通りすがりで寄ったらたまたまいいものがあったり、あとそれから珍しいものがあったり、そういうないかという形で、この産直に顔を出すと。そこで何かいいものがあったら買っていく

という形で、だから、普通のJAのスタンドに産直のような形にはやっぱり限度があるのかなと思います。だから、道の駅では、地域に特化したような何か珍しいものがあれば、逆にいいのかなと考えておりました。

それから、道の駅はやっぱり情報発信ですので、これからその辺をどのように考えるか、ちょっとまず一旦、その辺をお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、道の駅の役割というふうなことでは、道の駅の主たる運営をしているところでは、産直施設、大江町の果物、野菜、農産物、そういったものをPRするとともに、お客様に提供することで、そこから知ってもらうというふうなことに繋がっていくような販売の一つの形かなと。

町内のお菓子屋さんにしても、いろんなそういうあそこに出品されている方々にとっても、あそこをアンテナショップと言ったらちょっと大げさでございませうけれども、あそこで知ってもらって、その部分のお客さんになっていただくというような役割があると。そうしていきたいというふうに思っています。

あとはレストランの部分でも、できるだけ町内産の材料を使ったメニューというふうなこと、そしてほかにはないようなメニューを、特に週替わりランチというふうな部分では、なかなか定食というふうな形で提供されているお店が付近にはないというふうなところからすれば、一つの魅力になりますし、やっぱり町産の材料を意識しながらやっていくというふうなのも一つのPRといいますか、道の駅の役割だというふうにも思います。

そしてもう一つは、物販のほうもそうですけれども、レストランのほうもそうです。やっぱりここでしかできないもの、ここでしか味わえないもの、そういったものをいかに発掘していくかというふうなところも心がけてきておりますので、その部分については、先ほど質問の中にもありました、普通の産直施設と道の駅の役割というふうなことでは、そういった部分を意識しながら、特化しながらやっていくというふうなことは、競争認識としてあるのではないかなというふうに考えております。

先ほど答弁の中で申し上げましたが、やはり似たような施設はいろいろとあるんだというふうに思います。ただ、やっぱり来ていただいているお客様というのは、道の駅を目的に来ている方も相当数いらっしゃるというふうに思います。

それは、大江の道の駅だけではなくて、いわゆる道の駅めぐりというふうな形で、それぞれの施設をめぐりながら、いいものがあったら買ってこよう、あそこに行ったらこれが買え

るというような形で移動していращやる方も、これまでの運営の状況を見ていますと多いように感じますので、先行している寒河江の道の駅さん、そして朝日の道の駅さん、白鷹の道の駅さん、長井の道の駅さん、こういった287号線を通したルート上でつながり、お互いがPRし合うといえますか、相乗効果を狙ったような形でやっていければ、全体的には盛り上がりを見せてくるというふうに思いますし、お客様にも喜ばれるものだ、そして道の駅おえの売上げ増にもつながっていくのかなというふうに考えておりますので、そうした戦略を打っていきたいというようなことを産業振興公社さんとはお話をしております。

それから、やはり道の駅というふうなことでは、大江町の一つの顔になってくる施設だというふうに思いますし、近隣のやな場、そして温泉施設というふうなものとの一体的な取組が必要だ。道の駅と温泉の関係については、一体的に産業振興公社が指定管理者として運営をしているというふうな利点なども生かしながら、お互いそこも相乗効果が図られるというふうなこと、そういったつながりを町全体の中につなげていけたらなと、そんな役割を持ってきている道の駅だというふうに思います。

さらにそのところは頑張っていくように、公社と一緒にやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君） ありがとうございます。

やっぱり道の駅は、道の駅見る自体もあるし、ただのぞいてってそのままというのものもあるし、普通のやっぱり産直と違うんでね、やっぱり大変なのかなと逆に私は思っています。

そして、施設管理費がそこで上げる収益というかな、それをやっぱりアンバランスを見ながらやっぱりやっていかないと、観光やなじゃないけれども、要するに、後から維持管理が莫大とかかると、そんなんならないようにぜひやってもらいたいと思います。

これ何も、道の駅が今産直ばかりじゃなくて、やっぱり災害の供給基地とかいろんな意味で役割はかなり持っていますけれどもね、だからこれからまず道の駅、頑張って、名物の大江町の道の駅になっていってもらいたいと思います。

それでは、その道の駅にある、2番目の施設について質問いたしますが、よろしいでしょうか。

そこ道の駅にある観光案内図について伺います。

観光案内図としては、あのようなものですが、大江町にせっかく立ち寄ってくれる大

勢の方々に、もう少し丁寧に集落の書き足しはどうかと思います。私の集落が名前が載っていないと言われました。できるだけ集落の名前を書いた地図があってもいいのではないかと思います。

私ごとで申し訳ございませんが、小見には大きな会社があります。その会社には町外からかなりの人が働きに来ています。その地名が分からないのでいいのかと言われ、全く私もそのとおりだと思います。

藤田にある工業団地、藤田工業団地にある会社が隣の町から案内図のように看板を立てて会社を説明している会社もあります。ぜひ大江町の全集落が分かるような大きな看板を、また別に建ててみてはいかがかと思います。そして大江町の宣伝をしてみてもと思います。

また、今はなくても昔あった集落を分かるように書いてみてはと。すると、お盆や正月に帰ってきた方が懐かしく寄って見ていく方もいるんじゃないかと思います。できるだけ大江町を知ってもらう努力が必要かと思います。

情報発信のために、町長に考えを伺います。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） お答えをいたしたいと思います。

ご質問いただいた観光案内図というのは、道の駅入り口付近、287号からの入り口付近と、急速充電器設備付近に設置した管内観光案内版のことかというふうに思います。

その板面は町の観光パンフレットをベースに作成したものであります。内容については、多言語化にも対応した観光案内がメインとなっておりますので、観光施設や史跡、公共施設などが中心なものとなっております。

集落名等の件について触れられてありましたが、表記している集落名については、位置的な指標や分岐となる資料、これを表記しているところであり、左沢や藤田、小見などは、公共施設等が多いことから、集落名を含め様々な情報を全て掲載してしまうと、板面が煩雑になり、分かりづらくなるのではという理由から、道の駅に設置した観光案内版は、町内全ての集落名を表記することはできず、観光客等向けの案内看板、案内標識として掲載する情報を整理して、観光資源、施設の分類や分布状況等に応じて、できるだけ適切に誘導できるよう、簡潔に表記をしているというふうなところも理由としてございます。

案内標識の役割であります。特定の地点に誘導するための情報を提供する手法や、現在位置や周辺の施設などの情報を提供する手法など、用途別に設置するものとなっているのではないかと思います。

伊藤議員よりご提案いただいた大江町の全集落名や旧集落名、これらを記載する看板については、歴史的なことや地理的な意味合いのあるものとして、観光案内看板とは別の形で表示やパンフレットなどで対応すべきではないかというふうには今は思っているところです。

ただ、まだやっぱり始まったばかりの道の駅、そして案内看板についてもどんな評価があり、どこが不足していて、どんなふうなものが望まれているかというふうなところもお客様の声なども聞きながら、これから対応していくべきものかなというふうに思っております。

町といたしましては、道の駅を起点として、さらなる交流人口の拡大と町内経済の活性化へとつなげてまいりたいと思っています。

道の駅おおえのみならず、そこから町全体としての情報発信強化と魅力アップになるような仕掛けに取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（宇津江雅人君） 伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君） 昨日答弁書もらったんですけれども、簡潔に表記するなんて書かれているんですよ。簡潔に表記書かれているの見てきたんですけれども、あんまり簡潔過ぎて、松保の大スギ大きく書かれていて道路がねえのよ。これは混乱を招くだけじゃないかと思うのよ。そういうことなんですよ。

だから、これはこれしようがないと私思っていたけれども、せっかく県指定の松保の大スギ書かれて大きく、結構目立つんだ、写真も今持っているんだけど、そこに道路がないのよ。どうやって説明するってのよ。観光案内になっていないんじゃないかと言いたいなのよ。私がさっきも言ったようにね。

青芋はまだ物語もあるわけね。これはすばらしい、私もさらっと読みましたけれども、これは大江町の縮図だと思うのね。これには田代ってここに載っているんだけど、ないのよ、やっぱりそういうのが。

大江の歴史ってのはやっぱり過去があって現在がある、現在は未来につながっているから、やっぱり今までのことは終わったら、村がねえからええは、でなくてよ、だからさっき言ったように、別な角度でね、町長なんかちょっと今言いましたけれども、ここではもう、できたらしようがねえけれども、これを参考にしながら、やっぱり大江町をいろんな方が来て、昔ここに集落があったんだと、俺産まれたとこだなという方もおると思いますよ。そういう角度でやっぱりできないかなと、地図をね、思っていました。

小見の場合、語ると、大字小見ね、この大字というのは、何か明治時代に村でそれを残すために、大字つきでその小見という土地を残したらしいんですよね。だから明治時代から大

切にされている大字地区の村なんですよ。昔も小見村と言ったたけれども、それだけ大字というのは意味あるのよ。だから、そういう、せめて、大字って書かれている地名あったのなら、やっぱり何らかの形で大切に伝えていくべきじゃないかなと思いますのでね。

その辺ちょっとお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 今、議員が写真を見ながらやっていたようですが、要は、これが図面、現場にある案内図と同じ図面なんですけれども、表示できるものについては、整理させていただいたというふうなことを申し上げましたが、これについては、やはり全ての情報がそこで得られるように組み立てていかなければならないということを道の駅の役割の一つとしてあるとは思いますが、全てを1か所場で解決できるというふうなことには、やっぱり限界があるというふうなところからこうなっているというふうなことが1つあります。

そしてもう一つは、やっぱり道の駅という、ゲートウエーという表現をこれまでもさせていただきましたが、そこで知り得る情報として大多数の方がといいますか、共通認識として知ってもらいたい。そういった情報を提供するというふうなが、まず1つは大きなものなのかなというふうに思います。

そして、そこから、例えば先ほどありました、小見地区という集落があったんだけど、どこさあんだがずというような形に詳細に入っていく、興味がある方はそこに入っていくというふうなことになるのではないかなというふうに思いますし、恐らく小見というのは、大字というよりは、昔の集落、町村合併の前の大江町の前の左沢町の前の村の名前がそのまま大字になってきたんだというふうに思いますが、そういうところを深く知りたいという方について説明できるような、そういう仕掛けはどういうふうなものがあるのか。

なかなかそれを全体としてあそこで全て見せていくというふうなことは難しいというふうに思いますので、先ほどパンフレットというふうなお話もしましたが、それがいいのか、それとも何かスマートフォンを使った中で情報が取れるような形に導いていくか、そういうふうなことも含めて、先ほど申しあげましたように、道の駅に来て何が求められているのかというふうなことを、お客様の声なども聞きながら、そして従業員さんたちが聞き得ている情報なども整理しながら、そのところはやっていくべきかなというふうに考えておりますので、ぜひ、ちょっと少し時間の猶予をいただきながら検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（宇津江雅人君） 伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君）　ありがとうございます。

小見、藤田にある工業団地ね、大江町以外から来ている、働きに来ている方が800名以上いると。そのやっぱり小見にもあんまり自分達の部落まで言っても失礼なんですけれども、マーレさんもあればニチロさんもあって、かなり大きい工場がある。その場所がやっぱり地図で載っていないというか、やっぱり、言われれば、私になるほどとしか思えないんで、さっきから言ったように、昔、ニシヤマゴオリ、左沢村、小見村となつたらしいんですよ。大字つくところが。

だからそういうのをやっぱり大事にして、やっぱり、だからこの観光案内とは別にね、後で何百万人と、何百万人、何十万人か来るわけだから、情報発信の手段としてね、あと中に中にいっぱい飾るところもあるんで、ここに昔の人の写真なんかこの青苧に載っているんですよ。そういうのも飾るとか、やっぱり青苧を宣伝しながら、大江町を宣伝するというのも道の駅の役割じゃないかなと思うんですよ。

それをせっかく産直ばかりでなくていろんな意味で、ぜひそういう形でできないものかなと思いますが、お願いします。

○議長（宇津江雅人君）　松田町長。

○町長（松田清隆君）　役割というふうなことでは、今、伊藤議員がおっしゃられたようなことは、私も先ほどの説明からずっと言い続けているものだというふうに思っておりますので、その部分は認識は一緒だというふうに捉えていただきたいというふうに思います。

これまでも、入り口を入ってすぐのみんなのスペースという丸いストリートピアノなどが置いてある、あそこのスペースについては、青苧の物を展示したり、町の様々な紹介できるものは、あそこを展示PR施設というかの使い方というふうなことでこれまでもやってきておりますし、町のいろんなイベントの告知などもあそこでやるようにしていますし、そういう意味では、入ってきてすぐ多くの方が通られる場所というふうなものでは、町を紹介するには絶好の場所ではないかというふうに思います。

今、集落のこととか昔の景色などの写真など、そういうものもいろんな機会を見て、そういう仕掛けもやっても面白いのかなというふうに思っておりますので、目的は道の駅により多くお客様が来てもらうことと、そういった町を知っていただくというふうなことが目的でありますので、にぎわいづくりと併せてそういった活動も必要であるというふうに思っておりますので、様々検討していきたいというふうに思っています。

○議長（宇津江雅人君）　伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君）　ありがとうございます。

この観光案内所に観光やなを書かれているんだよ、これは書かなくても分かるのよ。おしんの撮影地とでも書けば、午前中言った大沼さんが言うように、ベトナムから来ると、外国で有名だから、おしんの撮影地なんて。ある程度の方は。こういうのをやっぱり書くべきでないかなと私は思うんですよ。だから、これはこれでもうしようがないとしても、これから作る大江町を宣伝するような大きなよ、眼鏡かけて見るようなんでなくて。そして、大江町をぜひ宣伝してもらっていきたくと思います。

道の駅はさっき言ったように、災害とか、後から、この前もあったんだけど、287が通れないなんていうと、あそこの道の駅が満タンになるほど車入れるわけだ。そういう意味で、いろんな役目は果たすんですけれども、せっかく14億もかけてやっているんで、これからの使い方もいろいろ勉強しながら、やっぱりせっかくの道の駅ですので、頑張っていってもらいたいと思います。

資料を用意したんだけど、まずこれから私たちも協力しますので、ぜひ道の駅を繁盛させて持って行ってもらいたいと思います。

今現在分かっているところで、オープン当時から何名ぐらい入っているか分かりましたら、お願いします。

○議長（宇津江雅人君）　松田町長。

○町長（松田清隆君）　先ほど、1か月足らずで10万人目を迎えたというふうなことで、そして農閑期に入ってきたことによる一時の人間ほどではないというようなことを申し上げましたが、数値的な部分については、担当課長のほうからちょっとお話しさせていただきます。

○議長（宇津江雅人君）　政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君）　お答えしたいと思います。

10月5日のオープン以来、2月末現在になりますけれども、合計、累計で18万5,500人程度の方からご利用いただいております。

○議長（宇津江雅人君）　伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君）　ありがとうございます。

18万って1か月どのぐらいだ。まず、かなり人数で、あと、ただ寄って用足していく方もいれば、あと真っすぐ道の駅に来る方もいると思います。あそこに野菜があるとか何とか分かれば。やっぱり休憩所というのは、役目が一番道の駅としては、やっぱり、あいつなかなと思って、やっぱり道の駅の商売、直売所の商売よりもそちらのが俺、多いと思うのよ。

だから、なかなか道の駅の直売所大変だと思います。

でも今一生懸命頑張っているようで、やっぱり季節のものとか、あと産地特産物とか出ているんですけども、ぜひこれ14億かけたんで、これから頑張っていってもらいたいと思います。

以上で、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（宇津江雅人君） これで伊藤慎一郎君の一般質問を終わります。

ここで1時55分まで休憩します。

休憩 午後 1時39分

再開 午後 1時55分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じて会議を再開します。

◇ 安 食 幸 治 君

○議長（宇津江雅人君） 一般質問を続けます。

次の一般質問は、一問一等方式で行います。

7番、安食幸治君。

○7番（安食幸治君） それでは、これから一般質問をさせていただきます。

3月定例議会において一般質問をする機会をくださった議長をはじめ、議会運営の皆様に
お礼を申し上げます。

それでは、通告どおり一般質問を行いたいと思います。

旧大江町立さくら保育園の再利用、利活用はという題で行います。

あらかじめお伝えいたしますが、今回の一般質問については、私が2016年、平成28年12月
定例議会において質問したことの再質問になります。それから約8年が過ぎており、この間、
町長をはじめ町執行部の皆様も変わられ、その間、何人かの議員の方々が同じ質問をされた
と思います。

再度、現在の旧大江町立さくら保育園の再利用、利活用に対する考えを確認するものであ

ります。

当時も現在も全国的な少子化に伴い、我が町も例外に漏れず、町立さくら保育園が平成30年3月末をもって閉園となりました。

その昔、左沢八幡神社境内にあったさくら保育園には、私が5年間通っていました。平成7年に現在の場所に移転してからは、自分の娘2人とも入園して、幼児期の貴重な教育をさせていただき、その後、人生において親子共々とても大切な時間を過ごしたと思います。

その後、旧さくら保育園は、旧わかば保育園と統合して現在のにじいろ保育園になった次第ですが、旧さくら保育園の建物を含め、敷地の再利用、利活用はなされていない状況が閉園以来続いております。

令和4年には町の広報紙、SNS等で町内外の企業、団体、個人に広く再利用、利活用を求めて募集をしていましたが、土砂災害警戒区域、土石流警戒区域に指定されており、数多くの利用制限があることと、職員の方々が利用している大人用トイレ以外は幼児用で改修工事が必要なこと、排水処理においても、設置されている合併浄化槽は使用不可能となっており、この設備も改修しなければなりません。これらの改修工事費を募集してきた方に工事費用を負担させることは現実的に不可能であり、町からの助成金があるとしても手を挙げる方がいないのは当然だと思います。

限りある財政とは承知しておりますが、もし旧さくら保育園を再利用、利活用する方がこれから現れたならば、大江町のため、利用する方のためにも可能な限り修繕、改修費用を町で助成していただくか、最後の場合、いっそ解体するかだと、切ないですが断腸の思いであります。

月日が流れ、建物がある限り、こういう問題は次々と発生してくると思われます。そろそろ決断するときに来ているのだと思います。利用されていない町の建物があるので、何をするのか、考えているのか、方向性が分からないという町民の方々もいらっしゃいます。これからの町有施設もこのような問題が出てくると思います。

そこで、松田町長の考えを伺います。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 安食議員からご質問いただきました旧大江町立さくら保育園の再利用、利活用はというご質問にお答えをいたします。

ご存じのとおり旧さくら保育園は、左沢八幡神社境内から場所を移し、平成7年7月に開園して以来、子どもたちのにぎやかな声が響き、笑顔の絶えない保育園として、地域の方々に親しまれた施設でありました。少子化の影響もあり、にじいろ保育園への統合によって平成30年3月に閉園し、その後は遊休施設となった普通財産として町では管理を行い、現在に至っております。

また、国庫補助を受けて建設した施設ではありますが、令和元年度末をもって目的外利用や施設の改修、施設の取壊し等に必要な国への財産処分の承認申請が必要とされない、いわゆる処分制限解除の状態となりました。

経年劣化により施設の老朽化が進むことも懸念され、取壊しの考えもありましたが、立地については、国道487号やJR左沢駅、町の中心部に比較的近いこともあり、交通アクセスや周辺環境などの条件も良好である場所でありますので、民間事業者等のノウハウや自由で創意工夫に富んだ発想を生かしたアイデアにより、提案者の思いが形になることと合わせて施設の利活用、町の交流人口と関係人口の拡大や、地域経済の活性化に図られることを期待して、令和4年度に旧さくら保育園利活用提案事業として、建物の内覧をやったり、利活用のアイデア募集を行ってきたことはご承知のとおりであります。

これまで、見学に来ていただいた方や複数の相談もいただいたところはありませんでしたが、結果として、残念ながら具体的な応募には至らなかったという経緯があります。応募に至らなかった要因として考えられることは、ご質問の中にもお話としてありましたとおり、当該施設は、大雨や集中豪雨により土砂災害が発生するおそれがあるとされる、県が指定した土砂災害警戒区域内にあり、砂防施設が既に整備されているとはいえ、リスクは排除できていないこと。

また、保育園であったため、トイレや水場などが幼児向けサイズであることや、合併処理浄化槽が破損していることなど、施設の利用再開に当たっては、設備の改修や修繕に係るイニシャルコストが高額になり、加えてランニングコストとして毎年相応の維持管理費が見込まれることなどが上げられています。

当時は設備や備品等に不具合等があっても、町では修繕等の措置は行わず、提案者の責任において修繕等を行うことを条件としながら、期待する効果を生み出し、可能性が広がるすばらしい提案であれば、施設の賃貸料または売却額について、一定程度の減免措置について検討していく余地があることもお示しをさせていただいてきましたが、現実的に自信を持って取り組んでいくという決意を持たれた実施主体はこれまで現れてこなかった。こう率直に

受け止めているところであります。

もし旧さくら保育園の再利用を希望する利活用者がこれから現れたならば、可能な限り修繕、改修費用を町で助成していただくか、いっそ解体するものかというご指摘であります。利活用の可能性を残しつつ、民間事業者等に売却することや、本庁舎で手狭になっている倉庫兼作業場のような利活用方法も考えられるかと思います。

しかしながら、さきの利活用提案事業の募集結果から見えてきた現実も直視しなければなりません。そういう意味では、これからそういったことも含めて協議をしていかなければならないものだと思います。

閉園して、遊休施設となってから7年がたちます。建設当時から数えると、間もなく30年が経過するという現状を踏まえ、建物等に係る維持管理経費や費用対効果を考えますと、安食議員がおっしゃっているとおり、今後につきましては、利活用する方法が見つからないとすれば、適切な段階において建物を取り壊すことも選択肢の一つになると考えておりますので、様々、今後検討してまいりますので、ご理解くださるようお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 安食幸治君。

○7番（安食幸治君） ありがとうございます。

やっぱり町の施設で、とても目立つところに目立つ建物があるので、やっぱりそれだけ今後どうしていくんだという方が結構いらっしゃいますけれども、やっぱり維持管理とかいろいろ町長も先ほどおっしゃっていたように大変だと思いますし、好景気になったかもしれませんが、まだまだ私たちの住んでいるところまではいかない状況であります。

それで、例えば、保育園の園庭の柵を利用して、逃げ出さないようにしている手があるんですけども、例えば犬のドッグランみたいに活用してみても、とかというのもありますし、例えばプールがあるんですけども、可能ならば、このプールを利用して、養殖業者みたいな方に淡水魚関係で募集をかけてみるというのも、幾らでもできるのであれば、この解体するまでの間に町のほうで情報を発信して、こういうふうなところにこういうふうにして使えますよとか、例えばドッグランでしたら、役場に鍵を置いていて、申し込んだ方が鍵を開けて、犬と飼い主が放す、保護の中で遊ぶというのも一つ手でありますし、管理する人も役場の職員さんだけでいいと思いますので、そういうことも利用の一つになると思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 今、議員のほうから、具体的にこんなことはどうだろう、あんなこと

はどうだろうというお話をいただきました。

先ほども申し上げましたとおり、これまでもそういう斬新なといいますか、いろんな利用形態を考えていただく、アイデアを出していただき、利活用してもらえないだろうかという呼びかけをしてきたという経過をお話ししましたが、なかなかそういうふうなもので、自分たちが自信を持ってこういうことに使いたいんだというふうな巡り合わせがなかったというふうなところではあります。

恐らくドックランなり養魚場というようなお話の活用方法等についても、そう思った方もいたのかもしれませんが。現実的にはそういった具体的なことで、今の2点については具体的なことでそういったことはなかったように記憶はしておりますけれども、どれをやるにしても、やっぱり管理者、運営者、実施者が誰になるのか、誰が行うのかという問題はずっとくっついて回るというふうなことになります。全てを、それを町が請け負うというふうなことは、現時点ではそういう選択肢ではない方向なのかなということでこれまでも取り組んできたという経過でございます。

様々な、今でもいろんなお話がちまたにはあるようにもお聞きをしておりますので、最終的な結果については、先ほど申し上げましたとおり、一つの手段としては、解体をしていくというふうなことも考えなければならない時期だというふうに思いますが、再度、いろんなアイデアといいますか、いろんなご意見を聞くような機会も設けながらやっていくというのも方法かもしれません。

今、具体的に、こうだあだというふうなことでの利用の申出相談というふうなものは、具体的にはないんですが、ただ、そういった意見をお寄せいただいているケースもありますので、そういったものをきちっと整理をした上で、どういうふうな利活用もしくは解体というふうなことで、施設を諦めるかというふうなことを考えていかなければならないのかなというふうに思っています。

そしてもう一つは、この施設のほかにも、学校関係とか体育館など、部分的な利用にとどまっている本郷西小学校など、今後の利活用のめどというふうなものについて、そういった施設が複数あるというふうな事実もあります。

これまで学校の利用というふうなことでは、老人ホームなどの利用ができないものだろうかなというような相談があったり、あくまでも非公式な団体での打診であったと思いますが、恐らく大江町だけではなく、ほかの町村、他県含めて、いろんな自治体にお声がけをしながら、よりよい物件を探していたというふうなことなどがあつたんだと思います。もちろんそ

の町の支援というふうなことでもよりよい条件のところを探しているというのは、これは当然、事業主体としてそう考えていくというふうなことであります。

近隣自治体での事例として、閉校となった学校を無償譲渡したものの、その後に譲渡を受けた法人と連絡が取れなくなってしまったというような事態も発生しているようであります。このような遊休施設の課題は、特に大江町のような過疎地域においては全国共通の課題であると思います。

中には、国の補助事業を活用して、サテライトオフィスやワーケーションができる施設に改修して成功しているというような事例もあるようですが、ただ、その後の維持管理費用の負担は少ないものと推測されますが、そのような施設は、一般的に首都圏に近いエリアでは成立するものの、なかなか山形のような地理的なハンディを抱えて生活インフラが整っていないエリアではなかなか難しいというふうに思います。

利活用のめどが立たず、解体しようというふうなことになっても、それ相応の非常に大きな費用がかかる。そして、現段階では補助金や起債も充てることができなかったというふうな状況から、自主財源の乏しい大江町のような過疎団体では、なかなか手がつけられてこなかったという現実があると思います。

ただ、国のほうでは、地方のこうした現状をいろいろと聞く中で、施設の統合や集約化という条件はつくものの、除却、解体などに対しても起債対象事業に加え、交付税措置をする旨の方針が示されてきているというふうなこともあります。こうした制度を活用して解体していくというふうなことも検討していくというふうなことになってくるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 安食幸治君。

○7番（安食幸治君） 町長ありがとうございます。

いや、私も考えていたんですけれども、やっぱり自分ができないことを人にさせるとかやれというのは、ちょっとやっぱり無理だと思います。でも、やっぱりあの施設を今後どういうふうにしていくかというのは、最後はやっぱり解体だと思うんですよ。どっちにしても老朽化だったり壊れたりして、どっちにしろやっぱり最後は解体というのが間違いないと思うんです。

こういう問題は、やっぱり先ほど町長もおっしゃっていたように、今からの大江町をつくる上での、例えばコンパクトシティとかスマートシティ構想からすれば、やっぱりだん

だんと集約化していかなければならないことですし、先ほど伊藤議員も質問の中で言ったんですけれども、やっぱり箱物はとても造るのが大変だし、壊すのも大変だと。ということで、先ほど町長も言っていたように、取りあえず期限はある程度は設けなければいけないと思うんですけれども、その間、町からの情報発信なりとか、例えば町有財産売却みたいな感じで、もう一回業者を募集してみるとか、あと、できるならば、空き家バンクみたいな町の空き家バンクに登録するというのも、できればなんですけれども、一つの手だと思いますけれども、町長どういうふうに思いますか。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） なかなかどう思いますかと問いかけても、今まで申し上げてきたことに尽きるわけでございますけれども、ただやっぱり解体するのは簡単だといいますか、財源のことはあるにしても、手段としては容易にできることの方法にもなるかなというふうに思います。利活用するというふうなことで、利活用できれば一番ベストな形だというふうに思いますが、これまでの経過を見る限り、そこも難しいというふうな状況だと。

もう一つは、なかなか町が直接やればいいんじゃないかという声もあるかもしれませんが、用途にもよりますけれども、なかなかそこは慎重に考えざるを得ない状況があるというふうな、そういった３点を整理をしながら、今後の対策をきちっとお示しできるように考えていきたいというふうに思っております。

○議長（宇津江雅人君） 安食幸治君。

○7番（安食幸治君） ありがとうございます。

やっぱり最後は、何回も言うように、まずできることをして、それでも駄目だったらやっぱりしょうがないんですけれども、やっぱり断腸の思いで解体ということで、それまでの時間、例えば町のSNS等に随時載せて募集をかけてみるとかして、これからの旧さくら保育園の在り方というか道筋を立てていっていただきたいと思います。

このたびは、町長、親切丁寧な説明、ご回答ありがとうございました。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宇津江雅人君） これで安食幸治君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（宇津江雅人君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これ以降、週明けの10日月曜日まで議案調査のため本会議は休会とします。

3月10日月曜日、午後1時に本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時20分

令和 7 年第 1 回大江町議会定例会

議 事 日 程（第 3 号）

令和 7 年 3 月 1 0 日（月）午後 1 時開議

- | | | |
|--------|---------|---|
| 日程第 1 | 議第 3 号 | 大江町犯罪被害者等支援条例の制定について |
| 日程第 2 | 議第 4 号 | 大江町施設使用料の免除期間の延長に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議第 5 号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議第 6 号 | 大江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議第 7 号 | 大江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議第 8 号 | 大江町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議第 9 号 | 大江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議第 10 号 | 大江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議第 11 号 | 大江町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 10 | 議第 12 号 | 大江町水道給水条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 11 | 議第 13 号 | 町道路線の廃止について |
| 日程第 12 | 議第 14 号 | 町道路線の認定について |
| 日程第 13 | 議第 15 号 | 令和 6 年度大江町一般会計補正予算（第 9 号） |
| 日程第 14 | 議第 16 号 | 令和 6 年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 15 | 議第 17 号 | 令和 6 年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 16 | 議第 18 号 | 令和 6 年度大江町介護保険特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 17 | 議第 19 号 | 令和 6 年度大江町宅地造成事業特別会計補正予算（第 3 号） |

日程第 18 議第 20 号 令和 6 年度大江町下水道事業会計補正予算（第 3 号）

日程第 19 議第 21 号 令和 6 年度大江町水道事業会計補正予算（第 3 号）

日程第 20 予算特別委員会設置及び付託（新年度当初予算 7 件）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１１名）

１番	菊 地 英 幸 君	２番	廣 野 秀 樹 君
３番	大 沼 清 人 君	４番	菊 地 邦 弘 君
５番	藤 野 広 美 君	６番	櫻 井 和 彦 君
７番	安 食 幸 治 君	８番	関 野 幸 一 君
９番	伊 藤 慎一郎 君	１０番	土 田 勵 一 君
１１番	宇津江 雅 人 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 清 隆 君	副 町 長	桃 井 亮 一 君
教 育 長	清 野 均 君	総 務 課 長	五十嵐 大 朗 君
政策推進課長	鈴 木 利 通 君	地域振興課長	清 水 正 紀 君
税務町民課長	阿 部 美代子 君	健康福祉課長	伊 藤 修 君
農 林 課 長	秋 場 浩 幸 君	建設水道課長	櫻 井 洋 志 君
教育文化課長	金 子 冬 樹 君	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	阿 部 美代子 君

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	西 田 正 広 君	議 会 事 務 局 庶 務 主 査 兼 庶 務 係 長	庄 司 由 利 君
--------	-----------	-----------------------------------	-----------

開議 午後 1時00分

◎開議の宣告

○議長（宇津江雅人君） ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宇津江雅人君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第1、議第3号 大江町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） それでは、議第3号 大江町犯罪被害者等支援条例の制定の詳細についてご説明を申し上げます。

町長説明にもありましたとおり、現在、犯罪被害者等基本法、それに基づく第4次犯罪被害者等基本計画及び山形県犯罪被害者等支援条例により、犯罪等による被害を受け、苦しめられている方を社会全体で支え、早期に平穏な生活を取り戻すことができるよう、犯罪被害者等支援の各種施策が展開をされております。

犯罪被害者等基本法第5条では、犯罪被害者等支援に関する地方公共団体の責務として、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し、実施すると規定されており、本町においても犯罪被害者等支援に関する基本理念などを定めた条例を新たに制定し、犯罪被害者等支援の具体的な取組を今回進めていくことにいたしましたものでございます。

それでは、具体的な内容についてご説明をいたします。

第1条では、本条例の目的を、第2条では、用語の定義を規定しております。第3条では、基本理念として、犯罪被害者等の支援については、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、置かれている状況に応じて適切に行われること、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間において、必要な支援が途切れることなく二次的被害の防止に配慮して行われることを規定しております。

次に、第4条、第5条及び第6条では基本理念に基づき、町、町民等及び事業者の責務をそれぞれ規定しております。また、第7条以降には具体的な支援策を規定しており、第7条では犯罪被害者等の相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うこと、第8条では犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、支援制度に関する情報提供などの必要な支援を行うこと、第9条では犯罪被害者等に対し、必要な保健医療、福祉サービスの提供を行うこと、第10条では犯罪被害者等の居住の安定を図るため、情報提供などの必要な支援を行うこと、第11条では犯罪被害者等の支援に関し、理解を深めるための広報啓発を行うことを規定しております。加えて、第12条では個人情報の適切な管理について、第13条では支援の制限について規定をしております。

なお、第8条の犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るために必要な支援としまして、本条例と併せて制定する施行規則において、犯罪被害者等である町民に対し見舞金を支給することを定め、手続の詳細等について規定をしております。

見舞金の内容としましては、死亡した犯罪被害者の遺族へは遺族見舞金として30万円を、重傷病を負った犯罪被害者へは重傷病見舞金として10万円を支給するものでございます。

最後に、本条例の制定とその実践が犯罪被害者等を社会全体で支え、犯罪被害者等への理解を深め、もって犯罪被害者等を支える地域社会の形成に寄与するものであると考えているところでございます。

詳細説明は以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第3号の質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） ありがとうございます。

今、健康福祉課長から説明がありましたけれども、やはり犯罪者等のプライバシー保護のためにやはりワンストップというか、いろんな課が関わりを持っていますし、連絡とか受け

るのに、多分警察等の連絡等のお互いのやり取りが必要だと思うんですけども、やはり担当課は総務課の危機管理課とか、そういうところにまとめたらいいのではないのかなというふうに今思ったんですけども、その辺の考えはどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） お答えをいたします。

やっぱり議員さんのおっしゃられるとおり、県内の状況を見ると健康福祉課が所管しているところもありますし、危機管理部門で所管をしているところもあります。今回、健康福祉課で制定したということはやっぱり被害者支援、弱者支援という福祉的な観点の中で制定をさせていただいたものだと思います。

当然、被害者支援となると寒河江警察署あたりとの連携が必要となるわけなんですけれども、本町としましても福祉係とか地域おこし支援センターのほうで徘徊高齢者とか、様々な面で警察とは連携を取っておりますので、まずその辺の状況は逐一得られるような状況にあります。そういったものを含みまして、当然庁舎内の危機管理部門とも連携をしながら図っていきたいということで、今回うちのほうで制定をさせていただいたので、しっかりと支援策についてやっていきたいなと考えているところでございます。

○議長（宇津江雅人君） 2番、廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第3号 大江町犯罪被害者等支援条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第４号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第２、議第４号 大江町施設使用料の免除期間の延長に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議第４号 大江町施設使用料の免除期間の延長に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてご説明いたします。

なお、この条例の制定によりまして、関係する８本の条例の一部改正を一括して行うことになります。

資料４の新旧対照表をご覧ください。

大江町社会体育施設の設置、管理及び使用に関する条例のほか７本の条例は、いずれも附則に条文を追加するもので同じ構成になっています。

各施設の使用料につきましては、平成28年４月から町内に住所を有するおおむね５人以上の団体が使用する場合という一定の要件の下で使用料を免除しているところであります。この免除期間については更新がなされ、資料記載のとおり令和２年４月１日から５年間延長されていましたが、今年度末で期限を迎えることとなります。

引き続き町民の皆様から各施設を積極的にご利用いただくことで、活発なまちづくり活動と健康増進にもつながるよう、免除期間を令和７年４月１日から令和12年３月31日までの５年間、再度延長するため各条例の一部を改正するものになります。

以上であります。

○議長（宇津江雅人君） 議第４号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第４号 大江町施設使用料の免除期間の延長に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第5号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第3、議第5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議第5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてご説明いたします。

この条例の制定につきましても、先ほどの議第4号と同様に関係する6本の条例の一部改正を一括して行うものになります。

刑法等の一部を改正する法律が公布され、令和7年6月1日より施行されますが、この一部改正には懲役及び禁錮という表現を廃止して、拘禁刑という表現にまとめることが定められています。

資料5に記載のとおり、大江町議会の個人情報保護に関する条例ほか5本の条例について、懲役及び禁錮の字句を拘禁刑に改める文言修正の改正になります。

なお、議案書の中の附則第1項は施行期日について定めるものです。

第2項と第3項は刑罰の適用等に関する経過措置について定めるもので、この条例の施行前の処罰については、従前の例によるものとするものです。また、旧刑法の字句を改正する文言の修正をしています。

第4項は人の資格に関する経過措置について定めるものであり、この条例の施行後においても旧刑法で処せられた者も対象とみなすものになります。

第5項、6項、7項はいずれも職員に係る給与等条例に関する一部改正についての経過措置であり、禁錮以上の刑が定められている罪で、起訴された者は拘禁刑が定められている罪に起訴された者とみなす条文になります。

なお、この条例改正は罰則に関する改正であることから、条文の内容については事前に山

形検察庁と協議し、了承を得ているところであります。

以上であります。

○議長（宇津江雅人君） 議第5号の質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第6号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第4、議第6号 大江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議第6号 大江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

近年においてデジタル化の必要性が顕在化している中で、デジタル社会の基盤であるマイナンバーやマイナンバーカードに関し、国民の利便性の向上等を図る観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和5年6月9日に公布されました。この法律の施行日については令和7年4月1日と定められたことから、改正法の条項と本条例の条項を整理するため、条ずれ等の整理を行うものに

なります。

資料 6 の新旧対照表をご覧ください。

第 2 条は用語の定義を規定しておりますが、同法の第 2 条第 8 項に新たにカード代替電磁
氣的記録の用語定義が追加され、従前の第 8 項が 1 項ずつ繰り下げられ、第 9 項となったこ
とから、第 2 条第 8 項を同条第 9 項に、以後、第 12 項を第 13 項に、第 14 項を第 15 項に改正す
るものです。加えて、改正法第 19 号第 8 項の規定に基づき、第 5 号に特定個人番号利用事務
を、第 6 号に利用特定個人情報それぞれ定義するものになります。第 4 条では、特定個人
番号利用事務、利用特定個人情報の文言に改正し、改正法の規定に本条例の条文を合わせる
ものになります。

以上になります。

○議長（宇津江雅人君） 議第 6 号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第 6 号 大江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法
律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを原
案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第 7 号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第 5、議第 7 号 大江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例
の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議第7号 大江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

資料7の新旧対照表をご覧ください。

第8条の2は育児のための時間外労働の制限の改正となり、子を養育する職員が請求した場合において、正規の勤務時間を超えて勤務させてはならない職員の範囲を、現在の3歳に満たない子を養育する職員から、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員へ拡大をするものです。

第15条の2及び第15条の3を新設する改正につきましては、任命権者に義務づけられる介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知強化などの規定となります。

職員の特別休暇を定めた第14条関係の別表第2の改正につきましては、子の看護休暇の見直しに関するものになります。

現行では看護休暇の対象となる子の範囲については、小学校就学の始期に達するまでの子としていますが、これを9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、具体的には小学校3年生までの子としまして、対象年齢を拡大する改正になります。

また、取得できる事由として、感染症に伴う学級閉鎖等による子の世話及び子の教育もしくは保育に係る式典への参加を加えるものになります。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 議第7号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第7号 大江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第 8 号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第 6、議第 8 号 大江町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議第 8 号 大江町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

資料 8 の新旧対照表をご覧ください。

第12条は扶養手当に係る改正となり、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当額を引き上げるものになります。

この見直しは配偶者の働き方に関する社会状況の変化に対応しつつ、子を有する職員に対する生計費の補填の充実を図ることを目的としており、2 年をかけて段階的に改正するものになります。

この改正につきましては、議案書の附則第 3 条に経過措置として定めており、これにより配偶者への手当額は現行の月 6,500 円が令和 7 年度に 3,000 円となり、令和 8 年度には改正後の本則規定どおり廃止となります。一方で、子に対する手当額は現行の月 1 万円が令和 7 年度には 1 万 1,500 円、令和 8 年度に 1 万 3,000 円と段階的に引き上げられることとなります。

第13条は削除する条とし、前条に第 5 項を追加する改正は扶養手当の支給に関する届出等の規定を規則に委任するためのものになります。

第23条の 2 は管理職員特別勤務手当の支給対象時間の拡充に関する改正になります。

この手当は超過勤務手当の対象とならない管理職員が、週休日または平日深夜に臨時または緊急の業務に従事した場合に支給されるもので、週休日や平日の深夜に応じて 1 回の勤務当たり 2,000 円から 4,000 円の手当を支給することが規則で定められています。

人事院勧告によりますと、近年、災害への対応など避けることのできない事由により、深夜に及ぶ勤務を相当程度行う実態が見られ、実情に応じた処遇を確保する観点から、平日深夜に係る支給対象を現行の午前零時から午前 5 時の時間帯に、午後 10 時から午前零時の 2 時間を追加し、週休日と同様、平日深夜においても連続して 6 時間以上に及ぶ勤務の場合には 5 割加算とする改正としております。

2 ページから 6 ページまでの別表第 1 行政職給料表の改正につきましては、人事院勧告及

び県人事委員会勧告を踏まえ、3級係長相当職から6級課長相当職の給与表について初号付近、番号の少ない号の号級の圧縮を行って各級の最低水準を引き上げ、職務や職責をより重視した給与体系とするものになります。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第8号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第8号 大江町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第9号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第7、議第9号 大江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） それでは、議第9号 大江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての詳細についてご説明申し上げます。

町長説明にもありましたとおり、栄養士法の改正により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が施行されることに伴い、本町においても国基準の改正に準じ、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、条例の改正内容につきましてご説明申し上げますので、資料9の新旧対照表を

ご覧ください。

第16条は家庭的保育事業者等における食事の提供の特例について規定したのですが、第2号において搬入施設の条件である栄養士の配置について、このたび、管理栄養士養成施設卒業生については、栄養士免許を取得しなくても管理栄養士になることが可能になることを受けて、栄養士の次に、または管理栄養士を追加をするものでございます。

なお、現在のところ本町において家庭的保育事業所等を実施している施設はございません。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第9号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第9号 大江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第10号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第8、議第10号 大江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 議第10号 大江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和7年2

月 7 日に公布されたことに伴うものとなっております。

初めに、資料10－2をご覧ください。

改正内容につきましては、大きく 2 つございます。

1 つ目が 1 の国民健康保険税賦課限度額の引上げになります。

1 の表をご覧ください。

国民健康保険税の医療給付費分の賦課限度額を現行の65万円から66万円に、後期高齢者支援金分の賦課限度額を24万円から26万円に引き上げるものであります。

これにより、国民健康保険税の賦課限度額の合計が106万円から109万円に引き上げられることになります。

2 つ目が 2 の国民健康保険税軽減判定基準の引上げになります。

2 の表をご覧ください。

5 割軽減の対象となる世帯の判定において、被保険者数に乗ずる額を29万5,000円から30万5,000円に、2 割軽減の対象となる世帯の判定において、被保険者数に乗ずる額を54万5,000円から56万円にそれぞれ引き上げるものです。

これにより、5 割及び 2 割の軽減対象となる世帯の範囲が広がることになります。

1 つ目の改正が所得の多い方の負担が増えるものに対し、2 つ目の改正は所得の少ない方の負担を軽減するものになります。

戻りまして、資料10－1 新旧対照表をご覧ください。

第 3 条の改正が賦課限度額の引上げ、第11条の改正が軽減判定基準の引上げになります。

以上、ご説明申し上げましたが、施行日につきましては国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行日であります令和 7 年 4 月 1 日となります。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第10号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第10号 大江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第 11 号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第 9、議第11号 大江町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） それでは、議第11号 大江町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての詳細をご説明申し上げます。

これも町長説明にありましたとおり、先ほどご説明した議第 9 号の改正と同様に栄養士法の改正により、指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準の省令が一部改正されたことに伴い、本町においても国基準の改正に準じ、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、条例の改正内容につきまして、ご説明申し上げますので、資料11の新旧対照表をご覧ください。

第151条では、指定地域密着型介護老人福祉施設に配置する従業者の員数について規定したのですが、第13項において当該事業所に併設される事業所の栄養士の配置について、このたび、管理栄養士養成施設卒業者については、栄養士免許を取得しなくても管理栄養士になることが可能になることを受けて、栄養士の次に、もしくは管理栄養士を追加をするものでございます。

なお、現在のところ本町において該当する施設はございません。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第11号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第11号 大江町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第12号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第10、議第12号 大江町水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 議第12号 大江町水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

水道使用料の未収金については、これまで景気低迷やコロナ禍によりまして増加してきた傾向にございます。令和5年度決算で2,912件、1,153万円となっております。水道使用料の時効期間については現在は5年、令和2年3月31日以前の契約分については2年となっておりますが、その未収金の約6割が時効期間を既に経過したものでございます。本町に水道給水条例には債権放棄に関する規定が存在しないことから、地方公営企業会計上の不納欠損処理を行うことができないため、未収金がこれまで累積してきたものでございます。

そのため今回の改正により、時効期間を経過したなどの未収水道使用料等について債権放棄ができるよう規定を設け、今後の債権管理の適正化を図るとともに、地方公営企業会計上における適切な財産表示を行おうとするものでございます。

それでは、お手元に配付しております資料12の新旧対照表をご覧ください。

第36条につきましては、第1号から第3号のいずれかに該当するときは、水道料金債権等を放棄できることを定めるものでございます。

第1号は破産法の規定により、債務者が町の債権についてその責任を免れたとき、第2号は債務者が死亡し、その相続人が限定承認や相続放棄をした場合や相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制収用した場合の費用と当該債権に優先して返済を受ける債権の合計額を超えないと見込まれるとき、第3号は債務者が時効の援用をしない旨の意思表示をした場合を除いて、水道料金債権の消滅時効に係る時効期間を満了したときのいずれの場合において、債権放棄ができることを規定するものでございます。

第37条以降については、第36条の新設に伴い、既存の条項を順次繰り下げるものでございます。

詳細説明については以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第12号の質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第12号 大江町水道給水条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第13号、議第14号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第11、議第13号 町道路線の廃止についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

建設水道課長。

訂正します。

ここで、1時55分まで休憩します。

休憩 午後 1時39分

再開 午後 1時55分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じて会議を再開します。

日程第11、議第13号 町道路線の廃止についてと日程第14、町道路線の認定については…

…

〔「日程第12、議第14」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 失礼しました。訂正します。

日程第11、議第13号 町道路線の廃止についてと日程ではない、議第14号 町道路線の…

…

〔「日程第12、議第14」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 町道路線の認定については関連がありますので、一括して担当課長の説明を求めます。

なお、採決については各議案ごとに行うことといたします。

担当課長の詳細説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 議第13号 町道路線の廃止についてと議第14 町道路線の認定については関連がございますので、一括してご説明を申し上げます。

資料の13－1をご覧ください。

図面の右側が左沢方面、左側が柳川方面になります。緑色の線が主要地方道大江西川線でございます。昨年11月23日に月布工区が開通したことで、青色で示す廃止予定路線①の町道大城古河口線、延長が1101.9メートルになりますけれども、その起点を変更する必要が生じました。

このことから、町道大城古河口線を一旦廃止し、起点を26.2メートルになりますが、南側の位置ということで認定予定路線①に示す町道路線として改めて認定するものでございます。これにより路線の延長については1,075.7メートルとなります。

また、資料の右側の認定予定路線②の湯沢大城線、延長が394メートルでございますが、

これについては大江西川線の旧道となることから、これを町道として管理するため新たに認定をするものでございます。

次に、資料の13－2をご覧ください。

こちらについては百目木地区移転団地の整備に伴いまして、団地内道路が整備されることになりますが、これを町道として管理するため新たに町道路線として認定するものでございます。

路線については、認定予定路線③の百目木団地1号線、延長が141.4メートルです。それと認定予定路線④の百目木団地2号線、延長が43.3メートルの2路線となるところでございます。

詳細説明については以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第13号の質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、櫻井和彦君。

○6番（櫻井和彦君） 6番、櫻井です。

花粉症でちょっと喉がやられているんで、お聞きにくいと思います。

資料13－2、百目木地区の町道の認定なんですけれども、絵で赤い印のTの縦の部分、川のほうに伸びているところなんですけれども……

○議長（宇津江雅人君） 櫻井議員に申し上げます。

今、議第13号……

○6番（櫻井和彦君） 13－2。

○議長（宇津江雅人君） 13号の町道の廃止、町道路線の廃止、13－1のほうを。

○6番（櫻井和彦君） だけ。じゃ13－2でやります。

○議長（宇津江雅人君） その次にお願いします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第13号 町道路線の廃止について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第14号の質疑を行います。

6番、櫻井和彦君。

○6番（櫻井和彦君） 6番、櫻井です。

お待たせしました。

資料13-2の絵の赤い印なんですけれども、矢印のある川のほうに伸びているところなんですけれども、これも全て町道になるという案なんですけれども、一番末端が階段になっているんですよ。町道であるということは冬場も管理しなきゃいけないと思うんですけれども、最近ずっとあそこを通っていると雪で階段が完全に埋まっている、まだ町道として認定されていないのでそのままなんですけれども、階段の勾配も結構きついんですよ。冬場どうするつもりか、除雪をやって毎日あそこを通らせる予定にしているかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 答えいたします。

議員おっしゃるとおり、百目木団地2号線ということで提案申し上げる路線について、終点側が矢印の方角になります。ここについては階段というふうな形になっておりますので、除雪をどうするかというふうなご意見だと思います。

除雪については、なかなかそこまで重機で作業するというのはできないというようなこと、あと県道の歩道につながる部分なんですけれども、県道についてもこの歩道についてはちょっと冬期間除雪されていないというようなことで、そこまで階段を気にしたとしても、道路、県道の部分にタッチしないというようなところがございますので、冬期については、ここを雪をちょっと置いておくというような形での対応になるかなというふうに現時点では考えております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 6番、櫻井和彦君。

○6番（櫻井和彦君） ありがとうございます。

勾配的には、あそこは階段造らないで斜面としてやるというのがなかなか難しいですよ、あの距離からしてもですね。

私は青森に勤務しているときに国道の龍飛岬のところが国道が階段になっていて、車が通れないようなところも全て国道になっていました。だから、ここは階段であっても町道として認定することは問題ないと思います。ただ、やっぱり冬場の危険な状態になる前に、町として判断して適正な管理をしていただかないと、けが人が出るおそれがありますので、そこら辺はよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 質問要らないですか。回答要らないですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第14号 町道路線の認定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

議第15号から議第21号までの一般会計各特別会計補正予算並びに下水道事業会計補正予算、水道事業会計補正予算については、歳入歳出一括して質疑を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

したがって、歳入歳出一括して質疑を行うことに決定しました。

なお、発言の際はページ数を明らかにして発言してください。

○議長（宇津江雅人君） 日程第13、議第15号 令和6年度大江町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議第15号 令和6年度大江町一般会計補正予算（第9号）の詳細についてご説明いたします。

6ページをお開きください。

第2表繰越明許費は、いずれも年度内での完了か見込めない11の事業を追加したものです。このうち、道路改良事業の一部と公園整備事業、住宅団地整備事業については、宅地造成事業特別会計への負担金などとなっています。百目木地区の移転者用住宅団地の造成工事が年度内で完了しないことから、一般会計で負担すべき財源として繰り越すものになります。

7ページの第3表地方債補正は、環境保全事業など9件について、ほかの特定財源との調整や事業費の精査により借入れ限度額を変更するものになります。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

なお、経常的な経費や事務事業の精算処理に伴う補正については、多額であっても説明を省略させていただく場合がありますので、あらかじめご了承くださいと存じます。

歳出予算からご説明いたします。

16ページをお開きください。

1款議会費は69万4,000円の減額です。人件費の調整と会議録作成に係る経費や諸会議負担金などについて精査するものです。

2款総務費は1,569万8,000円の増額です。

下段の1項4目財産管理費の財政調整基金は、骨格予算編成とした当初予算と4月の肉づけ後の補正予算と合わせて3億3,900万円の取崩し額としていたため、補正予算で前年度繰越金の2分の1相当額を上回る分も積み立てるなど、残高の回復に努めてきました。この結果、このたびの積立金追加も加えることで、年度末の基金残高は前年度から1億900万円程度の減少にとどまる見込みとなっています。

17ページの5目企画費は、環境基本計画策定委託料の請け差や地域おこし協力隊の活動経費などを精査により減額したのになります。

18ページご覧ください。

7目公共交通対策費は、山交バス寒河江宮宿線の運行補助になりますが、本年度の補助金

額が確定したことにより、減額するものです。

8 目移住定住促進費の住宅ローン支援補助金及び家賃支援事業補助金は、補助実績見込みにより精査するものです。

9 目ふるさとまちづくり寄附事業費は、本年度の寄附額を 2 億8,000万円程度と見込み、必要経費を減額調整しています。

19ページ下段の12目臨時特別給付金事業費は、非課税世帯等への10万円給付と、当該世帯に子どもがいる場合のこども加算、さらに定額減税を補足する給付に要する経費となっています。これも給付事業の終了により精算するものです。

20ページをお開きください。

下段の 4 項 2 目県知事選挙費及び 3 目衆議院議員選挙費は、不用となった額を精算するものです。

21ページ下段からの 3 款民生費は899万8,000円の減額です。

1 項 1 目社会福祉総務費の社会福祉協議会補助金の減は、運営費や事業費の精査によるものであり、国民健康保険特別会計繰出金及び 2 目老人福祉費の介護保険特別会計繰出金の減額は、保険給付費等の実績見込みに合わせたものになります。後期高齢者医療特別会計繰出金の増額は、本年度の保険基盤安定分の確定に伴うものになります。また、高齢者タクシー券交付事業費については、実績見込みによるものです。

4 目障害者福祉費の障害福祉サービス費は、利用者の伸びに加えて報酬改定による影響もあり、所要の経費を追加したものになります。

下段からの 2 項 1 目児童福祉総務費は、保育料無償化補助金などの各補助金について実績見込みにより精査するものであり、障害児通所支援給付費の追加は、利用者が増えていることと、報酬改定によるものとなっております。

2 目児童措置費の民間立保育園運営委託料の追加は、公定価格の引上げに伴うものです。

23ページ下段からの 4 款衛生費は2,348万円の減額です。

24ページ 1 項 2 目予防費の健康診査委託料は、高齢者などの受診者の伸びが見られるため追加するものであり、さわやか健康づくり推進事業補助金の追加は、温泉の半年券、回数券とも購入者が増えていることによるものになります。予防接種委託料が大きく減額となっておりますが、これは高齢者のコロナワクチン接種が想定を下回ったことが影響しています。

下段の 3 目環境衛生費は、ごみ集積所設置等補助金及び野良猫等不妊去勢手術補助金について精査したものになります。

25ページをご覧ください。

6 款農林水産業費は643万3,000円の減額です。

1 項 3 目農業振興費から10目多目的機能支払費までは、各補助交付金について精査したものととなっています。その中で5目農地費の水利施設整備事業負担金及び農村地域防災減災事業負担金は、ため池や水路等の改修を行う県営事業の負担金になりますが、国の経済対策により、前倒しで措置されたことから追加したのになります。

26ページをお開きください。

11目新規就農者支援費の新規就農者育成総合対策事業補助金は、農機具等の整備に伴う補助になりますが、本年度の採択がかなわなかったため減額をしております。

2 項 2 目林業振興費は、県代行で整備している林道沢口道海線に係る精算と森林環境譲与税を活用した森林経営管理事業の精算となりますが、譲与税の追加配分を受けて基金積立金を追加しています。

27ページをご覧ください。

7 款商工費は925万2,000円の減額です。

1 項 2 目商工振興費は、各補助金や商品券配布事業の精算によるものであり、3目観光費は柳川温泉冷却棟改修工事費などの精算によるものです。

28ページをお開きください。

8 款土木費は8,218万2,000円の減額です。

2 項 2 目道路維持費の維持補修工事費は、緊急を要する町道の補修箇所が発生したため追加をするのになります。

29ページの4目道路新設改良費は、百目木地区の移転団地に係る町道改良工事負担金などの精査と、県において県道大江西川線の改良工事に国庫補助金を活用できたことから負担金を減額調整しています。

6 目橋梁維持費は、劣化が進んでいる橋梁の補修に早期着手するため、設計委託料を追加したものになります。

下段からの3項1目河川費は、鹿子沢地区の内水対策概略設計の精算と、百目木地区の堤防整備の進捗に合わせた用地・補償費の精算となります。

30ページの4項2目公園費の負担金は、百目木地区の移転団地に係る公園整備事業負担金の精査と、都市計画マスタープラン策定委託料の請け差による減額になります。

下段からの5項2目住環境整備費は、各補助金の実績見込みによる精査のほか、宅地造成

事業特別会計繰出金については、移転住宅団地の事業費精査に伴い、町道と宅地造成事業での負担割合が変わったことから、2項4目の町道改良工事負担金を減額し、一方で繰出金を増額する調整を行ったものになります。

9款消防費は55万6,000円の減額です。広域行政事務組合の負担金や事業費精査によるものになります。

32ページをお開きください。

10款教育費は1,588万1,000円の減額です。人件費の調整と事業費精算によるものなどが主な内容になります。

36ページをお開きください。

11款災害復旧費は7,271万8,000円の増額です。

1項1目土木施設災害復旧費は、町道山田原市野沢線の地滑り災害について昨年9月の豪雨で増破した箇所の復旧費と、同じく9月豪雨で被災した町道2路線分の復旧工事費などについて早期復旧を図るため追加をしております。

13款諸支出金は176万円の増額です。

3項1目上水道公営企業費は、人件費の調整のほか、事業費の精査に伴い水道事業会計への補助金を減額するものです。

2目下水道公営企業費は、国が定める繰り出し基準に沿った形で基準内の繰り出しを整理したもので、全体として増額となった要因は移転団地の下水道分の負担金が追加となったことによるものです。

以上が歳出予算の概要であります。

8ページに戻っていただきまして、歳入予算をご覧ください。

1款町税は660万5,000円の増額です。例年、3月補正では、各税目の滞納繰越分について、12月末時点の収入済額に基づいて追加補正をしています。このほか、1項2目法人は、収入に見込みに基づき追加をしております。

以下、2款地方譲与税は、本年度の収入見込みに基づいて追加したもので、10款地方交付税は、本年度の交付決定額に対して未計上だった分を追加したのになります。

なお、本年度の普通交付税の額は25億2,109万2,000円で、前年より9,759万5,000円、率にして4.0%の増となりました。

13款使用料及び手数料の町営住宅使用料と道路占用料は、収入見込額や収納実績に基づく精査によるものです。

12款分担金及び負担金のほか、10ページからの14款国庫支出金、15款県支出金、18款繰入金、20款諸収入、21款町債は、歳出予算で説明した事業に充当する特定財源になります。このうち16款財産収入の不用品売却収入35万円は、不用となったハンドガイド除雪機を売却した収入であり、17款寄附金は、ふるさとまちづくり寄附金の減額です。2月20日現在で昨年度の実績と並ぶ程度の寄附を頂いておりますが、年度末にかけての収入見込みを反映した結果、規定の予算額を下回る見込みであることから減額をするものになります。

また、20款諸収入の雑入のうち一番下の交通災害基金分配金については、西村山広域行政事務組合で取り扱っていた交通災害共済の制度廃止に伴い、1市4町に剰余金の分配があったものです。

21款町債は、本年度の発行額が合計で8億1,550万円となる見込みであります。

以上が、令和6年度大江町一般会計補正予算（第9号）の主な内容であります。

○議長（宇津江雅人君） 議第15号について、歳入歳出一括して質疑も行います。

9番、伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君） 19ページをお願いします。9番、伊藤です。

積立金なんですけれども、寄附金の事業、積立金、ふるさとまちづくり寄附金がかなりの金、減額だということになっていきますけれども、その要因たるものは一番は何だと考えておりますか。よろしくお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

先ほど総務課長の説明の中で、まちづくり寄附金については今年度4,000万円の減ということで計上させていただいておりますけれども、5点ほど理由はあるのかなというふうに思っております。

1つが令和の米不足というようなことになっておりましたけれども、米不足による掲載の停止、あるいは昨年のサクランボの高温障害等々による収穫量の減少がございました。あとは返礼品の事業者が撤退したというような結果にもなっております。あと4つ目としては中間委託業者が今年度から変更になっておりますので、その辺のところで各サイトの評価がリセットされまして、返礼品の検索で上位のほうに来なかったというようなところがございます、当初ですね。あとは病虫害被害に、これは少ないかとは思いましたけれども、農産物の生産量の減少、あるいは在庫設定の減少などが理由として考えられるところでございます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 9 番、伊藤慎一郎君。

○9 番（伊藤慎一郎君） ありがとうございます。

米高が何か一番要因みたいなこと言うけれども、米でもうかっている自治体もあるんですよ、あいつ、ふるさと納税で。だからやり方、要するに米を確保していなかったと、予定4億円も、4,000万円だっけか、予定では収入減になっている、歳入のほうでな。あと、基金積立てが2,000万円、計画が4,000万円だっけかな。だから大きいべというのよ。だからその辺なのをやっぱりほかの市町村、天童だっけかな、米が高くてもうかったという市町村もあるんですよ。取組方がもうちょっと責任あってもらいたいなと思うんだけど、その辺再度よろしく。

○議長（宇津江雅人君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

新聞報道でも米騒動について様々な自治体の取組などが掲載になっております。うちの町については、一番大きいのが農協さんを通しての米の返礼品としての出荷というのが一番大きい部分でありますので、その辺のところを十分に在庫管理なども含めて中間委託業者と含めて打合せをさせていただきながら、返礼品の在庫管理をしていきたいなというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 9 番、伊藤慎一郎君。

○9 番（伊藤慎一郎君） ですから最初、当初予算でこういうこと、ふるさと納税で考えていますと上げているんだから、だから贈るものをやっぱり考えておかなかったら、そのあたりばったりでなくて米上がったから、入らないからでなくて、例えば米でどのくらいの返礼品として出すんだとか、サクランボで出すんだとかと、そういうのは積み重ねで集めて、このくらいのふるさと納税を見込めるというので、恐らく一般会計予算に去年は組んだと思うのよ。だから要するに材料ないなんていうのは、俺理由にならないと思うよ。

だから何でもだけれども、ふるさと納税を組み立てるに、大江町として特産品でこれやりますよ、だからこのくらいは確保していますと、そして情報面がよ、もうちょっと早く把握しないと米だってもう、米のことを語るとあれなんですけれども、米は来年も足りなくなるからね、今年度は、9月まで、必ず。去年の米の数量決まっているんですから。だから政府で米出すと、まだまだ本当になんなんなんというので、また値上がりするんですよ。だからそういったように、ふるさと納税という事業やる以上はやっぱり返礼品をしっかりとある

程度頭の中に置いて先を読んでやっていかないと、米高いの理由につけたって俺は納得しないと思うのよ。ぜひ来年度頑張ってもらいたいと思います。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 5番、藤野です。

関連になりますけれども、まず13ページ、今のところの寄附金4,000万減についてですが、まずはサクランボ等がやっぱり双子とかあって思うように生産量がなかった、でもそれに代わる商品が好評のものがあるというふうに対応には書いてあったと思うので、その商品はどんなものがあるのかということと、あとすみません、歳出のほう、関連がありますので、19ページの12委託料の中のサービス業務委託料500万円減についてお伺いしたいと思いますけれども、業者のサイトを一部変えたということだったと思いますが、その理由をお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

ふるさとまちづくり寄附金については、11月の全協懇談会の中で寄附額が伸び悩んでいるというような状況を説明させていただきました。そこからできる限りの寄附額を伸ばしていきたいというようなところから様々取り組んできたところでございます。その結果として先ほど申し上げたとおり対前年比は超えております。ただ当初予算から見れば、4,000万円の減だというようなところでご理解をいただきたいと思います。

その時点から今まで頑張ったところというのは、5点ほどあるのかなというふうに思っております。

一番がやっぱり新規事業者、既存の事業者はおりますけれども、新規事業者あるいは新しい返礼品の開拓を頑張って行ってきたところでございます。

あとは山形連携中枢都市圏で取り組んでおります共通返礼品で、大江町では品切れになっているような部分について共通返礼品の活用を行ったところでございます。

あとは、11月の中旬からポータルサイトのほう、さとふるというポータルサイトあるんですけども、そちらのほうに新たに大江町のページをつくっていただいたというところが大きなところかなというふうに思っております。

あとは11月にPRイベントがございましたので、そちらのほうで頑張ってPRをしてきたというようなところがございます。

あとはやっぱり大江町というと、先ほどありましたとおり米と果物がメインとなっておりますので、果物の来年度の部分、令和7年度の先行予約をなるべく早く品物を上げてきたというようなところが大きくというか、11月に説明させてきたところから伸びてきた部分かなというふうに思っているところでございます。

あとは今年度から中間委託業者を変更させていただいております。そちらのほうについては、当然寄附額を伸ばしていきたいというところ、あるいはふるさと納税の制度がございまして、そこら辺の制度を趣旨を尊重させていただいて持っていきたいというところ、ところで中間委託業者を変更させて、この決定についてはプロポーザルで説明を聞いた中で、今の業者を決めたというところがございますけれども、ただやっぱり年度当初については、委託業者が変わったというところでは、先ほどお話しさせていただいたとおり、評価が一旦リセットされておりますので、初めのほうは寄附額が伸び悩んでおりましたけれども、10月、11月頃からは対前年比よりも増えてきたというのが結果としてよいほうに表れているのかなというふうに感じているところでございます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） まず、寄附金のほうですけれども、共通返礼品と今説明あったと思うんですけれども、具体的にあるのであればその品物等の名前を教えてくださいということと、業務委託のほうですけれども、やはりサイトが変わったとしてもメールでいつ送りますよということは連絡しているというふうにお伺いはしているんですけれども、やはり仕事の都合でその日にうちにいなくて受け取れないというふうなことで再配達なっている方もいらっしゃると思うんですけれども、そういう方はやっぱり少なくしていくということは、ぜひしていかねばならないというふうに思うんですけれども、対応を今後どのように考えていくかお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

連携中枢都市圏の共通返礼品としてうちの町、大江町で取り組んでいるのは、米とあとは山形牛とあとは果物関係でございます。新たな取組としては山形牛と、あとは果物の定期便がこれまでありませんでしたので、定期便を例えばサクランボと桃の定期便というような新たな取組を行って、寄附額を幾らかでも伸ばしていきたいというふうに考えているところでございます。

あとは日時指定については、以前からお話しさせていただいているとおり、うちの町については、日にち指定はできないというようなことでポータルサイトには掲載させていただいて、それを理解した上で返礼品を申し込んでいただいているということがございます。

あとは時間指定については、何時から何時までというような指定をさせていただいて、それを寄附者の方から選んでいただく、それはできるんですけれども、日にち指定がなかなかできないと、これについては果物あるいは米というのはできてみないと分からないというところがありますので、なかなか日にち指定は難しいというところがございます。ただ、品質の管理については十分に事業者、あるいは中間委託業者と打合せさせていただいて、クレームが少なくなるような手だてはしていきたいなというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） ほかにありませんか。

1 番、菊地英幸君。

○1 番（菊地英幸君） 1 番、菊地英幸です。よろしくお願いします。

26ページ、6 款の農林水産業費の11目新規就農者支援の中の18節負担金、補助金及び交付金の中で新規就農者の育成費がすごい1,125万円の減となっているんですが、何でこんな減になっているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 11目の負担金、補助及び交付金の1,125万円の減額でありますけれども、こちらにつきましては新たに営農開始した方の初期投資を支援するというふうな事業費上限500万円で4分の3の補助という補助があるんですけれども、本町においては令和6年度新規営農開始の方3名おりまして、その方の分を計上しておったんですが、国の予算の関係かと思えますけれども、3名とも採択ならなかったというふうなことで減額をしたところです。

なお、その後、国の補正予算により一部予算が上がっておりますので、そちらのほうに再度申請をしているというふうな状況でございます。

○議長（宇津江雅人君） 1 番、菊地英幸君。

○1 番（菊地英幸君） ありがとうございます。

ならなかったという、せっかく大江町に来てせっかく新規就農としてやっていただいているんですので、ぜひとも何とかうまく働きかけてうまくしていかなければいけないなと思っているんですけれども、その辺の課長、駆け引きとかは何か県とかにはうまくちゃんと言っ

ているんでしょうか、どう。

○議長（宇津江雅人君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） そのとおり新規就農者の方にとっては、こちらの補助金も営農計画の中に組み込まれているものでありますし、額も多額でありますので、なくなってしまうというのはこの営農計画上も非常に問題が出てくるものと思います。そういった点を県の方、もしくはこの辺の国の職員となれば東北農政局の方になりますけれども、事あるたびにそういった申入れ等、要望等は一応しております。

○議長（宇津江雅人君） 菊地英幸君。

○1番（菊地英幸君） じゃしっかりと、また今年も何か新規就農者これからも入ってくることなんで、しっかりとその辺はもらえるようにしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） ほかに質疑ありませんか。

10番、土田勵一君。

○10番（土田勵一君） 実は今のお話お聞きしますと、何か見えないような今の言葉なんです、やっぱり本当の理由は何だったんでしょうね、この減少、予算のです。いったい、県のほう、国のほうと予算が少ないなんて今言ったんですが、果たして本当の理由はどうだったんでしょうかね。

○議長（宇津江雅人君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 我々としては説明を受けているのは、国の予算の範囲内での交付だということで聞いておりますので、これが本当の理由でないかと思っております。

〔「何か理不尽なんだよね、はい、理解」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） よろしいですか。

ほかに。

9番、伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君） 9番、伊藤です。

25ページお願いします。

25ページの清掃総務費の中で、18款負担金、補助金及び交付金について、このたび行政事務組合のクリーン代から斎場のクリーン減でかなりありますけれども、一番の要因は何でしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 広域行政事務組合の負担金につきましては、ここだけでなく消防費等の補正もありますけれども、こちら予算計上額は1億2,000万ほどでした。これを結果的に1億1,400万ぐらいというようなことで632万円の減額のわけですけれども、内容的には人件費の精査と、あとは投資的事業費、結構予算あるわけでありまして、当然請負差額でありますとかそういったものを生じますので、そういった精算による補正というようなことになります。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） ほかにございませんか。

2番、廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） 2番、廣野です。

24ページの4の衛生費の予防費の予防接種委託料でマイナス1,658万6,000円とありますけれども、多分コロナの接種だと思う、65歳以上の接種のことだと思いますけれども、大体、町として65歳以上どのぐらいの人数で何人ぐらい接種しているんでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） お答えをいたします。

予防接種委託料につきましては、今回1,658万ほどの減額となっておりますが、その中で一番の要因は議員さんおっしゃられたとおり、コロナワクチン接種になるんですけれども、今回予算上は1,600人を予算化しておりましたが、実際540名程度の接種者になったということでございます。令和6年4月1日現在の65歳以上人口は2,991人でございますので、それで540人というと大体全体で18.1%ということで、コロナ禍の時代には6割7割ぐらい受けていたかと思いますが、やっぱり5類に移行したということで、かなり高齢者の方も受ける方が少なくなったのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（宇津江雅人君） 2番、廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） このパーセントは全国的なものなのか、それとも当町でちょっとお知らせすることがちょっとうまくいかなかったのかとかという原因とかそういうのはございますか。

○議長（宇津江雅人君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） 正直ほかの自治体はどのような状況かは私ちょっと把握はしておりませんが、やはり5類に移行したということで、やっぱり個人負担も出てくるものですから、その辺の中で高齢者の方も接種控えをしたのではないかなというふうに考え

ているところでございます。

○議長（宇津江雅人君） ほかにございませんですか。

5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 5番、藤野です。

35ページお願いします。

文化財の中の14工事費、楯山公園整備工事費79万4,000円の減についてお伺いします。

詳細をお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 教育文化課長。

○教育文化課長（金子冬樹君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

楯山公園整備工事費79万4,000円の減でございますけれども、こちらにつきましては今年度、楯山の看板整備ということで2基整備をさせていただきました。その事業が完了したことに伴いましてのマイナス79万4,000円の減額となります。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 多分入り口の駐車場辺りが1基と、あともう1基多分トイレ近くかなというふうに思っているんですけども、入り口のところ私の勘違いかどうかですけども、11月くらいに完成しているんでないかなというふうに思うんですけども、トイレのほうは把握していないんですが、それぞれの工事完了時期をお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 教育文化課長。

○教育文化課長（金子冬樹君） ただいまおっしゃったとおり、今回2基の整備ということで、場所は議員さんおっしゃるとおりの場所でございます。

今回、工期ということでは6月28日に発注をかけまして、12月16日工期ということで進めさせていただきました。ただ今回進むに当たりまして、部品のほうの発注かけたんですけども、ちょっと業者さんのほうで当初予定していたよりも部品の納入が遅れるということがありましたので、それを踏まえまして契約の変更ということで、期日のほうを12月16日から1月17日に変更したという経過がございますので、それを踏まえまして工事を完了したということになりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） サイン工事というのはやっぱり人に見ていただくためのサインだと思うので、発注時期をもう少し早くするとかやっぱりして、秋さか見ていただけるようにとい

う発注今後考えなければならないのではないかというふうに思いますけれども、そこはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 教育文化課長。

○教育文化課長（金子冬樹君） 今、できるだけ早くということでしたけれども、私たちも発注の準備等々進めながら準備しまして、6月からということではさせていただいての今回半年間の工事期間ということがありましたので、1か月早めて11月とかということもあるかもしれないんですけれども、今回の工事の場合はある程度期間を要するということがありましたので、今後工事を進める際に際しましてはその辺も考慮しながら、できるだけ早くできるものは早くということをご心掛けて取り組んでいきたいと思っております。

○議長（宇津江雅人君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第15号 令和6年度大江町一般会計補正予算（第9号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第16号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第14、議第16号 令和6年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 議第16号 令和6年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の詳細についてご説明いたします。

補正予算書の歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、6 ページをお開きください。

1 款総務費の 1 項総務管理費、2 項徴税费、3 項運営協議会費、7 ページの 4 項趣旨普及費については、人件費の精査や事務費及び負担金などの事業実績を見込み、減額するものがあります。

5 款 1 項 1 目基金積立金は、令和 6 年度の基金利子相当分を追加補正するものであります。次に、歳入についてご説明いたしますので、4 ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目国民健康保険税は、滞納繰越分について、今年度の収入見込みにより追加補正するものであります。

2 款 1 項 1 目督促手数料は、今年度の収入見込みにより減額するものであります。

3 款 1 項 1 目保険給付費等交付金は、それぞれ交付見込みにより追加補正するものであります。

4 款 1 項 1 目利子及び配当金は、国民健康保険基金の利子収入を見込み、追加補正するものであります。

4 ページから 5 ページにかけての 5 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、実績見込みにより減額し、5 款 2 項 1 目基金繰入金は、歳入歳出の決算見込みにより減額するものであります。

7 款 1 項 1 目延滞金は、実績見込みにより減額するものであります。

8 款 1 項 1 目社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、交付実績により追加補正するものであります。

これにより、令和 7 年 3 月末の基金残高は、令和 6 年 3 月末から 1,782 万 7,000 円減少し、2 億 799 万 4,000 円となる見込みであります。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第 16 号について、歳入歳出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。
討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第 16 号 令和 6 年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）、これを原案のと

おり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第17号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第15、議第17号 令和6年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

担当課長の説明を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 議第17号 令和6年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の詳細についてご説明いたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、4ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費14万円の減額は、郵券料の精査に伴うものであります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金70万5,000円の減額は、後期高齢者医療保険料の収入見込みよるもののほか、保険料軽減に係る保険基盤安定繰入金が確定したことにより計上するものであります。

次に、歳入についてご説明いたしますので、3ページをご覧ください。

1款1項後期高齢者医療保険料は、今年度の収入見込みより計上するものであり、1目特別徴収保険料は76万6,000円の減額、2目普通徴収保険料は、現年度分と滞納繰越分を合わせて14万3,000円を減額するものであります。

3款1項1目事務費繰入金14万円の減額は、事務費の精査に伴うものであり、3款1項2目保険基盤安定繰入金20万4,000円は、保険料軽減に係る保険基盤安定繰入金が確定したことにより追加補正するものであります。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第17号について、歳入歳出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第17号 令和6年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第18号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第16、議第18号 令和6年度大江町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） それでは、議第18号 令和6年度大江町介護保険特別会計補正予算（第3号）の詳細についてご説明を申し上げます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により、歳出からご説明いたしますので、7ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費は、事務費の精査により会計年度任用職員報酬や職員給与費を減額するほか、介護給付費準備基金への積立金を14万9,000円追加するものでございます。これにより、本年度末の介護給付費準備基金の残高は2億1,051万2,000円になる見込みです。

1款2項1目賦課徴収費は、事務費の精査により印刷製本費を減額するものです。

2款1項1目介護サービス等諸費は、今年度の給付見込額の精査により保険給付費を1,210万円減額するものでございます。主な内容としましては、施設介護サービス等給付費は、介護老人保健施設入所者の減少等に伴い、3,000万円を減額するものであり、地域密着型介護サービス等給付費につきましては、死亡退所など入所者の減少等により480万円を減

額するものでございます。

8 ページをお開きください。

2 款 3 項 1 目高額介護サービス費、2 款 4 項 1 目高額医療合算介護サービス等費及び 2 款 5 項 1 目特定入所者介護（支援）サービス等費は、主に、施設介護サービス等給付費の減少に伴い、それぞれ減額するものでございます。

9 ページの 4 款 3 項 1 目包括的支援事業費は、職員給与費の精査により減額をいたしました。

次に、歳入についてご説明いたしますので、4 ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料は、今年度の収入見込みに基づき、現年度分及び滞納繰越分をそれぞれ追加をするものです。

3 款 1 項 1 目介護給付費負担金、4 款支払基金交付金、5 ページの 5 款県支出金は、歳出予算の保険給付費の減額に伴い、特定財源をそれぞれ減額するものです。

4 ページの 3 款 2 項 1 目調整交付金、4 目保険者機能強化推進交付金、5 目保険者努力支援交付金は、交付決定に伴い、それぞれ追加をするものです。

5 ページの 6 款 1 項 1 目基金運用収入は、今年度の収入見込みに基づき、介護給付費準備基金利子を14万9,000円追加をするものでございます。

7 款 1 項一般会計繰入金につきましては、歳出予算の保険給付費や事務費等の減額に伴い、1 目介護給付費繰入金、5 目その他一般会計繰入金をそれぞれ減額するほか、保険料軽減額の精査に伴い、4 目低所得者保険料軽減繰入金を追加するものであり、7 款 2 項 1 目介護給付費準備基金繰入金は、保険給付費の精査などにより減額をするものでございます。

8 款 1 項 1 目繰越金は、前年度繰越金の精査により、1,193万2,000円を追加いたしました。

6 ページをご覧ください。

9 款 3 項 2 目雑入は、今年度の収入見込みにより、介護予防支援計画作成収入を追加するほか、県指定の通所介護事業所において不正受給が判明したため、新たに介護給付費返還金を計上をいたしました。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第18号について、歳入歳出一括して質疑を行います。ありませんか。

6 番、櫻井和彦君。

○6 番（櫻井和彦君） 6 番、櫻井です。

6 ページ、9 款 3 項 2 目で、先ほどの説明で不正請求が判明したということ、細部を教えてください。

○議長（宇津江雅人君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） お答えをいたします。

介護給付費返還金 3 万 2,000 円につきましては、このたび県指定通所介護事業所、事業所名は今事業を再開しておりますので詳しくは申し上げられませんが、その中で県の実地指導監査で判明したところでございます。

処分内容につきましては、不正請求、虚偽報告、虚偽答弁、不正、不当といったことに関与いたしまして、今回、不正請求額トータルで 66 万 3,310 円、そのうち大江町の方利用者 1 名がこの施設を利用しておりましたので、そのうち大江町の分として 3 万 2,180 円というものが不正請求ということで今回返還をされるものでございます。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 6 番、櫻井和彦君。

○6 番（櫻井和彦君） 6 番です。

これ、県の監査で判明したということで、事前に何らかの形で兆候とか情報とかというのは町のほうには入らなかったんですか。

○議長（宇津江雅人君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） 当然、県指定の事業所ではありますけれども、当然各自治体の利用者がおられるものですから、県のほうからは事前にどれくらいの請求額になるかということでお話はあったというところでございます。

○議長（宇津江雅人君） 6 番、櫻井和彦君。

○6 番（櫻井和彦君） それはもう事実だけ来たということなんですよ、これだけの見込みがあると。それ以前に町として何かつかめるような情報というのはなかったんですか。例えば、利用者とか家族のほうから何かあったとかという情報は一切なかったんですか。あと、それを防ぐために何らかの手当てはこれからしていくんですかね。

○議長（宇津江雅人君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） 先ほども申しましたとおり、今回は県指定の事業所でございますので、あくまでも県の実地指導監査で判明したものですから、その情報については県のほうから町のほうにあったものでございます。

これからどうするかということにつきましては、当然、県のほうで指導が入るわけなので、

それに従って適正にこれから介護事業所について運営をしていくというふうに考えているところであります。

○議長（宇津江雅人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第18号 令和6年度大江町介護保険特別会計補正予算（第3号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第19号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第17、議第19号 令和6年度大江町宅地造成事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 議第19号 令和6年度大江町宅地造成事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

初めに、3ページをご覧ください。

第2表繰越明許費になりますが、百目木地区移転団地の整備工事について、団地入り口の水道工事が必要になったことから、年度内での工事完成が困難になったということで1億3,787万円を翌年度に繰越しすることとするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出予算からご説明いたしますので、5ページをご覧ください。

1款1項1目宅地造成費の12節測量設計等委託料の190万円の追加でございしますが、こち

らは百目木地区住宅団地整備の変更の積算業務などが必要になったことなどによるものでございます。

14節工事請負費の330万円の減額、これについては百目木地区住宅団地整備工事費の精査によるものであります。

また、21節物件補償費180万円の追加、こちらについては百目木地区移転団地の整備に伴い、団地造成入り口の水道本管の移設を行うことが必要になったというようなことで、水道事業会計にて町道愛宕下桜町通り線の一部区間について水道管入替え工事を実施しております。団地入り口の部分については宅地造成事業に関係する工事のため水道事業会計に対し、費用の一部を負担する必要があることから増額をするものでございます。

次に、歳入予算についてご説明を申し上げます。

4ページをお開きください。

1款1項1目住宅団地分譲収入532万円の追加は、当初、あおぞら団地2区画を分譲する計画でありましたが、3区画分譲となったことによるものであり、2款1項1目宅地造成費負担金の減、3款1項1目一般会計繰入金の追加は、百目木地区及び藤田地区住宅団地整備の工種の費用を精査したことによるものでございます。

詳細説明は以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第19号について、歳入歳出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第19号 令和6年度大江町宅地造成事業特別会計補正予算（第3号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第20号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第18、議第20号 令和6年度大江町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 議第20号 令和6年度大江町下水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

補正予算明細書によりましてご説明をいたしますので、10ページをお開きください。

収益的収入及び支出の下段のほう、支出のほうからご説明を申し上げます。

1款1項1目管渠費から2款2項1目支払い利息及び企業債取扱諸費までにつきましては、決算見込みに基づく精査により、それぞれ減額及び増額をするものでございます。

次に、収益的収入についてご説明をいたします。

1款1項1目使用料、1款2項4目長期前受金戻入は、決算見込みにより増額をするもので、1款2項2目及び2款2項2目他会計補助金と、1款2項3目、そして2款2項3目他会計負担金、こちらについては総務省が定めた一般会計からの繰り出し基準により再積算をしたことに伴うもので、一般会計補助金を減額し、他会計負担金を追加するものでございます。

次に、資本的収入及び支出について、支出のほうからご説明を申し上げます。

12ページになります。

1款1項1目管渠建設改良費の1節負担金は、事業費の精査により百目木地区住宅団地整備事業負担金を減額し、新たに藤田住宅団地整備事業負担金を追加するものでございます。

1款1項2目処理場建設改良費の1節工事請負費は、工事費の精査により浄化センター主ポンプ井水位計更新工事費を減額するものでございます。

次に、資本的収入についてご説明を申し上げます。

1款1項1目企業債は、決算見込みに伴い、建設改良事業などに係る公共下水道事業債及び公営企業会計適用債をそれぞれ減額するものでございます。

1款2項1目国庫補助金は、都市構造再編集集中支援事業費の交付決定額の調整により減額をするものです。

1款2項2目他会計補助金及び1款3項2目他会計負担金は、総務省が定めた一般会計か

らの繰り出し基準により再算定をしたことに伴う追加でございます。

2款1項1目企業債は、決算見込みに伴い、公営企業会計適用債を減額するものでございます。

なお、今回の補正によりまして、資本的収入が資本的支出に対して不足する額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、引継金、当年度損益勘定留保資金、当年度利益譲与金処分額のほうで補填をさせていただくものでございます。

詳細説明については以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第20号について、歳入歳出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第20号 令和6年度大江町下水道事業会計補正予算（第3号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第21号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第19、議第21号 令和6年度大江町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 議第21号 令和6年度大江町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

補正予算明細書によりご説明いたします。

7ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち支出のほうからご説明を申し上げます。

1款1項1目原水及び浄水費、それと2目配水及び給水費、こちらについては決算見込みに基づく精査により、それぞれ減額をするものでございます。

次に、収益的収入についてご説明をいたします。

1款1項1目給水収益は、決算見込みにより減額をするものです。

1款2項3目他会計補助金は、収入及び支出の補正に伴い減額をするものでございます。

次に、資本的収入及び支出について、支出のほうからご説明を申し上げます。

8ページをお開きください。

1款1項1目増設改良費3,273万1,000円、こちらについては、柳川地内の導水管布設替工事に係る国庫補助金について国の補正予算により交付を受けることになったことから、事業費を追加するほか、新たに藤田地区住宅団地整備に伴います負担金を追加するものでございます。

次に、収入についてご説明をいたします。

1款1項1目企業債、1款2項1目国庫支出金は、それぞれ柳川地内の導水管布設替工事に係る追加になります。

1款3項1目他会計補助金は、藤田地区住宅団地整備に係る一般会計からの補助金を追加するものでございます。

1款4項1目工事負担金は、百目木地区住宅団地整備に伴う配水管布設替工事に係る工事補償費を追加するものでございます。

詳細説明については以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第21号について、収入及び支出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第21号 令和6年度大江町水道事業会計補正予算（第3号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎予算特別委員会設置及び付託

○議長（宇津江雅人君） 日程第20、予算特別委員会の設置及び付託です。

お諮りします。

議第22号から議第28号までの令和7年度大江町一般会計予算、各特別会計予算、下水道事業会計予算及び水道事業会計予算、計7件の議案は、議長を除く10名の委員で構成する予算特別委員会を設置し、審査を付託することにしたと思います。

これに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、令和7年度の予算に係る議案7件は、議長を除く10名の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定しました。

予算特別委員会は、大江町議会委員会条例第8条第1項の規定により、議場において本日午後3時25分に招集します。

◎散会の宣告

○議長（宇津江雅人君） 以上で、予定された本日の議事日程は全て終了いたしました。

予算特別委員会の審査が終了するまで本会議は休会とした上で、本日はこれにて散会とします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時12分

令和 7 年第 1 回大江町議会定例会

議 事 日 程（第 4 号）

令和 7 年 3 月 13 日（木）午前 10 時開議

- 日程第 1 予算特別委員会報告（新年度当初予算 7 件）
- 日程第 2 議第 22 号 令和 7 年度大江町一般会計予算
- 日程第 3 議第 23 号 令和 7 年度大江町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 議第 24 号 令和 7 年度大江町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議第 25 号 令和 7 年度大江町介護保険特別会計予算
- 日程第 6 議第 26 号 令和 7 年度大江町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 7 議第 27 号 令和 7 年度大江町下水道事業会計予算
- 日程第 8 議第 28 号 令和 7 年度大江町水道事業会計予算
- 日程第 9 議第 29 号 大江町副町長の選任について
- 日程第 10 議第 30 号 令和 6 年度大江町一般会計補正予算（第 10 号）
- 日程第 11 発議第 1 号 大江町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
- 日程第 12 請願第 1 号 請願等審査報告、審議
「国による学校給食の無償化を求める意見書の提出について」の
請願
- 日程第 13 閉会中の継続調査について
- 日程第 14 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第 14 まで同じ
- 追加日程第 1 発議第 2 号 議第 22 号 令和 7 年大江町一般会計予算に対する附帯決議に
ついて
- 追加日程第 2 発議第 3 号 国による学校給食の無償化を求める意見書の提出について

出席議員（１１名）

１番	菊 地 英 幸 君	２番	廣 野 秀 樹 君
３番	大 沼 清 人 君	４番	菊 地 邦 弘 君
５番	藤 野 広 美 君	６番	櫻 井 和 彦 君
７番	安 食 幸 治 君	８番	関 野 幸 一 君
９番	伊 藤 慎一郎 君	１０番	土 田 勵 一 君
１１番	宇津江 雅 人 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 清 隆 君	副 町 長	桃 井 亮 一 君
教 育 長	清 野 均 君	総 務 課 長	五十嵐 大 朗 君
政策推進課長	鈴 木 利 通 君	地域振興課長	清 水 正 紀 君
税務町民課長	阿 部 美代子 君	健康福祉課長	伊 藤 修 君
農 林 課 長	秋 場 浩 幸 君	建設水道課長	櫻 井 洋 志 君
教育文化課長	金 子 冬 樹 君	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	阿 部 美代子 君

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	西 田 正 広 君	議 会 事 務 局 庶 務 主 査 兼 庶 務 係 長	庄 司 由 利 君
--------	-----------	-----------------------------------	-----------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（宇津江雅人君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宇津江雅人君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎予算特別委員会報告

○議長（宇津江雅人君） 日程第1、予算特別委員会報告です。

議第22号から議第28号までの令和7年度大江町一般会計予算、各特別会計予算、下水道事業会計予算及び水道事業会計予算7件の議案に関して、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

5番、藤野広美君。

○予算特別委員会委員長（藤野広美君） おはようございます。

私のほうから、予算特別委員会の審査結果をご報告いたします。

本委員会に付託されました令和7年度大江町一般会計予算、各特別会計予算、下水道事業会計予算及び水道事業会計予算7件について、慎重に審査した結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

本委員会は、以上のとおり決定したので報告いたします。

令和7年3月13日、予算特別委員会委員長、藤野広美。

大江町議会議長、宇津江雅人殿。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） ご苦労さまでした。

日程第2、議第22号から日程第8、議第28号までの令和7年度大江町一般会計予算、各特別会計予算、下水道事業会計予算及び水道事業会計予算、計7件の議案に関する予算特別委員会委員長の報告は、原案のとおり可決すべきとの内容です。

予算特別委員会は、議長を除く全議員で構成されています。

よって、質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） よって、質疑、討論を省略し、採決することに決定しました。

◎議第22号の質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第2、議第22号 令和7年度大江町一般会計予算を議題とします。

質疑、討論を省略し、採決します。

議第22号 令和7年度大江町一般会計予算、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 賛成多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

8番、関野幸一君。

○8番（関野幸一君） 動議があります。

○議長（宇津江雅人君） ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時05分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎日程の追加

○議長（宇津江雅人君） ただいま関野議員外3名から、発議第2号 令和7年度大江町一般会計予算に対する附帯決議が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題とすることについて採決します。

この採決は、挙手によって行います。

発議第2号を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 賛成多数です。

したがって、発議第2号 令和7年度大江町一般会計予算に対する附帯決議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることは可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時08分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 追加日程第1、発議第2号 令和7年度大江町一般会計予算に対する附帯決議についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

8番、関野幸一君。

○8番（関野幸一君） おはようございます。

それでは、発議の提案理由を申し上げます。

発議第2号について、ご説明申し上げます。

議第22号 令和7年度大江町一般会計予算における歳出予算10款4項5目14節重要文化的景観家屋修繕工事費666万6,000円については、町に寄附していただいた旧高取家の修繕工事ではありますが、修繕後の利活用方法が明確にされないまま提案されております。

旧高取家については、これまでも修繕を重ね、多額の予算を投じてきた建物であることから、令和7年度の予算審議時においても、先が見えないまま工事が行われようとしていることは、看過できない事態だと思慮いたします。

令和7年度の修繕工事を行ったとしても、もともとが古い建物であるため、今後も多額の工事費が見込まれることや、今後、利活用の方針が決まれば、それに沿った新たな改修工事の予算が必要となる可能性があることから、さらには、利用目的が不明確なまま工事を進めることにより、今後、手戻りになる可能性もあることなどから、このたび附帯決議の提案をするものであります。

今後は、本町の重要文化的景観の重要な構成要素であることに鑑み、最低限の保存工事にとどめるなど、工事に際しては、さらに今後の活用を見定めた上、十分な協議を行い執行するなど、議員各位におかれましても、何とぞ趣旨をご理解の上、ご賛同いただき、ご可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） これより、提出者に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番、土田勵一君。

○10番（土田勵一君） 10番、土田勵一です。反対討論です。

○議長（宇津江雅人君） 今、質疑です。

質疑は自席で行っていただきたい。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

10番、土田勵一君。

○10番（土田勵一君） 10番、土田勵一です。

附帯決議案に反対討論を行います。

令和7年度一般会計予算10款4項5目14節工事請負費、重要文化的景観家屋修繕工事費

666万6,000円について、予算特別委員会の審議の中で行政側と委員との議論が熟したものと思われま

す。

また、町で無償で頂ける歴史のある家は限られております。

さらに、文化的景観の重要な要素の一つとして、居住または事務所などに利用し、空き家ではなく、居住することが町場の風景として最重要と考えます。

さらに、空き家にしておきますと傷みが続きますので、可能であれば新規就農者や移住者や、地域おこし協力隊員や町民など、賃貸入居していただければ幸いです。

旧左沢の町場の風景や、街並みを守っていくためには、空き家にしておくのではなく、しっかり利活用すべきと考えます。

したがって、附帯決議案に反対するものであります。

皆さんよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（宇津江雅人君） ただいま反対討論がありましたが、賛成討論の方ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

発議第2号 令和7年度大江町一般会計予算に対する附帯決議、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 賛成多数です。

したがって、発議第2号 令和7年度大江町一般会計予算に対する附帯決議については、原案のとおり可決されました。

◎議第23号の質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第3、議第23号 令和7年度大江町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

質疑、討論を省略し、採決します。

議第23号 令和7年度大江町国民健康保険特別会計予算、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第24号の質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第4、議第24号 令和7年度大江町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

質疑、討論を省略し、採決します。

議第24号 令和7年度大江町後期高齢者医療特別会計予算、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第25号の質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第5、議第25号 令和7年度大江町介護保険特別会計予算を議題とします。

質疑、討論を省略し、採決します。

議第25号 令和7年度大江町介護保険特別会計予算、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第２６号の質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第６、議第26号 令和７年度大江町宅地造成事業特別会計予算を議題とします。

質疑、討論を省略し、採決します。

議第26号 令和７年度大江町宅地造成事業特別会計予算、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第２７号の質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第７、議第27号 令和７年度大江町下水道事業会計予算を議題とします。

質疑、討論を省略し、採決します。

議第27号 令和７年度大江町下水道事業会計予算、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第２８号の質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第８、議第28号 令和７年度大江町水道事業会計予算を議題とします。

質疑、討論を省略し、採決します。

議第28号 令和７年度大江町水道事業会計予算、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第9、議第29号 大江町副町長の選任についてを議題とします。

〔書記朗読〕

○議長（宇津江雅人君） 提出者の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第29号 大江町副町長の選任について、ご説明を申し上げます。

現職の副町長であります桃井亮一氏は、コロナ禍が明けた時期の令和5年4月に就任していただき、これまで、道の駅再整備事業や、百目木地区の堤防整備に向けての調整など、困難かつ喫緊の行政課題解決に向け、私の右腕として、手腕を発揮していただきました。

また、産業振興公社の社長としても、健康温泉館のリニューアルや、新たに道の駅の管理運営を担うなど、経営環境が厳しさを増す中、立て直しに向けて道筋を立てていただきました。

先般、令和7年3月末をもって辞職したいとの申出があり、私としても非常に残念ではありますが、山形県における人事の都合によるものでもあり、本人の将来を考えればやむを得ないものだと判断し、辞職願を受理したところであります。

後任の人選に当たっては、町を取り巻く環境が年々厳しさを増し、行政課題が山積している中で、引き続き山形県とのつながりをさらに深めることで町政の発展が図れるとの思いから、県から来ていただくことが町にとって最良の選択肢であると判断をさせていただきました。

したがって、ただいま書記から朗読のあったとおり、菅野光昭氏を適任と認め、提案をさせていただくものであります。

菅野氏は、山形市の城西町に在住しており、昭和47年11月22日生まれの52歳の方であります。

配付させていただいております略歴のとおり、東北大学経済学部を卒業後、平成7年に山

形県に奉職され、財政部門や農業、福祉と県庁中枢の多彩な分野で活躍されており、現在は、村山総合支庁総務課の連携支援室長として、市町村との関わりも強い要職を務められています。

これらの豊富な行政経験を生かし、今後の大江町の発展と、様々な行政課題解決に向け、町政全般にわたってご尽力いただける方であると確信をしております。

以上のことから、菅野光昭氏を大江町副町長として適任と認め、令和7年4月1日付で選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるため提案をさせていただいているものであります。

ご審議の上、ご同意くださいますように、心からお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 議第29号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 以上で質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第29号 大江町副町長の選任についてを採決します。

この採決は、議会運営委員会の協議に基づき、起立によって行います。

本案について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は同意することに決定しました。

◎議第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第10、議第30号 令和6年度大江町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第30号 令和6年度大江町一般会計補正予算（第10号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、1月からの大雪によりまして、各地で果樹の枝折れなどの農作物被害や、パイプハウス、果樹棚の倒壊などの農業用施設被害が発生しております。

雪解けの遅れによる春作業への影響も懸念されていることから、県との協調により、被害の軽減と拡大防止、生産の維持、確保に向けた対策を行うものであります。

基本的には、3つのメニューとなっており、1点目は、雪解けを促進するための融雪剤の購入への支援、2点目は、枝折れなどに対応するための殺菌用農薬の購入支援、3つ目は、補植用の苗木の購入支援であります。

歳入予算につきましては、歳出の特定財源として県支出金を追加するほか、町債を追加しております。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ650万円を追加し、補正後の予算総額を71億1,140万円とするものであります。

3ページ上段の第2表繰越明許費は、ただいま説明いたしました事業につきまして、翌年度にかけて対応が必要となることから、翌年度へ繰り越すものであります。

下段の第3表地方債補正は、林道施設災害復旧事業について、起債の計画が認定されたことから、限度額を追加しております。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 担当課長の詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） それでは、令和6年度大江町一般会計補正予算（第10号）についてご説明いたします。

3ページの第2表繰越明許費と、第3表地方債補正は、ただいまの町長説明のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたしますので、4ページ下段をご覧ください。

2款総務費は452万円の増額です。

1項4目財産管理費は、財政調整基金への積立てとなります。

この結果、年度末の基金残高は、前年度から1億400万円程度の減少となる見込みとなっ

ております。

6 款農林水産業費は198万円の増額です。

1 項 3 目農業振興費は、ただいまの町長説明のとおりであります。大雪による農作物等被害の対策となっています。今回、議決をいただきましたら、早急に融雪剤の支援に取り組むこととし、その後、雪解けの状況を見ながら、殺菌用農薬の支援と、補植用苗木の購入に順次取り組んでいくこととしております。

以上が歳出予算の概要であります。

上段の歳入予算をご覧ください。

15款県支出金は、今説明しました歳出予算に充当する特定財源となります。

また、21款町債は、林道長畑線の復旧事業に充てるものとなりますが、緊急自然災害防止対策事業債の活用に当たり、事業計画が認定されたことから計上したものとします。

以上が、令和 6 年度大江町一般会計補正予算（第10号）の内容であります。

○議長（宇津江雅人君） 議第30号について、歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第30号 令和 6 年度大江町一般会計補正予算（第10号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第11、発議第 1 号 大江町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、伊藤慎一郎君。

○議員運営委員会委員長（伊藤慎一郎君） ご説明いたします。

発議第1号 大江町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

今回の条例改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、行政の手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という）が一部改正され、番号利用法第2条、用語の定義に、新たに第8項カード代替電磁的記録が新設されたことにより、以降の項番が順次繰り下げられることになりました。

この改正に伴い、本条例で引用する条項に繰下げが生じるため、また、所要の規定の整備のため、本条例の改正を行うものであります。

それでは、資料14の新旧対照表をご覧ください。

1 ページ上段、本条例第2条第10項で引用している番号利用法第2条第8項が、第2条第9項に、2 ページ下段、本条例第12条第5項の表の中で引用している番号利用法第2条第9項が、第2条第10項に、それぞれ引用条文の項ずれを改めるものです。

そのほかの箇所については、文言の整理など、所要の整備によるものとなっております。

改正附則では、本条例の施行日を、改正される番号利用法の施行日である令和7年4月1日とするものであります。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 発議第1号の質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 以上で質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

発議第1号 大江町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願審査委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第12、請願第1号 「国による学校給食の無償化を求める意見書の提出について」の請願を議題とします。

請願第1号について、総務文教常任委員会委員長より審査結果の報告を求めます。

7番、安食幸治君。

○総務文教常任委員会委員長（安食幸治君） 請願審査報告書。

件名。請願第1号 「国による学校給食の無償化を求める意見書の提出について」の請願。

審査の経過。令和7年第1回定例会で付託されました本請願について、3月7日、総務文教常任委員会を開催し慎重に審査しました。

審査の結果。本委員会は、全員賛成により採択すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

令和7年3月13日、大江町議会総務文教常任委員会委員長、安食幸治。

大江町議会議長、宇津江雅人殿。

以上であります。

○議長（宇津江雅人君） 請願第1号の質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

請願第1号 「国による学校給食の無償化を求める意見書の提出について」の請願について、委員長の報告は採択すべきものです。

本請願を委員長報告原案のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、請願第1号は、委員長報告原案のとおり採択することに決定いたしました。

7番、安食幸治君。

○7番（安食幸治君） 発議があります。

◎日程の追加

○議長（宇津江雅人君） ただいま安食幸治君から、発議第3号 「国による学校給食の無償化を求める意見書の提出について」の請願の議案が提出されました。

お諮りします。

ただいま提出のあった議案1件を追加日程として議案にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号 「国による学校給食の無償化を求める意見書の提出について」の請願の件を追加日程として議題にすることに決定しました。

ここで議案書配付のため、暫時休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時41分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 追加日程第2、発議第3号 「国による学校給食の無償化を求める意見書の提出について」の請願を議題とします。

〔書記朗読〕

○議長（宇津江雅人君） 提出者の説明を求めます。

7番、安食幸治君。

○7番（安食幸治君） 国による学校給食の無償化を求める意見書の提出につきましては、ただいま書記が朗読したとおりでありますので、ご採択くださいますようお願いいたします。

○議長（宇津江雅人君） 質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

発議第3号 「国による学校給食の無償化を求める意見書の提出について」の請願、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本意見書は原案のとおり提出することに決定しました。

◎閉会中の継続調査について

○議長（宇津江雅人君） 日程第13、閉会中の継続調査についてを議題とします。

ご覧のとおり、各常任委員会委員長と議会運営委員会委員長との連名で、大江町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

本件については申出のとおり継続調査を行うこととしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は申出のとおり継続調査を行うことに決定しました。

◎議員の派遣について

○議長（宇津江雅人君） 日程第14、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

本件につきましても、記載のと通りの研修会等に積極的に派遣し、議員個人の資質の向上と議会全体の活性化を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

したがって、記載のとおり、議員を派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（宇津江雅人君） 以上で、本日の議事日程を終了するとともに、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって、令和7年第1回大江町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時48分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 7 年 6 月 2 日

議 長 宇津江 雅 人

署 名 議 員 櫻 井 和 彦

署 名 議 員 藤 野 広 美